

— 目 次 —

(1 2 月 3 日)

告 示	1
応 招 議 員	1
議 事 日 程	4
本日の会議に付した事件	5
出 席 議 員	7
欠 席 議 員	7
議会事務局職員出席者	7
説明のために出席した者	7
開会、開議宣告	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	9
議長の諸般報告	9
市長の行政報告	9
総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告	1 2
厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告	1 7
産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告	1 9
長崎県病院企業団議会議員の報告	2 1
認定第 1 号	2 2
認定第 2 号	2 4
認定第 3 号	2 4
認定第 4 号	2 4
認定第 5 号	2 5
認定第 6 号	2 5
認定第 7 号	2 5
認定第 8 号	2 5
承認第 1 2 号	3 0
承認第 1 3 号	3 0
議案第 6 1 号	3 3
議案第 6 2 号	3 5

議案第63号	35
議案第64号	35
議案第65号	39
議案第66号	40
議案第67号	40
議案第68号	43
議案第69号	47
議案第70号	47
議案第71号	48
議案第72号	49
議案第73号	51
議案第74号	52
議案第75号	52
議案第76号	53
議案第77号	53
議案第78号	55
散 会	57

(12月4日)

議 事 日 程	59
本日の会議に付した事件	59
出 席 議 員	59
欠 席 議 員	59
議会事務局職員出席者	59
説明のために出席した者	59
開議宣告	60
市政一般質問	60
7番 入江 有紀君	61
1番 糸瀬 雅之君	71
6番 伊原 徹君	83
散 会	92

(1 2 月 5 日)

議 事 日 程	9 3
本日の会議に付した事件	9 3
出 席 議 員	9 3
欠 席 議 員	9 3
議会事務局職員出席者	9 3
説明のために出席した者	9 3
開議宣告	9 4
市政一般質問	9 4
1 0 番 小島 徳重君	9 4
1 1 番 黒田 昭雄君	1 0 6
1 6 番 大浦 孝司君	1 1 4
散 会	1 2 3

(1 2 月 6 日)

議 事 日 程	1 2 5
本日の会議に付した事件	1 2 5
出 席 議 員	1 2 5
欠 席 議 員	1 2 5
議会事務局職員出席者	1 2 5
説明のために出席した者	1 2 5
開議宣告	1 2 6
市政一般質問	1 2 6
9 番 脇本 啓喜君	1 2 6
1 3 番 波田 政和君	1 3 7
散 会	1 4 8

(1 2 月 1 7 日)

議 事 日 程	1 4 9
本日の会議に付した事件	1 4 9
出 席 議 員	1 4 9
欠 席 議 員	1 5 0

議会事務局職員出席者	150
説明のために出席した者	150
開議宣告	151
議案第61号	151
議案第71号	151
議案第73号	151
議案第74号	151
議案第75号	151
議案第79号	157
議案第80号	158
発議第9号	159
委員会の閉会中の継続審査について	162
閉 会	164
署 名	165

対馬市告示第155号

令和6年第4回対馬市議会定例会を次のとおり招集する

令和6年11月19日

対馬市長 比田勝尚喜

1 期 日 令和6年12月3日（火）

2 場 所 対馬市議会議場

○開会日に応招した議員

糸瀬 雅之君	陶山莊太郎君
神宮 保夫君	島居 真吾君
坂本 充弘君	伊原 徹君
入江 有紀君	船越 洋一君
脇本 啓喜君	小島 徳重君
黒田 昭雄君	小田 昭人君
波田 政和君	小宮 教義君
上野洋次郎君	作元 義文君
春田 新一君	初村 久藏君

○12月4日に応招した議員

糸瀬 雅之君	陶山莊太郎君
神宮 保夫君	島居 真吾君
坂本 充弘君	伊原 徹君
入江 有紀君	船越 洋一君
小島 徳重君	黒田 昭雄君
小田 昭人君	波田 政和君
小宮 教義君	上野洋次郎君
大浦 孝司君	作元 義文君
春田 新一君	初村 久藏君

○12月5日に応招した議員

糸瀬 雅之君	陶山莊太郎君
神宮 保夫君	島居 真吾君

坂本 充弘君
入江 有紀君
小島 徳重君
小田 昭人君
小宮 教義君
大浦 孝司君
春田 新一君

伊原 徹君
船越 洋一君
黒田 昭雄君
波田 政和君
上野洋次郎君
作元 義文君

○12月6日に応招した議員

糸瀬 雅之君
神宮 保夫君
坂本 充弘君
入江 有紀君
脇本 啓喜君
黒田 昭雄君
波田 政和君
上野洋次郎君
作元 義文君
初村 久藏君

陶山荘太郎君
島居 真吾君
伊原 徹君
船越 洋一君
小島 徳重君
小田 昭人君
小宮 教義君
大浦 孝司君
春田 新一君

○12月17日に応招した議員

糸瀬 雅之君
神宮 保夫君
坂本 充弘君
入江 有紀君
脇本 啓喜君
黒田 昭雄君
波田 政和君
上野洋次郎君
作元 義文君
初村 久藏君

陶山荘太郎君
島居 真吾君
伊原 徹君
船越 洋一君
小島 徳重君
小田 昭人君
小宮 教義君
大浦 孝司君
春田 新一君

○12月3日に応招しなかった議員

大浦 孝司君

○12月4日に応招しなかった議員

脇本 啓喜君

○12月5日に応招しなかった議員

脇本 啓喜君

初村 久藏君

○12月6日に応招しなかった議員

○12月17日に応招しなかった議員

令和6年 第4回 対馬市議会定例会会議録(第1日)

令和6年12月3日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和6年12月3日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第8 長崎県病院企業団議会議員の報告
- 日程第9 認定第1号 令和5年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第2号 令和5年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第3号 令和5年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第4号 令和5年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第5号 令和5年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第6号 令和5年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第7号 令和5年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第8号 令和5年度対馬市水道事業会計決算の認定について
- 日程第17 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度対馬市一般会計補正予算(第6号))
- 日程第18 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度対馬市一般会計補正予算(第7号))

- 日程第19 議案第61号 令和6年度対馬市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第20 議案第62号 令和6年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第63号 令和6年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第64号 令和6年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第65号 令和6年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第66号 令和6年度対馬市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第67号 令和6年度対馬市漁業集落排水事業会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第68号 対馬市一般職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第69号 対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第70号 対馬市体育施設条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第71号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第72号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第31 議案第73号 対馬市観光情報館ふれあい処つしまの指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第74号 対馬市仁田ダム運動公園の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第75号 体験であい塾匠の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第76号 工事請負契約の締結について
- 日程第35 議案第77号 工事請負契約の締結について
- 日程第36 議案第78号 財産の取得について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

- 日程第8 長崎県病院企業団議会議員の報告
- 日程第9 認定第1号 令和5年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第2号 令和5年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第3号 令和5年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第4号 令和5年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第5号 令和5年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第6号 令和5年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第7号 令和5年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第8号 令和5年度対馬市水道事業会計決算の認定について
- 日程第17 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度対馬市一般会計補正予算（第6号））
- 日程第18 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度対馬市一般会計補正予算（第7号））
- 日程第19 議案第61号 令和6年度対馬市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第20 議案第62号 令和6年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第63号 令和6年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第64号 令和6年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第65号 令和6年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第66号 令和6年度対馬市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第67号 令和6年度対馬市漁業集落排水事業会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第68号 対馬市一般職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第69号 対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第70号 対馬市体育施設条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第71号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第72号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便

性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

- 日程第31 議案第73号 対馬市観光情報館ふれあい処つしまの指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第74号 対馬市仁田ダム運動公園の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第75号 体験であい塾匠の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第76号 工事請負契約の締結について
- 日程第35 議案第77号 工事請負契約の締結について
- 日程第36 議案第78号 財産の取得について

出席議員（18名）

1 番 糸瀬 雅之君	2 番 陶山莊太郎君
3 番 神宮 保夫君	4 番 島居 真吾君
5 番 坂本 充弘君	6 番 伊原 徹君
7 番 入江 有紀君	8 番 船越 洋一君
9 番 脇本 啓喜君	10 番 小島 徳重君
11 番 黒田 昭雄君	12 番 小田 昭人君
13 番 波田 政和君	14 番 小宮 教義君
15 番 上野洋次郎君	17 番 作元 義文君
18 番 春田 新一君	19 番 初村 久藏君

欠席議員（1名）

16 番 大浦 孝司君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	平間 博文君	次長	藤原 亘宏君
課長補佐	糸瀬 博隆君	係長	小島 亮君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵 輝孝君
副市長	一宮 努君
教育長	中島 清志君
総務部長	木寺 裕也君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	犬束 幸吉君
しまづくり推進部長	三原 立也君
観光交流商工部長	阿比留忠明君
市民生活部長	村井 英哉君
福祉部長	田中 光幸君
保健部長	桐谷 和孝君
農林水産部長	平川 純也君
建設部長	内山 歩君
水道局長	舍利倉政司君
教育部長	扇 博祝君
中対馬振興部長	原田 武茂君
上対馬振興部長	原田 勝彦君
消防長	井 浩君
会計管理者	勝見 一成君
監査委員事務局長	志賀 慶二君
農業委員会事務局長	栗屋 孝弘君

午前10時00分開会

○議長（初村 久藏君） おはようございます。

報告します。大浦孝司君から欠席の届出があっております。

ただいまから、令和6年第4回対馬市議会定例会を開会します。

議場の換気のため、出入口を開放して会議を運営することとします。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（初村 久藏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、島居真吾君及び坂本充弘君を指名いた

します。

日程第2. 会期の決定

○議長（初村 久藏君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、配付しております会期日程案のとおり、本日から12月17日までの15日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。会期は本日から12月17日までの15日間に決定しました。

日程第3. 議長の諸般報告

○議長（初村 久藏君） 日程第3、議長の諸般報告を行います。

第3回定例会終了後以降の議長の行動等は、配付しております庶務報告書のとおりであります。次に、各常任委員会から委員派遣に関する調査報告の提出がっておりますので、報告をいたします。

総務文教常任委員会は、長崎県庁、北九州市を訪問し、長崎県国民保護計画、空き家対策について、産業建設常任委員会は、熊本県八代市、北九州市を訪問し、陸上養殖事業、宿泊税などについて、それぞれ視察、調査研究を行っております。

詳細につきましては、タブレットに掲載しております、委員会調査報告書のとおりであります。以上、報告を終わります。

日程第4. 市長の行政報告

○議長（初村 久藏君） 日程第4、市長の行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がっておりますので、これを受けます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） おはようございます。本日ここに、令和6年第4回対馬市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席賜り、厚く御礼申し上げます。

まず、初めに、去る11月15日に薨去されました三笠宮崇仁親王妃百合子殿下に謹んで哀悼の意を表し、市民皆様とともに安らかなる御冥福を心よりお祈り申し上げます。

次に、11月15日付で新聞に掲載されました、美津島町の旧浅海中学校跡地の取得についてでございますが、記事は、防衛省が陸上自衛隊の基礎訓練などを実施するため、美津島町の旧浅海中学校跡地の取得を計画しており、令和7年度概算要求で土地と建物の購入費を計上しているという内容であり、本件につきましては、市は陸上自衛隊対馬警備隊から当該施設の跡地利用に

ついて相談を受けていたところであります。

市では、災害など有事の際の自衛隊活動拠点にもなり得るものと考えられることから、売却について前向きに検討する旨を先方にお伝えしておりました。現時点では、先方も予算要求の段階であり、今後市に対して正式に申出があれば、市といたしましては、早い段階で近隣地区の皆様に対する説明を行い、かつ御理解を得た上で対応することとしております。

次に、さきの衆議院議員総選挙において、長崎２区で御当選されました加藤竜祥議員、山田勝彦議員に対し、心からお喜びを申し上げます。今後も国政の場において一層の御活躍を御期待し、本市の発展のためにお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

それでは、９月定例会以降、本日までの主な事項につきまして御報告を申し上げます。

まず、初めに、石川県の能登半島大雨災害による義援金についてでございますが、令和６年９月に石川県能登地方で発生しました大雨により、人的被害や住宅被害が報告され、加えて、能登半島地震から復興の途上にある地域に、甚大な被害が生じております。

本市ではこのような状況を受け、現地での救援・復興活動を支援するため、市役所各庁舎に募金箱を設置し、本年１２月２０日まで義援金の受付を行っています。

皆様の御支援と御協力をお願いいたしますとともに、被災地の一日も早い復旧・復興が図られますよう、心よりお祈り申し上げます。

次に、しまづくり推進部についてでございます。

海洋ごみ解決に向けた取組の一つとして、１１月９日、包括連携協定を締結しております株式会社博多大丸と大丸福岡天神店エルガーラ・パサージュ広場でクリスマスツリーの点灯イベントを開催しました。

イベントは、今年で３回目を迎えます。

クリスマスツリーの制作は、対馬高校ユネスコスクール部の生徒が参加し、一人でも多くの方々に行動変容のきっかけをつくりたいという思いで、絶滅危惧種である、「ツシマウラボシジミ」をモチーフにオーナメントされています。

クリスマスツリーの点灯は、同校ユネスコスクール部の生徒たちの手で行われ、併せまして、生徒たちには日頃の絶滅危惧種（ツシマウラボシジミ・オウゴンオニユリ）に対する保全活動並びに海岸清掃活動の報告に加え、対馬の未来についてのトークイベントに参加していただきました。

対馬が抱える課題や漂流ごみを通した環境問題をこのイベントで提起するとともに、本市における取組を広く発信していただいております。

今後も企業と連携し、対馬の抱える課題解決のため、SDGsの取組を推進してまいります。

なお、クリスマスツリーは、本年１２月２５日まで点灯しております。福岡に行かれた際は、

ぜひお立ち寄りください。

次に、中対馬振興部についてでございます。

市政20周年記念事業として、「つしまんなかまつり」並びに「第37回いきいき豊玉まつり産業祭」を実施しました。

10月6日、峰町佐賀漁港埋立地において、「つしまんなかまつり」が5年ぶりに開催されました。

当日はあいにくの雨模様でありましたが、園児、小中学生によるダンスや海神太鼓の演奏をはじめ、宝探しゲーム、魚のつかみ取り、花火大会など、子供から大人まで楽しめたイベントとなり、約3,000人の来場者でにぎわいました。

11月3日、豊玉文化会館駐車場を会場として、第37回いきいき豊玉まつり産業祭が開催され、2,500人を超える市民の皆様に御来場いただきました。

祭りは、豊玉こども園の園児によるダンスを皮切りに、ロングかすまき早食い競争など、多彩なイベントに加え、農林水産物の販売、毎年恒例のイノシシ肉を使った「豊玉元気鍋」の提供も行われ、多くの市民でにぎわいました。また、本市と海山交流事業を行っております熊本県山江村からも特産品の御出展をいただき、盛会裏に終了しました。

次に、教育委員会事務局についてでございます。

10月12日、上対馬町比田勝の豊崎神社において、「万葉の和琴～対馬から大和へ～」と題した雅楽公演を行い、約120人が来場しました。

来場者は、夕べの厳粛な雰囲気の中、対馬の桐でつくられた和琴の演奏と春日大社の雅楽の舞を通じて、悠久の時を超える調べを堪能していました。

次に、福山雅治さんのライブビューイングについてでございます。

10月13日、長崎スタジアムシティのこけら落としとして、福山雅治さんのコンサートのライブビューイングを実施しました。

対馬市公会堂において、長崎スタジアムシティでの映像と歌声をライブで市民にお届けすることができ、会場に詰めかけた約190人は、スクリーン越しに福山雅治さんのパフォーマンスを楽しまれ、心に残るライブとなりました。

次に、対馬市スポーツフェスタ2024についてでございます。

11月4日、豊玉総合運動公園で、対馬市スポーツフェスタ2024を開催し、約130名の小学生が参加しました。

本フェスタは、小学生を対象とし、ウォーキング大会を皮切りに、陸上、サッカー、バスケットなどの各種スポーツの魅力を発信するとともに、楽しみながらスポーツに関わる機会を提供することを目的としております。

ゲストには、オリンピック陸上400メートル日本代表の佐藤拳太郎氏、サッカーの元日本代表高木琢也氏、徳永悠平氏をお招きし、3人によるトークショーや子供たちが実際に各種スポーツを体験し、アクティビティを楽しんでいました。

本市では、今後も、対馬の将来を担う子供たちに夢と希望を抱いてもらえるような機会を提供し、スポーツを通じて対馬を盛り上げていけるよう、取組を邁進してまいります。

次に、消防本部についてでございます。

消防フェスタ2024について、10月20日、消防署において消防フェスタ2024を開催し、市民約250人が参加しました。

本フェスタは、消防行政の理解、防火や防災への関心を深めてもらうことを目的としており、当日は13メートルブーム付消防自動車乗車体験をはじめ、消防服の試着、消火器体験などを行いました。特に消防職員による降下訓練では、救助隊員の救助技術を間近で見えいただき、より身近に消防を感じていただきました。

以上が行政報告でございます。

本定例会において御審議願います案件でございますが、予算に係る専決処分の承認2件、令和6年度一般会計など補正予算7件、条例の一部改正5件、指定管理者の指定3件、工事請負契約の締結2件、財産取得1件、合わせて20件でございます。

内容につきましては提案の際、担当部長から説明を行いますので、慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、開会に当たっての挨拶といたします。

○議長（初村 久藏君） 以上で、行政報告を終わります。

日程第5. 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（初村 久藏君） 日程第5、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。
総務文教常任委員長、陶山莊太郎君。

○議員（2番 陶山 莊太郎君） おはようございます。それでは、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を行います。

本委員会は、令和6年10月24日、対馬市役所厳原庁舎別館第1会議室において、教育委員会事務局から扇教育部長、扇次長のほか2名に出席いただき、厳原小学校建て替え計画と学校の統廃合について所管事務調査を行いました。

まず、厳原小学校において、校舎の現状や計画されている新校舎と体育館の建て替え位置及び関連する工事の実施要領などを確認した後、会議室に移動し、建て替え計画のスケジュールと問題点及び学校の統廃合について説明を受けました。

厳原小学校の校舎は昭和40年、体育館は昭和44年に建設され、平成22年の耐震補強工事や随時の維持補修を行っているものの、老朽化が激しく、特に外廊下は、児童の安心・安全な学校生活と給食運搬時の衛生面に多大な支障を来しています。

建て替えについては、厳原市街地に学校用地として必要な条件に適した場所がなく、現敷地内での建て替えを計画しており、現在までに基本設計まで終了しているとのことです。

今後計画している建て替えスケジュールについては、2年間で測量、実施設計を実施し、工事については、資材搬入等の用地などを確保するため、現体育館の解体及び敷地南側の張り出しスラブの解体と擁壁改修に2年間、現グラウンド敷地内に新体育館建築と引越しに2年間、普通教室12部屋、特別支援教室4部屋と、通級指導教室2部屋などを設けた鉄筋コンクリート3階建ての新校舎建築と引越しに3年間、旧校舎解体とグラウンド改修工事に2年間の全体で9年間を要するとのことでした。

また、建て替えに伴う課題については、工事中の児童と職員の安全確保や、騒音・振動による学習などへの影響もありますが、1番の課題は体育館で4年間、グラウンドで9年間の長期の使用不能期間が発生することです。

その対策としまして、体育等の授業や行事の開催時には、小型バスによる清水ヶ丘多目的広場・厳原体育館、県立対馬高校及び対馬市交流センターへの送迎等を検討しているとのことでした。

次に、学校の統廃合についてですが、令和6年度の学校数は小学校15校、中学校11校の計26校であり、児童生徒数は小学校1,203人、中学校637人の計1,840人です。児童生徒数は毎年減少しており、令和12年度には小・中学校を合わせて1,600人を下回る見込みとのことでした。

現在は、令和3年に策定した「第2期対馬市立学校及び幼稚園等統合推進計画」における令和7年度までの前期期間であり、統合の基本的な考え方は次の3つであるとのことです。

1、学校の適正規模は、複式学級の解消を進め、小学校は6学級以上、児童数70人以上とし、中学校は3学級以上、生徒数50人以上を目安とする。

2、通学距離と時間は、長距離通学の負担を考慮し、スクールバス通学を基本として、小学校は概ね20キロの40分以内、中学生は概ね25キロの50分以内とする。（ただし、保護者と地域住民の意思、道路事情等によってはこの限りではない。）

3、通学区間は、原則として小学校と中学校を同一区域とする。

また、統合の進め方については、2年間の統合協議期間を設定し、この間に保護者説明会、地区説明会を開催して、保護者と地域住民に十分な説明、協議を行い、理解と協力を得るようにしているとのことです。また、計画時期以外でも、小学校は児童数が20人を下回る場合、中学校

は複式学級になる見込みの場合には、協議を開始するとのことです。

統合の合意が得られた場合は、1年間程度を準備期間とし、統合先の学校との交流学习、教育委員会と統合する学校及び統合先の学校とにおいて、備品や文書整理の協議を行うとともに、統合する学校のPTAや地域住民などで構成する閉校準備委員会を設置し、閉校へ向けての準備を進めるとのことです。

令和5年度は、豆酥中学校、今里小学校、仁田中学校及び美津島北部小学校で保護者説明会を実施した結果、豆酥地区においては、令和2年度からの協議により、保護者が小・中学校ともに久田に統合することで合意し、その後に地区も合意したことから、令和8年度に小・中学校ともに統合する予定であります。ほかの3校については、今後も協議を進めていくとの説明を受けました。

委員からは、厳原小学校の建て替えについては、長期間の体育館とグラウンドの使用不能期間を解消するため、本当に建て替え用地として適した場所はないのか、清水ヶ丘多目的広場・厳原体育館も含め、再度検討してほしい、近隣の学校との統合を進めることにより、工事期間に限定した学校の配置替えなど、柔軟な対応をとってほしい、また、学校の統合については、保護者や地域の意見も尊重することは分かるが、子供たちのよりよい学校生活を最優先とした計画を進めてほしい、児童生徒数の減少を見据えて、早期の説明を実施することにより、円滑な計画の推進を図ってほしいなどの意見がありました。

教育行政においては、教育を受ける権利を有する子供たちを真ん中に置き、そのためには何をすべきなのかを常に考え、各事業を計画、推進してもらうことを要望します。

次に、本委員会の閉会中の継続審査案件になっております、発議第4号、国境、対馬市平和の日条例について、市役所本庁別館第一会議室において、総務部との意見交換を行いました。その中で、市民に根づいた条例とするために、市民の意見を聞く必要がある、当面は継続審査として時間をかけて調査研究する必要があるなどの意見があり、委員会としても慎重に審査をした上で結論を出すべきとして、引き続き、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長（初村 久藏君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。10番、小島徳重君。

○議員（10番 小島 徳重君） 今、厳原小学校の建て替えを検討しますということの報告は聞いておりました。

初めて日程的なこととかが、議会の中で具体化したものが出てきたんですけども、その中で気になったのが、建て替え期間中、体育館では4年間、グラウンドでは9年間の長期の使用不可能期間が発生するという報告があって、委員の中からも、このことについては、検討の余地がある

んじゃないかというような意見が出ております。それで、このことは、委員会としては、また検討される機会とか、そういうのがあるのかどうかというのを、1点お尋ねをしたいと思います。

それから、もう一点は、巖原小学校現地は高台にあるわけですが、ここの道路事情、通学路等、いろいろな外部からの車の出入り等、今の現状のところは大変狭いです。

そして、上って行って玄関のところにたどり着くまでのところが急な曲がり角になっています。そういうこともあって、いわゆる道路の状況、取付け道路といいますか、どこの位置にどのように計画されているのか、そのあたりの報告があったかどうかということ、この2点を、確認をしたいと思います。

○議長（初村 久藏君） 委員長、陶山荘太郎君。

○議員（2番 陶山 荘太郎君） まず、小島議員の質問についてお答えします。

体育館とグラウンドの長期の使用不能期間が発生することにつきましては、まず現体育館を解体して、まず初めに。基本計画においては。そこに工事車両とか、資材等を集積とか、運搬するスペースをまずつくって、そして、擁壁工事を終了した後、現グラウンドの敷地内に新校舎を建設するということで、その中で体育館とグラウンドの使用不能期間が発生します。グラウンドにおいては約9年間、体育館については、体育館を解体しまして、まず新体育館の建設から始まりますので、その建設が終わったら体育館が使用できるようになりますので、体育館の使用不能期間のほうが短いということでした。

今、私が調べた情報によりますと、第1回の保護者説明会は開催していただいたということで、すけれども、参加人数が非常に少なかったということで、PTAにも、この間行政報告を行ったんですけれども、教育委員会と一緒にになって保護者のほうも、この問題は考えてほしいという提議はしております。

次に、道路につきましては、今のところ車幅の拡張とか、そういうことは計画されておられません。基本計画においては。現地を見る限りでも、そこはちょっと厳しいんじゃないかと、委員会としても考えております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 10番、小島徳重君。

○議員（10番 小島 徳重君） グラウンドが9年間使えない。その間の体育活動というか、それは体育館が建て替われば4年で使えるようになるというのはありますけれども、それにしても、学校の生活、学校の在り方として、やっぱりこれは十分今後検討していかなきゃいけないんじゃないかという感じを受けました。

そして、やはり先ほど申したように、そのこととも関連しますが、道路のことも、これ十分検討した上で、建て替え、現地でするなら考えなきゃいけないと思います。

1 回私は一般質問で取り上げさせていただいたんですが、登校時に車と児童が接触しそうになって、そういうあわや事故というか、人身事故になるような事例もあっていますが、そのあたりも含めて、議会としても少しよく吟味する必要がある。委員の方から出た意見というのが、私はもっともな意見だというふうに思っています。

建て替えについては賛成です。もう校舎としては年数もたっていますし、それから校舎の構造が、今の子供たちの生活には不向きだということも十分皆さん御存じですから、建て替えそのものは賛成ですけども、場所と方法といろいろ検討が必要じゃないかということを要望しておきます。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 委員長、陶山荘太郎君。

○議員（2 番 陶山 荘太郎君） 小島議員の意見につきましては、全くごもっともだと思います。委員会としても、代替道路というか、観光道路からの接続とか、そういうところ意見が出たんですけども、あそこは急傾斜特別警戒区域にかかっておりまして、ちょっと観光道路からの接続は困難であろうという結果に達しております。

そして、やはり工事車両と子供たち、特に、児童たちが接触するようなことがないように、委員会としても、別の用地に建て替える場所がないのかとか、工事期間中は、どことは言えませんが、近隣の小学校との統合を進めて、工事期間中だけは、そこを厳原小学校として運用していくような柔軟な考えを、要望はしております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑ありませんか。1 番、糸瀬雅之君。

○議員（1 番 糸瀬 雅之君） 今、統合の厳原小学校の問題が出ておりますけども、将来的にこの建て替えの問題は、統合の問題とも、金田小学校、厳原北小学校、そこら辺の将来的な統合の話と、あと建て替え場所についての関連性の話はなかったのか、1 点お尋ね申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 委員長、陶山荘太郎君。

○議員（2 番 陶山 荘太郎君） 先ほども申し上げましたとおり、統合期間を進めて、そういう意見が出ておりますので、そこは教育委員会には伝えております。

あとは、建て替え地域については、もう一回、文科省ともう一回協議をしていただいて、それが無理であれば別の手を考えていただきたいという要望をしております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 1 番、糸瀬雅之君。

○議員（1 番 糸瀬 雅之君） この建て替え用地なんですけども、やはり教育委員会だけの動きでは、ちょっと用地的なものも厳しいんじゃないかと思っておりますので、これは要望なんです

けども、やはり市長並び副市長あたりが、用地関係は一緒になって動いていってほしいと、これは要望でございますので、よろしくお願いしておきます。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） これで質疑を終わります。

日程第6．厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（初村 久藏君） 日程第6、厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。厚生常任委員長、島居真吾君。

○議員（4番 島居 真吾君） おはようございます。厚生常任委員会の所管事務調査報告を行います。

本委員会は、令和6年10月29日に、対馬市生ごみ等堆肥化施設、汚泥再生処理センター厳美清華苑及び対馬クリーンセンターにおいて、村井市民生活部長、阿比留環境政策課長及び担当職員に出席を求め、各施設の概要と運営状況について所管事務調査を行いました。

まず、美津島町根緒にある対馬市生ごみ等堆肥化施設において施設内を視察し、施設の概要と生ごみ回収事業の取組について説明を受けました。

当施設は、平成27年3月から供用開始し、堆肥化機械で好気性発酵処理を行っているとのこと。この生ごみ回収事業は、各家庭や事業所から排出される生ごみを市が回収し、集めた生ごみから生ごみ堆肥の再資源化を行っており、生ごみの分別回収により可燃ごみの量が減り、焼却量が減ることで焼却費用やCO₂排出量の削減を図ることを目的とした事業であります。

令和5年度における堆肥化実績は、事業所59か所から163.3トン、一般家庭2,288世帯から177.4トンの生ごみが回収されており、総量340.7トンの生ごみから29.6トンの有機肥料がつくられております。再資源化した生ごみ堆肥「堆ひっこ」は、生ごみ回収事業に加入している方に無料で配布されており、令和5年度は200人が利用し、27.53トンの「堆ひっこ」が有効活用されています。

次に、隣地にある汚泥再生処理センター厳美清華苑において施設内を視察し、施設の概要と汚泥再生処理について説明を受けました。当施設は、平成14年3月の供用開始後、施設の延命化工事と処理能力を増加するための改修工事を行い、令和3年度からは、1日の処理能力は、工事前の60キロリットルから81キロリットルとなっており、搬入されたし尿と浄化槽汚泥は、膜分離高負荷脱窒素処理方式と発酵方式により処理され、安定した良質の処理水と汚泥堆肥として循環資源化されているとのことでした。

令和5年度のし尿処理施設の使用台数は、1万5,129台で、使用料は468万9,990円、

搬入量は、し尿が1万9,554キロリットル、浄化槽汚泥が8,131キロリットル、合計2万7,685キロリットルとのことでした。また、施設で製造された汚泥堆肥「ありねよし」は、令和5年では8,830袋が生産されており、令和4年度在庫数と合わせて1万3,214袋が有機肥料として無料で配布され、循環資源の活用がされています。

次に、厳原町安神にある対馬クリーンセンターにおいて、施設内を視察し、施設の概要について説明を受けました。令和5年度において、焼却施設の種類別ごみ搬入量は、可燃ごみが一番多く約7,796トンで、総搬入量は約1万1,559トン、ごみ焼却量は1万1,096トンとなっています。

リサイクル品については、総引取量は1,025トン、引取金額は1,798万4,774円で搬入された瓶とペットボトルは、リサイクル協会が引取りを行っており、段ボールや古紙、スチール缶やアルミ缶、鉄くず等については、地元業者が有料にて引き取り、島外へ輸送され、リサイクルされているとのことでした。

焼却施設の焼却量と焼却経費の実績については、ごみ焼却量は1万1,096トン、灯油や電気、薬品、点検補修や工事費等ごみ焼却に係る経費は5億1,981万9,000円となっています。また、令和5年度最終処分場の総埋立量は、スラグや焼却不燃残渣等が約1,129トンで、最終処分場に埋立可能な全埋立量は3万9,000立方メートルに対して、平成15年度埋立開始からの埋立量は約1万6,512立方メートルとなっており、埋立可能年数は27年後の令和32年度までと推定されているとのことでした。

最後に、対馬クリーンセンター内の会議室において、質疑応答とまとめを行いました。委員から、国が2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を提案している中で、今後の施設の見通しについてどう考えているかとの質疑に対し、担当から、対馬クリーンセンターについては、平成29年から令和元年にかけて基本改良工事を実施し、工事後15年は使用可能とした長寿命化を図っており、あと9年程度は使用可能であると見込んでいる。国からの指針はまだ示されていないが、検討の必要性は感じているとの回答がありました。また、建設当初、建設地である安神地区の住民を施設職員として雇用するという話があったが、現在の雇用状況はとの質疑に対し、現在は1名雇用しているとの回答があり、安神地区の人口減少に歯止めをかけるためにも、施設職員はなるべく地元採用をしていただきたいとの意見がありました。

また、し尿くみ取り料金の高騰により、市民にとって経済的負担になっているのではとの質疑に対し、現在11業者あるし尿くみ取り許可業者が料金設定し、市に料金改定の申し入れがされているとのこと。市は適正価格か否かの判断をし、料金改定について承認を行っているとのことでした。

人件費と燃料費の高騰を理由に、県内全域においても、し尿くみ取り料金の値上がりが見受け

られており、対馬市においても県内全域と比較して、中間程度の料金設定としているとの説明を受けました。

また、世界的にごみや環境問題が深刻化している中で、対馬市においても、市民がごみの分別やリサイクルへの意識を高める取組を進めていくとともに、各施設において、市民の生活環境の向上を図るため、安全で効率的な施設運営、循環資源の活用等への取組をしていただきたいとの意見がありました。

以上で、厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長（初村 久藏君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第7. 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（初村 久藏君） 日程第7、産業建設常任委員会の閉会中の事務調査報告を行います。産業建設常任委員長、坂本充弘君。

○議員（5番 坂本 充弘君） おはようございます。それでは、産業建設常任委員会の所管事務調査報告を行います。

本委員会は、令和6年10月31日に、湯多里ランドつしま指定管理事業の現状と課題について所管事務調査を行いました。

当日は、佗副市長、阿比留観光交流商工部長、阿比留観光商工課長、永留観光商工課長補佐、株式会社クリル代表取締役藤井氏、株式会社サクラ代表取締役市口氏、湯多里ランドつしま支配人一ノ瀬氏に出席いただき、湯多里ランドつしまの施設内を現地視察し、その後、美津島行政サービスセンター別館2階大会議室において説明を受けました。

まず、指定管理業務における株式会社クリルと株式会社サクラの関係性についてですが、株式会社クリルの本社所在地は佐世保市で、代表取締役は藤井氏、取締役は小村氏と株式会社サクラの代表取締役である市口氏です。株式会社サクラの所在地は本市美津島町雞知で、取締役は置かれておりません。

出資者は株式会社クリル、株式会社サクラ、いずれも藤井氏であります。湯多里ランドつしまの責任者は、株式会社クリル社員の一ノ瀬氏が施設長となっております。

雇用の実態については、湯多里ランドつしま従業員の雇用は株式会社サクラで、賃金等の経理事務については株式会社クリルで行い、株式会社サクラで支払いが行われています。所得税については、源泉徴収等の経理事務は株式会社クリルで行い、株式会社サクラで納税がされています。

社会保険料等についても、所得税の取扱いと同様であります。水道料金と電気料金については、契約者は株式会社クリルで、水道料の経理事務は株式会社サクラが行い、市に納入し、電気料金は株式会社クリルが経理事務及び支払いを行っています。入湯税は株式会社サクラで経理事務及び納税がされています。

次に、湯多里ランドつしまの運営については、会社組織は総務・経理等の統括部門と事業行為を実施する営業部門の2つに大別され、営業部門として株式会社クリルの社員が施設長として現場を統括し、株式会社サクラの従業員が従事しています。統括部門は基本的に株式会社クリルが担い、施設長及び株式会社サクラの代表取締役はクリルの社員であり、状況把握及び意思決定等は円滑に行われているということでもあります。

これらの状況を踏まえ、市としては10月22日に改めて市の顧問弁護士に見解を伺っており、株式会社クリルと株式会社サクラについては、同一性があるとは法的には完全に言えないとのことであり、一方で同一性がないとも言いきれないということでもあります。精査の結果について、株式会社クリルと株式会社サクラが第三者であるか否かについては、弁護士の見解を踏まえ、微妙な判断であり、市としては湯多里ランドつしまの適正な指定管理者の在り方について、疑念が生じることがないように、今後指定管理者と協議を進めていきたいと考えているという説明でありました。

次に、従業員の賃金支払いについては、観光商工課において、令和6年9月17日に確認し、先の常任委員会において、遅配がないことを説明していたが、その後、新たに遅配が発生しているということでもあります。

その状況については、株式会社サクラに雇用されている従業員の9月分支給の賃金13人分について、一部未払いが発生したということでもあります。発覚の経緯については、10月7日に新たな遅配が発生しているとの情報が入り、基本協定書第16条、業務実施状況の確認により直ちに説明を求め、遅配が事実であることを確認。副市長に報告し、翌8日に口頭にて早急に支払うよう指導したということでもあります。翌9日に全額が支払われております。

その後の対応としては、基本協定書第17条に基づき、業務の改善勧告を行っております。その内容としては、労働基準法第24条において、通貨での支払い、労働者への直接払い、全額払い、毎月1回以上、一定期日支払いの5原則が定められております。法令と労働条件通知書に明示された全額を支払うことを遵守するよう勧告したということでした。改善勧告に基づき、市は指定管理者から勧告事項改善報告書を受理しております。今後の対応策として、10月支払日から6か月間、支払い完了後に速やかに支払いを確認できる関係資料が市へ提出されることとなっております。

今後においては、このようなことが発生しないよう、市及び指定管理者が高い意識で法令等を

遵守し、指定管理施設の信用回復と従業員の生活給であります賃金の未払いの未然防止に努めていくという説明でした。

委員からは、従業員の給与の遅配や業者への未払い金については、二度と発生しないよう徹底していただきたい。市において、指定管理者との契約内容、経緯等の事務引継ぎを徹底させること、市職員の業務の適正配置をすること、疑義が生じるような再委託の禁止に関する条文変更の検討、令和5年度の営業開始が遅れたことについて、前受託者の管理体制に不備はなかったのかといった意見がありました。

今後においても、湯多里ランドつしま指定管理事業が適切に実施されることを望むものであります。

以上で、産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長（初村 久藏君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

暫時休憩いたします。再開を11時10分からといたします。

午前10時57分休憩

午前11時10分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

日程第8. 長崎県病院企業団議会議員の報告

○議長（初村 久藏君） 日程第8、長崎県病院企業団議会議員の報告を行います。6番、伊原徹君。

○議員（6番 伊原 徹君） 長崎県病院企業団議会臨時会が、令和6年9月30日午後1時30分から、長崎市出島メッセ長崎で開催され、対馬市議会から脇本議員と私が出席いたしましたので、その審議内容等について、次のとおり報告します。

本年4月に就任されました八橋企業長より、それぞれの地域での将来を見据えた医療提供体制や、約2,400名の企業団職員が生きがい・やりがいを感じる魅力ある職場環境づくりとともに、健全経営を目指して全力で取り組むことや、医療従事者の計画的な確保、地域医療構想に基づく病床機能の再編、老朽化による病院の建て替えなどに取り組んでまいりたいとの報告がありました。

続いて、臨時会に上程の議案は、令和5年度決算、前定例会以降の重要事項では、予算議案

1件、報告議案1件であります。また、議会終了後に全員協議会が開催されました。

令和5年度決算ですが、長崎県病院企業団事業会計経常損益は、約13億円の損失で、昨年との比較では約38億円悪化しています。

約38億円の損失のうち、約26億円は新型コロナウイルス感染症対策補助金削減によるもの、また、医業損益では約12億円との報告がありました。

令和5年度決算については、コロナ関連の補助金削減は想定済みであり、本業の医業損益の悪化に危機意識を持ち、職員一丸となって経営改善に取り組んでいきたいとのことでした。

次に、予算議案の長崎県病院企業団事業会計補正予算（第2号）は、壱岐病院の増築等整備に係る増嵩経費及び公金振込手数料の有料化についての補正予算の計上であります。

報告第1号、企業長専決事項報告、令和6年度長崎県病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）は、新興感染症の感染拡大時に対応できるよう、病室改修や簡易陰圧装置整備の専決処分の報告でありました。

議案審査後は、全員協議会が開催され、令和5年度長崎県病院企業団事業会計決算では、11施設全体で12億9,800万円の純損失となっています。

うち、対馬地域病院の医業損益は、対馬病院3億6,800万円、上対馬病院1億600万円の純損失を計上しています。

その他、医療連携ヘリ事業の運航実績、対馬地域の郷診郷創の取組状況では、医療費ベースでの目標値72.9%に対し、実績値は64.6%で、目標値に対し8.3ポイント下回っています。

上対馬病院建替に対し、本年9月5日開催の対馬区域地域医療構想調整会議で、40床規模を前提に、津波対策等を含め、設計業務等を進めたいとの報告がありました。

以上で、長崎県病院企業団議会令和6年臨時会における説明を終わります。

○議長（初村 久藏君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、第3回定例会において閉会中の継続審査事件として、決算審査特別委員会及び各常任委員会に付託しておりました令和5年度各会計の決算認定については、審査報告書の提出があつております。

日程第9．認定第1号

○議長（初村 久藏君） 日程第9、認定第1号、令和5年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

決算審査特別委員長の審査報告を求めます。決算審査特別委員長、作元義文君。

○議員（１７番 作元 義文君） それでは、決算審査特別委員会の審査報告を行います。

令和６年第３回対馬市議会定例会において、会議規則第３７条の規定により本委員会に付託され、閉会中の継続審査としておりました、認定第１号、令和５年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定については、審査の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定しましたので、同規則第１１０条の規定により報告します。

本委員会は、令和６年１０月２日から４日までの３日間にわたり、対馬市議会議場において、各担当部長、課長等の出席を求め、詳細にわたり説明を受けながら、慎重に審査を行いました。

令和５年度の一般会計決算について、歳入総額は３３３億４,１６５万２,０００円で、前年度と比較すると５億２２万７,０００円、率にして１.５％の減であります。

また、歳出総額は、３２３億５,８６３万９,０００円で、前年度と比較すると３億２,８１０万６,０００円、率にして１.０％の減であります。

歳入、歳出とも減となっておりますが、これは普通建設事業費及び新型コロナ関連事業の減少によるものが主な要因であります。

歳入の主な構成は、地方交付税１４２億４,７３３万１,０００円（構成比４２.７％）、市債３５億１７３万円（構成比１０.５％）、国庫支出金４８億４,５７３万６,０００円（構成比１４.５％）、自主財源の柱である市税については、３０億７,２７１万３,０００円（構成比９.２％）で、昨年比２,２７６万３,０００円、０.７％の増であります。

歳出の主な構成は、補助費など５０億４,３８２万１,０００円（構成比１５.６％）、普通建設事業費５７億６,０７０万８,０００円（構成比１７.８％）、物件費５２億１,７２５万７,０００円（構成比１６.１％）、公債費４８億１,６０５万１,０００円（構成比１４.９％）、人件費４４億５,２５８万２,０００円（構成比１３.８％）となっています。

また、人件費、扶助費及び公債費のいわゆる義務的経費は、１３４億８,９９０万３,０００円で、歳出全体の４１.７％を占めています。

市税の徴収率は、現年課税分が９７.９３％（前年度９８.２２％、前々年度９８.１６％）、滞納繰越分が９.６８％（前年度８.２２％、前々年度１１.７０％）で、合計の徴収率は８９.７９％（前年度８９.９３％、前々年度８９.４１％）で、前年度より０.１４ポイントの下降となっているものの、前年度から引き続き高い収納率を維持しています。

しかしながら、本市の財政状況は依然として、自主財源に乏しい脆弱な構造が続いています。本市の貴重な財源である税収入を確保するため、また、税負担の公平性の観点からも、滞納の早期解決を図るなど、引き続き、市税の徴収強化に努力していくことが必要であります。

最後に、決算審査における指摘事項や意見等については、各部署において十分検証・検討さ

れ、最小の経費で最大の効果が得られるよう、経済性、効率性、有効性を常に意識した事業の執行に努められたい。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行後、本市観光業も徐々に活気を取り戻し、ようやくコロナ前の日常が戻りつつある一方で、物価高による景気後退懸念、少子高齢化、人口減少等の状況が続く中、本市財政を取り巻く状況は大変厳しいものでありますが、社会情勢の変化を的確に把握され、事業の優先度、緊急度を精査するとともに、財源の確保に一層の創意工夫を凝らし、さらなる市民の福祉向上と市政の発展を図るため、市長をはじめ、職員一丸となって、今後の行政運営に取り組まれることを強く要望いたします。

以上で、決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（初村 久藏君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

認定第1号に対する委員長の報告は、認定とするものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（初村 久藏君） 起立多数です。認定第1号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

お諮りします。決算審査特別委員会は本日をもって終結したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。決算審査特別委員会は、本日をもって終結することに決定しました。

日程第10. 認定第2号

日程第11. 認定第3号

日程第12. 認定第4号

日程第 13. 認定第 5 号

日程第 14. 認定第 6 号

日程第 15. 認定第 7 号

日程第 16. 認定第 8 号

○議長（初村 久藏君） 日程第 10、認定第 2 号、令和 5 年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 16、認定第 8 号、令和 5 年度対馬市水道事業会計決算の認定についてまでの 7 件を一括議題とします。

各常任委員長の審査報告を求めます。総務文教常任委員長、陶山荘太郎君。

○議員（2 番 陶山 荘太郎君） それでは、総務文教常任委員会の審査報告を行います。

令和 6 年第 3 回対馬市議会定例会において、本委員会に付託されました案件は認定第 6 号の 1 件であります。

認定第 6 号、令和 5 年度対馬市旅客定期航路事業特別会計の歳入に係る決算額は 4,094 万円です。主な内訳は、1 款・事業収入で、旅客運賃と貨物運賃を合わせて 253 万 1,000 円、2 款・国庫支出金で赤字航路事業に対する国庫補助金 1,560 万 4,000 円、3 款・県支出金で、赤字航路事業に対する県補助金 498 万 4,000 円、4 款・繰入金で一般会計からの繰入金 1,769 万 1,000 円であります。

次に、歳出に係る決算額は 4,084 万円です。

主な内訳は、1 款・総務費で、給料及び職員手当等の人件費など 2,489 万 4,000 円、2 款・施設費で、燃料費、修繕料及び寄港地集約に伴う貝口から加志々間のバスの運行業務委託料など 982 万 9,000 円、3 款・公債費で、船舶建造等に係る償還金元金及び償還金利子 611 万 6,000 円であります。

今年度は歳入、歳出ともに、前年度比で 269 万 6,000 円の減となっています。これは主燃料の A 重油の取引単価が下がったことが主な要因であります。

また、事業収入については、月額会計年度任用職員 1 名の欠員により、土・日・祝日の運休に伴う周遊観光の運航回数が減ったことから、若干の減額となっております。

説明後に、委員からの、今後、赤字路線に対する運航や職員の採用はどのように考えているかの質問には、この事業は定期バスの未運行地域に居住する高齢者・障害者の通院などに欠かすことができない生活航路であり、今後も航路の存続は必要だと考える。職員については、月額会計年度任用職員の継続募集に加えて、年齢制限を引き上げての一般事務（海事）職員の公募を人事課と協議しているとのことでした。

対馬市旅客定期航路事業の必要性は十分に理解できるものの、今後は生活航路として利用している市民の利用状況を把握・分析した上で、地域公共交通との接続など、代替手段の検討を始め

ることも必要ではないかと考えます。

本委員会に付託されました認定第6号につきましては、慎重に審査し採決した結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（初村 久藏君） 厚生常任委員長、島居真吾君。

○議員（4番 島居 真吾君） 厚生常任委員会の審査報告を行います。

令和6年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条第1項の規定により本委員会に付託され、閉会中の継続審査としておりました案件は、認定第2号から認定第5号までの4件であります。その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

本委員会は、10月4日、対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において、担当部長及び担当課長の出席を求め、慎重に審査いたしました。

認定第2号、令和5年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入に係る決算額は4億4,811万4,000円で、歳出に係る決算額は4億4,675万8,000円であります。

歳出の1款・総務費は3億6,116万9,000円で、職員及び会計年度任用職員の人件費、診療所の光熱水費及び修繕料、生化学検査手数料、対馬病院からの医師派遣及び医療機器保守点検等の委託料、公設民営診療所7か所に対する運営費等補助金、2款・医業費は8,558万9,000円で、診療所で使用する内視鏡や心電図等の医療用器具使用料、直営の12診療所で使用する検査試薬、注射器、注射針等の医業用消耗器材費及び薬品購入費が主なものであります。

認定第3号、令和5年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入に係る決算額は43億9,348万4,000円で、歳出に係る決算額は43億7,487万4,000円であります。

歳出の1款・総務費は4,150万7,000円で、レセプト点検及び国民健康保険税の徴収に係る会計年度任用職員の人件費、被保険者証の郵送等に係る通信運搬費、国民健康保険の各種システム運用に係る手数料、制度改正に伴うシステム改修業務委託料、国民健康保険団体連合会負担金、納税組合事務取扱費交付金、過誤納還付金及び還付加算金が主なものであります。

2款・保険給付費は31億5,138万1,000円で、一般被保険者療養給付費、一般被保険者療養費、審査支払手数料、一般被保険者高額療養費、出産育児一時金、葬祭費が主なものであります。令和5年度出産育児一時金の支給件数は9件、葬祭費の支給件数は67件であります。

3款・国民健康保険事業費納付金は10億9,549万6,000円で、一般被保険者医療給付費分、一般被保険者後期高齢者支援金等分、介護納付金分が主なものであります。

5款・保健事業費は5,384万9,000円で、特定健康診査に係る会計年度任用職員の人件費、検査医療機関へ支払った特定健康診査等委託料、人間ドック受診者への助成金、8款・諸支出金は391万5,000円で、保険給付費等交付金償還金等が主なものであります。

認定第4号、令和5年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入に係る決算額は4億3,763万9,000円で、歳出に係る決算額は4億3,658万8,000円であります。

歳出の1款・総務費は2,645万4,000円で、職員の人件費及び長崎県後期高齢者医療広域連合への事務費負担金、2款・後期高齢者医療広域連合納付金は4億985万6,000円で、保険基盤安定負担金と保険料納付金、3款・諸支出金は27万7,000円で、保険料還付金が主なものであります。

認定第5号、令和5年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入に係る決算額は40億2,292万8,000円で、歳出に係る決算額は39億6,052万7,000円であります。

歳出の1款・総務費は9,037万8,000円で、職員及び認定調査に係る会計年度任用職員の人件費、介護認定審査会に係る委員報酬、認定事前自宅審査謝礼、主治医意見書の作成手数料、介護保険事業計画策定委託料が主なものであります。

2款・保険給付費は35億5,530万2,000円で、居宅介護サービス給付費負担金、居宅介護予防サービス給付費負担金、高額介護サービス費負担金、高額医療合算介護サービス費負担金、特定入所者介護サービス費負担金が主なものであります。

6款・諸支出金は6,215万円で、国費・県費精算返還金、支払基金交付金返還金、一般会計繰出金、8款・地域支援事業費は2億3,348万8,000円で、地域包括支援センター職員及び会計年度任用職員の人件費、生活支援コーディネーター事業委託料、介護予防サービス計画作成委託料、対馬市社会福祉協議会からの派遣職員給与費等負担金、介護予防・生活支援サービス事業負担金が主なものであります。

以上、本委員会に付託されました認定第2号から認定第5号までの4件については、慎重に審査し、採決した結果、いずれも賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（初村 久藏君） 産業建設常任委員長、坂本充弘君。

○議員（5番 坂本 充弘君） 産業建設常任委員会の審査報告を行います。

令和6年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条第1項の規定により本委員会に付託され、閉会中の継続審査としておりました認定第7号及び認定第8号の2件について、その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

本委員会は、10月3日対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において、全委員出席の下、舎利倉水道局長及び山崎水道課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

認定第7号、令和5年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入は、1款、1項、1目・下水道使用料は、集落排水処理施設の下水道使用料で、令和5年度末の加入件数は68件で、加入率は76.4%となっております。

3款、1項、1目・一般会計繰入金は、歳出総額から歳入総額を差し引いた歳入不足分の繰り入れを行っています。

6款、1項、1目・下水道事業債は、下水道事業法適化への移行事務及び下水道事業会計システムの導入に伴う公営企業会計適用債の借入れです。

次に、歳出は、1款、1項、1目・一般管理費は、集落排水処理施設の下水道使用料徴収委託料、下水道事業法適化業務委託料及び下水道事業会計システム導入業務委託料であります。

2目・施設管理費は、施設の維持管理に係る経費です。なお、不用額が例年より多く計上されておりますが、その理由といたしまして、本特別会計が令和5年度末をもって打切り決算となったことから、令和6年度より公営企業会計へ移行するため、未払い金として処理したものです。

2款、1項、1目・元金は、下水道事業債の償還金元金で、令和5年度末の未償還金残高は1億2,446万9,780円となっております。2目・利子は、下水道事業債の償還金利子です。

次に、認定第8号、令和5年度対馬市水道事業会計決算の認定について、収益的収入の1款、1項、1目・給水収益は、令和5年度分の水道使用料で、料金収納率は現年度分が97.41%、過年度分は37.95%となっております。2目・その他営業収益は、量水器売却収益及び給水装置工事竣工検査手数料等であります。

2項、2目・加入金は、新規水道加入金45件分であります。4目・他会計負担金は、企業債利子などに対する一般会計からの負担金であります。5目・長期前受金戻入は、補助金及び一般会計負担金等で取得した償却資産の減価償却見合い分を収益化したものです。6目・資本費繰入収益は、企業債元金に対する一般会計からの負担金です。

収益的支出の1款、1項、1目・配水及び給水費は、職員10名分の人件費及び水道施設の維持管理費が主なものです。2目・総係費は職員4名分の人件費、印刷製本費、通信運搬費及び委託料など管理に要する費用が主なものです。3目・減価償却費は、固定資産の減価償却費です。

4目・資産減耗費は、資産の廃棄に伴う固定資産の除却費です。5目・その他営業費用は、貯蔵量水器を売却量水器へ振り替えた費用であります。

2項、1目・支払利息は企業債の償還利子です。2目・雑支出は、過年度分の水道料金の還付及び閉栓・漏水等による減額に係る費用であります。3目・消費税は、令和5年度分の確定納付税額です。

3項、1目・過年度損益修正損は、過年度分の未収水道料金を簿外債権に振り替えた費用であります。

資本的収入の1款、1項、1目・企業債及び2項、1目・簡易水道国庫補助金は、中西部地区簡易水道、三根地区簡易水道及び中央地区簡易水道基幹改良事業に伴う企業債及び国庫補助金であります。

3項、1目・他会計負担金は建設改良に対する一般会計からの負担金であります。

4項、1目・補償金は、国・県道及び河川整備に伴う水道施設の補償工事に対する補償費です。

資本的支出の1款、1項、1目・営業設備費は、ポンプなどの備品購入費が主なものであります。2目・施設整備費は、各水道施設の整備費が主なものです。3目・簡易水道整備工事費は、中西部地区簡易水道、三根地区簡易水道及び中央地区簡易水道基幹改良事業に係る事業費であります。

2項、1目・企業債償還金は企業債元金償還金で、令和5年度末の未償還残高は28億6,833万3,762円となっております。

委員からは、阿連地区の世帯数が減少してくるので、今後集落排水処理施設はどうしたほうがよいのか、よく検討していただきたいという意見がありました。

以上、本委員会に付託されました認定第7号及び認定第8号の2件については、慎重に審査し採決した結果、いずれも賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長（初村 久藏君） 以上で、3常任委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。

まず、総務文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 次に、厚生常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから認定第2号から認定第8号までの7件に対する討論、採決を一括して行います。

7件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

7件に対する各委員長の報告は、いずれも認定とするものであります。

お諮りします。認定第2号、令和5年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、令和5年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、令和5年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、令和5年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、令和5年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号、令和5年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号、令和5年度対馬市水道事業会計決算の認定についての7件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（初村 久藏君） 起立多数です。認定第2号から認定第8号までの7件は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第17. 承認第12号

日程第18. 承認第13号

○議長（初村 久藏君） 日程第17、承認第12号、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度対馬市一般会計補正予算（第6号））及び日程第18、承認第13号、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度対馬市一般会計補正予算（第7号））の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ただいま一括議題となりました承認第12号、専決処分の承認を求めることについて、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本案は、令和6年度対馬市一般会計補正予算（第6号）を令和6年10月3日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

この補正は、令和6年9月21日の集中豪雨により発生した災害に係る復旧費用を計上したものでございます。

予算書3ページをお願いいたします。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございますが、令和6年度対馬市一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,579万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ344億9,907万円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページ、5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものでございま

す。

第2条、地方債の補正は、地方債の変更を6ページ、7ページの第2表地方債補正によるものとし、地方債の限度額を42億1,440万円とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、11款・地方交付税は、普通交付税359万5,000円を追加しております。

22款・市債は、農林水産施設災害復旧債1,510万円、公共土木施設災害復旧債2,870万円、その他災害復旧事業債340万円を追加しております。

12ページをお願いいたします。

続きまして、歳出について御説明いたします。

11款・災害復旧費は、1項・農林水産施設災害復旧費に2,336万7,000円を、2項・公共土木施設災害復旧費に2,870万円を、4項・その他の災害復旧費に372万8,000円を、それぞれ計上しております。

なお、災害復旧費につきましては、別途参考資料をお配りしておりますので御参照ください。

続きまして、承認第13号、専決処分の承認を求めることについて、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本案は、令和6年度対馬市一般会計補正予算（第7号）を令和6年10月9日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正は、10月27日に投開票が実施されました衆議院議員総選挙に係る経費を追加するものでございます。

予算書3ページをお願いいたします。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございますが、令和6年度対馬市一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,615万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ345億3,522万4,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、16款・県支出金、3項・委託金は、衆議院議員選挙費委託金

3,615万4,000円を追加しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

2款・総務費、4項・選挙費は、衆議院議員選挙に係る投票管理者報酬や職員手当等総額3,615万4,000円を追加しております。

なお、10ページから13ページにかけまして、補正予算給与費明細書を添えてございますので、御参照方よろしく願いいたします。

以上で、承認第12号及び承認第13号、専決処分の承認を求めることについての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから2件に対する一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております2件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。2件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから承認第12号及び承認第13号の2件に対する討論、採決を一括して行います。

2件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

お諮りします。承認第12号、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度対馬市一般会計補正予算（第6号））、承認第13号、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度対馬市一般会計補正予算（第7号））の2件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。2件は、原案のとおり承認されました。

昼食休憩といたします。再開を1時5分からといたします。

午前11時59分休憩

午後1時05分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

報告します。黒田昭雄君から早退の届出がっております。

日程第19. 議案第61号

○議長（初村 久藏君） 日程第19、議案第61号、令和6年度対馬市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ただいま議題となりました議案第61号、令和6年度対馬市一般会計補正予算（第8号）について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、介護施設開設事業補助金の計上、中学校教師用教科書等購入費の計上、漁業用燃油高騰対策補助金の追加、人事異動等による人件費の減額などが主なものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和6年度対馬市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億656万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ347億4,178万6,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから7ページにかけての第1表歳入歳出予算補正によるとするものでございます。

第2条、債務負担行為の補正は、債務負担行為の追加を、8ページ、9ページの第2表債務負担行為補正によることとし、EV充電設備等借上料、EV自動車借上料、万博対馬ウィーク展示スペース借上料、市議会議員選挙費を追加するものでございます。

第3条、地方債の補正は、地方債の変更を、8ページ、9ページの第3表地方債補正によるものとし、地方債の限度額を42億8,360万円とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について、その主なものを御説明いたします。

14ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款・市税は、定額減税による減収見込みとして、市民税1億1,568万1,000円を減額しております。

2款・地方譲与税は、森林環境譲与税1,468万3,000円を追加しております。

10款・地方特例交付金は、定額減税減収補填特例交付金など1億1,068万1,000円を追加しております。

16ページをお願いいたします。

16款・県支出金、2項・県補助金は、地籍調査事業補助金1,676万4,000円の減額及

び地域医療介護総合確保基金事業補助金1億1,480万4,000円の追加が主なものでございます。

17款・財産収入は、各種基金の利子1,315万1,000円を追加しております。

18ページをお願いいたします。

18款・寄附金は、企業版ふるさと納税寄附金1,125万2,000円を追加しております。

19款・繰入金は、財政調整基金繰入金6,000万円を減額し、振興基金繰入金900万円を追加しております。

21款・諸収入は、生活保護費国庫負担金精算金1,357万9,000円及び消防団拠点施設移転補償費1,273万6,000円の計上が主なものでございます。

22款・市債は、漁業用燃油高騰対策事業3,170万円、県工事港湾事業2,020万円の追加など、各事業の事業費の増減によりまして、合わせて6,920万円の増額でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。なお、歳出につきましては、別途参考資料をタブレットに掲載しておりますので、後ほど御参照ください。

24ページをお願いいたします。

2款・総務費でございますが、1項・総務管理費、7目・企画費は、CATV施設修繕料2,356万2,000円、移住・定住推進事業補助金500万円の追加などが主なものでございます。

26ページをお願いいたします。

5項・統計調査費、3目・地籍調査費は、地籍調査測量委託料2,190万9,000円の減額が主なものでございます。

28ページをお願いいたします。

3款・民生費でございますが、1項・社会福祉費、1目・社会福祉総務費は、国・県費精算返還金2,100万3,000円の計上及び人件費の減額が主なものでございます。2目・社会福祉施設費は、総合福祉保健センター受水槽改修工事1,396万1,000円の追加が主なものでございます。

30ページをお願いいたします。

5目・老人福祉費は、介護施設開設事業補助金1億1,480万4,000円の計上が主なものでございます。

34ページをお願いいたします。

4款・衛生費でございますが、1項・保健衛生費は、国・県費精算返還金1,233万3,000円の計上、対馬市斎場つつじの苑設備修繕料710万6,000円の追加及び人件費の減額が主なものでございます。

38ページをお願いいたします。

6款・農林水産業費でございますが、2項・林業費は、森林環境譲与税活用基金積立金1,480万9,000円の追加及び人件費の減額が主なものでございます。3項・水産業費は、漁業用燃油高騰対策事業補助金3,175万7,000円の追加が主なものでございます。

46ページをお願いいたします。

8款・土木費でございますが、4項・港湾費は、県港湾事業負担金2,074万5,000円の追加が主なものでございます。

9款・消防費でございますが、1項・消防費は、各消防施設の修繕料563万円の追加及び人件費の減額が主なものでございます。

50ページをお願いいたします。

10款・教育費でございますが、3項・中学校費は、中学校教師用教科書等購入費3,098万円の追加が主なものでございます。

なお、56ページから59ページにかけまして、補正予算給与費明細書を添えてございますので、御参照方よろしくをお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

日程第20．議案第62号

日程第21．議案第63号

日程第22．議案第64号

○議長（初村 久藏君） 日程第20、議案第62号、令和6年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）から、日程第22、議案第64号、令和6年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）までの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。保健部長、桐谷和孝君。

○保健部長（桐谷 和孝君） ただいま一括議題となりました議案第62号から議案第64号までの3件につきまして、提案理由とその内容について、続けて御説明いたします。

初めに、議案第62号、令和6年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）について御説明

いたします。

今回の補正は、診療所医薬材料費の追加が主なものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和6年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,385万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,892万7,000円とするものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページ、5ページの第1表歳入歳出予算補正によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

予算書の8ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

4款・繰入金は、一般会計からの繰入金を減額しております。

5款・繰越金は、前年度繰越金を追加しております。

6款・諸収入は、新型コロナワクチン接種業務収入及びワクチン接種個人負担金を計上しております。

予算書10ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

2款・1項・医業費は、新型コロナワクチン医薬材料費を追加しております。

なお、12ページ、13ページに、補正予算給与費明細書を添えてございますので、御参照方よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第63号、令和6年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和6年度対馬市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億2,749万6,000円とするものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページ、5ページの第1表歳入歳出予算補正によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

予算書の8ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

3 款・国庫支出金は、国保システム開発費等補助金の追加でございます。

4 款・県支出金は、普通保険給付費等交付金の追加でございます。

5 款・財産収入は、財政調整基金利子の追加でございます。

6 款・繰入金は、一般会計繰入金の減額及び財政調整基金の減額でございます。

7 款・繰越金は、前年度繰越金を追加しております。

予算書 10 ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

1 款・総務費、1 項・総務管理費及び 2 款・保険給付費、5 項・葬祭諸費は、財源内訳の変更でございます。

5 款・保健事業費、1 項・特定健康診査等事業費は、月額会計年度任用職員報酬を追加しております。

6 款・1 項・基金積立金は、財政調整基金積立金の追加でございます。

8 款・諸支出金、1 項・償還金及び還付加算金は、令和 5 年度の出産育児一時金臨時補助金に係る国費精算還付金を計上しております。

なお、12 ページ、13 ページに補正予算給与費明細書を添えてございますので、御参照方よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第 64 号、令和 6 年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。

今回の補正は、介護予防生活支援サービス事業費の追加が主なものでございます。

補正予算書の 3 ページをお願いいたします。

令和 6 年度対馬市の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第 1 条第 1 項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 988 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41 億 1,973 万円とするものでございます。

第 2 項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4 ページ、5 ページの第 1 表歳入歳出予算補正によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内訳につきまして御説明申し上げます。

予算書は、8 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

6 款・財産収入は、介護給付費準備基金利子の追加でございます。

7 款・繰入金は、一般会計繰入金の減額及び介護給付費準備基金繰入金の追加でございます。

予算書の10ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

4款・1項・基金積立金は、介護給付費準備基金積立金の追加でございます。

6款・諸支出金、1項・償還金及び還付加算金は、過年度分保険料払戻金の追加でございます。

8款・地域支援事業費、1項・介護予防・生活支援サービス費は、介護予防・生活支援サービス事業利用者見込み増加に伴う負担金の追加でございます。

なお、14ページ、15ページに補正予算給与費明細書を添えてございますので、御参照方よろしくをお願いいたします。

以上で、議案第62号から議案第64号までの提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから3件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております3件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。3件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第62号、令和6年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号、令和6年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号、令和6年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第23. 議案第65号

○議長（初村 久藏君） 日程第23、議案第65号、令和6年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。中対馬振興部長、原田武茂君。

○中対馬振興部長（原田 武茂君） ただいま議題となりました議案第65号、令和6年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、その提案理由を御説明いたします。

今回の補正予算は、一般会計からの繰入金の減額、月額会計年度任用職員の報酬等人件費の減額及び補助機関のオーバーホールに伴う施設管理費の増額が主なものでございます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和6年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ81万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,705万4,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページにかけての第1表歳入歳出予算補正によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、予算書は8ページをお願いいたします。

4款・繰入金、1項・他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を82万7,000円減額しております。

5款・財産収入、1項、財産運用収入は、基金利子9,000円を追加しております。

次に、歳出についてでございます。

予算書の10ページをお願いいたします。

1款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費218万2,000円の減額でございますが、年度当初より公募しておりました会計年度任用職員の応募が11月までになかったことに伴い、4月から12月分の報酬、給料、手当等の人件費をそれぞれ減額するものでございます。

次に、2款・施設費、1項・施設費、1目・施設管理費は、補助機関のオーバーホールの費用136万4,000円を追加しております。

12ページから13ページに補正予算給与費明細書を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第65号、令和6年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第24. 議案第66号

日程第25. 議案第67号

○議長（初村 久藏君） 日程第24、議案第66号、令和6年度対馬市水道事業会計補正予算（第3号）及び日程第25、議案第67号、令和6年度対馬市漁業集落排水事業会計補正予算（第2号）の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道局長、舍利倉政司君。

○水道局長（舍利倉 政司君） ただいま一括議題となりました議案第66号、令和6年度対馬市水道事業会計補正予算（第3号）及び議案第67号、令和6年度対馬市漁業集落排水事業会計補正予算（第2号）について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

まず、議案第66号、令和6年度対馬市水道事業会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、水道使用料の追加と職員の人事異動に伴う人件費の増減及び水道施設の維持管理経費と工事請負費の追加が主なものでございます。

補正予算書3ページをお願いいたします。

第1条で、令和6年度対馬市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによることを規定し、第2条で、令和6年度対馬市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入で第1款・水道事業収益、第1項・営業収益を2,587万9,000円追加し、第2項・営業外収益を170万7,000円追加し、水道事業収益の総額を10億9,398万6,000円とし、支出で第1款・水道事業費用、第1項・営業費用を1,252万3,000円追加し、水道事業費用の総額を10億3,766万3,000円とするものでございます。

第3条で、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入で第1款・資本的収入、第3項・負担金を250万円追加し、資本的収入の総額を5億4,948万7,000円とし、支出で第1款・資本的支出、第1項・建設改良費を250万円追加し、資本的支出の総額を9億201万円とするものでございます。

第4条で、予算第9条中1億7,830万4,000円を1億7,964万4,000円に、第5条で、予算第10条第4号中、7,893万9,000円を8,143万9,000円に改めるものでございます。

6ページ、7ページに補正予算給与費明細書を掲載しておりますので、御参照ください。

それでは補正予算の内容について、御説明申し上げます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

初めに、収益的収入でございますが、1款・水道事業収益、1項・営業収益、1目・給水収益は、宿泊施設、商業施設等の水道使用水量の増加による水道使用料2,587万9,000円の追加、2項・営業外収益、2目・加入金は、大型施設や住宅の新築など新規加入者の増加による水道利用加入金141万3,000円の追加、3目・雑収益は、その他雑収益29万4,000円の追加でございます。

次に、収益的支出でございますが、1款・水道事業費用、1項・営業費用、1目・配水及び給

水費は、1 節・給料から 4 節・法定福利費まで、施設管理職員等の人件費で 1 1 4 万 2, 0 0 0 円の追加、7 節・備消耗品費から 2 3 節・材料費までは、水道施設の維持管理に係る経費で 1, 1 1 8 万 3, 0 0 0 円の追加、これらを合わせまして総計 1, 2 3 2 万 5, 0 0 0 円の追加でございます。

1 0 ページ、1 1 ページをお願いいたします。

2 目・総係費は、1 節・給料から 4 節・法定福利費までは、管理職及び会計事務職員の人件費で 1 9 万 8, 0 0 0 円の追加でございます。

次に、資本的収入でございますが、1 款・資本的収入、3 項・負担金、1 目・他会計負担金は、消火栓設置等の増設工事に伴う一般会計負担金 2 5 0 万円の追加でございます。

次に、資本的支出でございますが、1 款・資本的支出、1 項・建設改良費、3 目・簡易水道整備工事費は、事業費の見直しに伴う旅費、備消耗品費の工事請負費への組替え及び消火栓設置等の増設工事による 2 5 0 万円の追加でございます。

続きまして、議案第 6 7 号、令和 6 年度対馬市漁業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、排水処理施設の修繕費を追加するものでございます。

補正予算書 3 ページをお願いいたします。

第 1 条で、令和 6 年度対馬市漁業集落排水事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによることを規定し、第 2 条で、令和 6 年度対馬市漁業集落排水事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入で第 1 款・漁業集落排水事業収益、第 2 項・営業外収益を 2 0 0 万円追加し、漁業集落排水事業収益の総額を 2, 8 3 5 万 5, 0 0 0 円とし、支出で第 1 款・漁業集落排水事業費用、第 1 項・営業費用を 2 0 0 万円追加し、漁業集落排水事業費用の総額を 2, 7 6 8 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容について御説明申し上げます。

6 ページ、7 ページをお願いいたします。

初めに、収益的収入でございますが、1 款・漁業集落排水事業収益、2 項・営業外収益、4 目・他会計補助金は、排水処理施設の修繕費に対する一般会計からの繰入金 2 0 0 万円の追加でございます。

次に、収益的支出でございますが、1 款・漁業集落排水事業費用、1 項・営業費用、1 目・処理場費は、排水処理施設の修繕費 2 0 0 万円の追加でございます。

以上で、議案第 6 6 号、議案第 6 7 号の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから2件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております2件については、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。2件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第66号、令和6年度対馬市水道事業会計補正予算（第3号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号、令和6年度対馬市漁業集落排水事業会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第26. 議案第68号

○議長（初村 久藏君） 日程第26、議案第68号、対馬市一般職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ただいま議題となりました議案第68号、対馬市一般職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

新旧対照表は2ページ及び3ページとなります。

本件は、救急救命士の業務負荷の高さを鑑み、救急救命士の資格を有する職員の救急出動手当の増額及び今後支給の見込みがない機械操作手当と介護手当の廃止について、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、第12条の救急出動手当に救急救命士の資格を有する職員が出動した場合は、出動1回につき500円とするようただし書を加え、第7条の機械操作手当及び第9条の介護手当の条文を削るよう改正するものであります。

なお、附則でこの条例の施行日は、令和7年4月1日としております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番、糸瀬雅之君。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） 議長にちょっと確認しますが、これ採決は本日ですか、最終日ですか。

○議長（初村 久藏君） この条例は今日です。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） 今日、今日します。分かりました。

ちょっと何点かお尋ねをしたいと思います。

今、消防職員の救急救命手当に関する、出動手当に関する件なんですけども、まず今、消防職員の手当が1夜勤に400円、火災出動が300円、1回ですね。救急出動手当が1回、今200円ということで確認、消防長に確認、よろしいですか、これで。今現在、手当。

1夜勤に1回400円、火災出動が1回300円、そして救急出動手当が1回200円。よろしいですか。はい。

この条例は、もうほとんど合併当初以来から変わってないんです、この出動手当。今回、この救急救命士の手当を500円、1回出動に対して、これ、普通の消防職員は200円。救急救命士に関しては、資格を有するものは500円ということですね。はい、分かりました。

そして、消防職員の今回上がっている条例改正なんですけども、今現在の救急救命士は27名ですか、在籍しているのは。そして、この1回500円に今回決められた根拠、そしてほかの自治体の例などありましたら、お願いします。

○議長（初村 久藏君） 消防長、井浩君。

○消防長（井 浩君） 糸瀬議員の御質問にお答えします。

まず根拠としましては、救急救命士を取得するには、7か月の研修が要りまして、普通の救急隊員とは違いますので、200円のところを500円にしたというところです。

それから、各長崎県下の手当なんですけど、まずほとんどの消防本部が救急救命士に特化した手当

は出していませんけど、新上五島町消防本部が救急救命士の研修をした職員、合格した職員に400円支給しています。

それから、県央消防本部、大村、諫早、小浜です、その県央消防本部は特定行為を行った、救急救命士が4項目、特定行為が行われますので、それを実施したときに400円支給しているところであります。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 1番、糸瀬雅之君。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） はい、分かりました。今、対馬市の消防職員は、非常に中途退職者が多くございます。

そして、なおさらやはりまだ10名程度不足をしている状況ではございますけども、せっかくのこの救命救急の資格手当に関して踏み込んだあれをやっけていこうとしているのに、どこの民間の企業も、国家試験は資格を取ると5,000円なり1万円の一律皆さん支給を頂いております。

ですから、国家資格を要する職員が、今、これ1回につきと言いますと、配属先によっていろいろと平等、不平等性が生じるんじゃないかと、私は思うんですけども、今回この条例を決定するということで、今後の救急救命手当というのは、職員が果たして今後、救急救命の資格を取ろうという意欲につながるのかなと、私はそれを心配しているんです。

あまり回数だけでこだわっても、せっかくの国家資格ですので、一律、27名でしょ、資格を要しているのは、これ予算にしてもそんなに大きくなりません。

市長が最終的に決定されたと思いますけども、せっかくのこういう手当の条例改正ですので、もう少し思い切った条例改正が必要じゃないかなと、私個人は思います。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第68号、対馬市一般職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例について、討論はありますか。1番、糸瀬雅之君。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） 今回の議案第68号、対馬市一般職員特殊勤務手当条例の一部を

改正する条例には、私は反対の立場で討論をいたします。

反対理由として、新旧対照表の改正案第10条、消防職員の救急出動手当に関する内容ではございますが、救急救命士の資格を有する職員については、出動1回につき500円とする改正金額であります。

現在、対馬市消防職員で救急救命士の資格を有する職員は27名在籍しており、対馬各支署に配属されており、救急出動の際には必ず3名が乗車して、そのうち必ず1名は救急救命士が乗車して救急搬送を行っております。

救急救命士の業務は、患者の命を守るべく、救急車両内の器具や薬品点検、現場到着から病院までの搬送の間、医師の指示の下、看護師に代わって、病院到着までの間の高度な業務内容であります。

対馬市では、これまでに救急救命士の資格取得後の資格手当はなく、一般職員と同等の出動手当200円で行っていました。今回の条例改正で、出動1回500円に変更されてはいますが、根拠が不透明であり、配属先による出動回数の不公平さや現在の社会情勢の時給単価等を考えた場合、1回500円の支給では、私は疑問を感じます。

現在でも消防職員は不足しており、今回の出動手当の金額では、今後、救命救急士を目指す若手消防職員が果たして増えるのかが心配であります。

北部地区に配属されている消防職員は、患者の症状によっては難知の対馬病院まで搬送もあり、時間的に出動から各消防署に最後戻ってくるまで4時間から5時間かかる場合もございます。せっかくの救急救命士資格手当の改革に踏み込んだのならば、しっかりとトップダウン式の決定ではなく、現場職員の声を聞き、アンケートなどを実施して納得した上で決定していくべきだと思います。対馬市は他の自治体にはない職場環境や魅力ある各種手当の充実を図り、今後、退職者を1人も増やさないように考えてほしいと思います。

今回の第68号議案はもう少し議論が必要ではないかと思います。今日この場で結論を出すのではなく、委員会等に付託してもいいのではと私は思います。どうか議員皆様の賛同をよろしくお願いして反対の討論といたします。

○議長（初村 久藏君） ほかに賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認めます。

異議がありますので、本件は起立によって採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（初村 久藏君） 起立多数です。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第 27. 議案第 69 号

日程第 28. 議案第 70 号

○議長（初村 久藏君） 日程第 27、議案第 69 号、対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例及び日程第 28、議案第 70 号、対馬市体育施設条例の一部を改正する条例の 2 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育部長、扇博祝君。

○教育部長（扇 博祝君） ただいま一括議題となりました議案第 69 号及び第 70 号につきましては、教育委員会所管の議案でございますので、提案理由とその内容について御説明させていただきます。

初めに、議案第 69 号、対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例でございますが、新旧対照表の 4 ページをお願いいたします。

今回の改正は、令和 8 年 4 月から厳原町の対馬市立豆酩小学校を久田小学校へ。また、豆酩中学校を久田中学校へ統合することについて、保護者の同意並びに関係地区との合意を交わすことができましたので、統合を行うための所要の改正を行うものでございます。

条例の改正部分でございますが、別表第 1 の 1、小学校の表中、対馬市立豆酩小学校の項を削り、また別表第 1 の 2、中学校の表中、対馬市立豆酩中学校の項を削るものでございます。

このことにより、令和 8 年度における学校数は、小学校 14 校、中学校 10 校となります。

今後につきましては、児童生徒の交流事業等を行いながらスムーズな統合ができるように努めてまいります。

なお、附則で施行期日を令和 8 年 4 月 1 日としております。

次に、議案第 70 号、対馬市体育施設条例の一部を改正する条例でございますが、新旧対照表の 5 ページをお願いいたします。

今回の改正は、廃校施設の利活用により対馬市佐須ふれあい体育館を別用途で活用するため、また施設の老朽化により、解体の必要性があります対馬市佐須体育館の両施設につきまして体育施設としての用途を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

条例の改正部分でございますが、別表第 1 中、対馬市佐須ふれあい体育館の項及び対馬市佐須体育館の項を削るものでございます。

なお、附則で施行期日を交付の日からとしております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから2件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております2件については、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。2件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第69号、対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号、対馬市体育施設条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開を2時10分からといたします。

午後1時59分休憩

午後2時10分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

日程第29. 議案第71号

○議長（初村 久藏君） 日程第29、議案第71号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。観光交流商工部長、阿比留忠明君。

○観光交流商工部長（阿比留 忠明君） ただいま議題となりました議案第71号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について御説明いたします。

議案書は13ページ、新旧対照表は6ページから8ページでございます。

新旧対照表7ページを御覧ください。

今回の改正は、令和4年度から継続事業で実施しておりますあそうベイパーク整備事業として多目的広場で施工中のあそうベイパーク遊具設置工事が年度内に完了予定であること。また、幅広い年齢層の方々の利用促進を図る目的で、第6条第1項で規定する多目的広場の使用料を別表第2から削除いたします。

続いて、8ページを御覧ください。

第6条第2項中別表第3で規定している指定管理者に管理させる移動販売の許可施設にあそうベイパークを追加し、施設の魅力向上と利用者の利便性の向上を図るものです。

なお、附則において施行期日を交付の日からとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第71号についての提案理由と内容の説明を終わります。

御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託します。

日程第30. 議案第72号

○議長（初村 久藏君） 日程第30、議案第72号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。しまづくり推進部長、三原立也君。

○しまづくり推進部長（三原 立也君） ただいま議題となりました議案第72号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書15ページから16ページをお願いします。

令和6年6月7日に交付されました情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便

性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定を引用する条例について条項ずれが生じることによる改正でございます。

改正箇所については、新旧対照表により説明いたしますので、新旧対照表の9ページから12ページをお願いいたします。

第1条は、対馬市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例中、目的を規定する第1条において第13条第1項を第16条第1項に改め、第10条に情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正を加えるものでございます。

第2条は、対馬市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例中、定義を規定する第2条第3号において第2条第8項を第2条第9項に、同条第4号において第2条第12項を第12条第13項に、同条第5号において第2条第14項を第2条第15項に改めるものでございます。

第3条は、対馬市議会の個人情報の保護に関する条例中、定義を規定する第2条第10項において、第2条第8項を第2条第9項に、利用及び提供の制限を規定する第12条第5項の表、第38条第1項第1号の項中第2条第9項を第2条第10項に改めるものでございます。

なお、条例の附則といたしまして第1条の規定については、改正法の施行の日、第2条及び第3条の規定については、改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日と定め、施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第72号の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第72号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に

伴う関係条例の整理に関する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおりに可決されました。

日程第31. 議案第73号

○議長（初村 久藏君） 日程第31、議案第73号、対馬市観光情報館ふれあい処つしまの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。観光交流商工部長、阿比留忠明君。

○観光交流商工部長（阿比留 忠明君） ただいま議題となりました議案第73号、対馬市観光情報館ふれあい処つしまの指定管理者の指定についての提案理由とその内容を説明いたします。

議案書は17ページでございます。

本施設については、現在、一般社団法人対馬観光物産協会を指定管理者として管理運営しておりますが、令和7年3月31日をもって期間が満了となりますので、対馬市公の施設の指定管理の指定手続等に関する条例第5条第1項第4号による公募によらない候補者の選定により、引き続き、一般社団法人対馬観光物産協会、会長佐伯達也氏を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

指定管理者候補の選定につきましては、対馬市指定管理者選定委員会において選定方法及び審査基準に沿って審査した結果、まず、一般社団法人対馬観光物産協会が条例第5条に基づく公共的団体であること。さらに、同協会の事業内容である観光及び物産の振興に係る事業として観光客の誘致促進、島の特産品のPRを永年にわたり取り組んできたことなどから、今後も当施設を健全に運営することができる指定管理者候補として選定をいただいております。

指定管理期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間としており、この期間の指定管理料は発生しないとしております。

以上で、議案第73号についての提案理由と内容の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託します。

日程第32. 議案第74号

○議長（初村 久藏君） 日程第32、議案第74号、対馬市仁田ダム運動公園の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。上対馬振興部長、原田勝彦君。

○上対馬振興部長（原田 勝彦君） ただいま議題となりました議案第74号、対馬市仁田ダム運動公園の指定管理者の指定について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案書は19ページをお願いいたします。

本施設は、令和2年4月1日から対馬ゴルフ倶楽部を指定管理者として管理運営を実施しておりますが、令和7年3月31日をもって任期満了となりますので、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条により公募を行ったところ、1団体から申請がありました。

選定の結果、指定管理者候補、対馬ゴルフ倶楽部、理事長中原康博氏を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者候補の選定に当たっては、本年7月19日から8月30日まで公募を行いました。

その結果、1団体からの申請があり、対馬市指定管理者選定委員会により、選定方法及び基準に沿って公正に審査した結果、募集要項の選定基準を満たし、かつヒアリング等の実施により事業計画、収支計画及び経営能力を総合的に判断した結果、対馬ゴルフ倶楽部、理事長中原康博氏を指定管理者候補として選定いたしました。

本施設に係る指定管理料は発生しないものです。

なお、指定管理期間は令和7年4月1日からの5か年としております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

日程第33. 議案第75号

○議長（初村 久藏君） 日程第33、議案第75号、体験であい塾匠の指定管理者の指定について

てを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。農林水産部長、平川純也君。

○農林水産部長（平川 純也君） ただいま議題となりました議案第75号、体験であい塾匠の指定管理者の指定について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書の21ページをお願いいたします。

体験であい塾匠は、対馬市農産物等活用型総合交流施設として地場産品の確立と体験型観光の定着を図る施設でございます。

本施設は、令和2年4月1日より、匠運営協議会を指定管理者として管理運営を行ってまいりましたが、令和7年3月31日をもって指定管理期間が満了となることから、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき、公募を行ったところ、1団体からの応募がありました。

審査の結果、指定管理者候補として匠運営協議会を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者として指定いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定管理期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5か年としております。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託します。

日程第34．議案第76号

日程第35．議案第77号

○議長（初村 久藏君） 日程第34、議案第76号及び日程第35、議案第77号、工事請負契約の締結についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長、内山歩君。

○建設部長（内山 歩君） ただいま一括議題となりました議案第76号及び議案第77号につきましては、建設部所管でございますので、続けて提案理由とその内容について御説明申し上げます。

初めに、議案書の23ページをお願いします。

議案第76号、工事請負契約の締結について、本議案は、市道尾浦浅藻線道路改良工事に係る工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

入札結果につきましては、一般競争入札で公募を行い、17社から申請があり、去る10月22日に入札を実施した結果、株式会社小宮建設、代表取締役小宮量浩氏が2億1,534万5,500円で落札されましたので、これに消費税相当額を加算した2億3,688万500円で、令和6年10月28日に同氏を相手方とした工事請負仮契約を締結しております。

ここに本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

工事の概要につきましては、議案書の24ページ、参考資料をお願いいたします。

道路改良工事延長96メートル、車道幅員5.5メートル、主な工種といたしまして、土工、擁壁工、函渠工、護岸工、排水構造物工および舗装工などを施工するもので、現在、安神地区側から施工中の同路線トンネル工事の終点坑口と尾浦地区側の既存道路、市道尾浦線を接続するための取付工事を実施するものでございます。

参考に、25ページから26ページにかけて平面図および標準横断図を添付し、また、タブレット議案フォルダーに添付資料として、入札結果一覧表および位置図を掲載しておりますので御参照ください。

なお、本請負工事は、継続費に係る契約でございますので、工期を本契約締結後から令和8年3月25日までの予定としております。

続きまして、議案書27ページをお願いします。

議案第77号、工事請負契約の締結について、本議案は、雞知団地新築工事（建築主体）に係る工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

入札結果につきましては、一般競争入札で公募を行い、3者から申請があり、去る11月19日に辞退の届出があった1者を除く2者により入札を実施した結果、株式会社中原建設、代表取締役中原康博氏が5億8,000万円で落札されましたので、これに消費税相当額を加算した6億3,800万円で、令和6年11月21日に同氏を相手方とした工事請負仮契約を締結しております。

ここに本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

工事の概要につきましては、議案書の28ページ、参考資料をお願いします。

鉄筋コンクリート造2階建て住宅2棟を建設するもので、そのうちA棟は、延床面積493.66平方メートルで、間取り2DKが8戸。また、B棟は、延床面積565.66平方メートルで、間

取り2DKと3DK、それぞれ4戸を施工するものでございます。

参考に29ページに、工事箇所的位置図と配置図を、30ページから32ページにかけて各棟別の平面図と立面図を添付し、またタブレット議案フォルダーに添付資料として入札結果一覧表を掲載しておりますので御参照ください。

なお、本請負工事は、継続費に係る契約でございますので、工期を本契約締結後から360日間の予定としております。

以上、簡単ではございますが、議案第76号及び議案第77号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから2件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第76号及び議案第77号の2件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。2件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第76号、工事請負契約の締結について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号、工事請負契約の締結について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第36. 議案第78号

○議長（初村 久藏君） 日程第36、議案第78号、財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中対馬振興部長、原田武茂君。

○中対馬振興部長（原田 武茂君） ただいま議題となりました議案第78号につきましては、中対馬振興部所管の議案でございますので、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。
議案書の33ページをお願いします。

議案第78号、財産の取得について、本議案は、長崎県が管理しております仁位港の港湾施設背後の単独用地につきまして平成元年4月に、旧豊玉町が長崎県との間に取り交わした確約書に基づき、林業、水産業、観光業の活性化を図る目的で、仁位港湾都市再開発用地としての用地取得に係る財産取得契約を締結したく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の取得予定の物件の所在地は、仁位港湾の長崎県の単独用地であります対馬市豊玉町仁位字ハロウ2089番地26ほか2筆で、地目は雑種地でございます。

取得面積が7,699.34平方メートルで、取得金額は5,543万5,248円でございます。

本年10月29日に、長崎市尾上町3番1号、長崎県知事大石賢吾氏を相手方とした財産取得仮契約を締結しております。

ここに本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

参考に、議案書34ページに財産取得概要を、35ページに土地の表示、36ページ、37ページに位置図、用地測量図を添付しております。

以上、簡単ではございますが、議案第78号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第78号、財産の取得について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおりに決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（初村 久藏君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

明日は午前10時から市政一般質問を行います。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後2時42分散会

令和6年 第4回 対馬市議会定例会会議録(第2日)

令和6年12月4日(水曜日)

議事日程(第2号)

令和6年12月4日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(18名)

1 番 糸瀬 雅之君	2 番 陶山莊太郎君
3 番 神宮 保夫君	4 番 島居 真吾君
5 番 坂本 充弘君	6 番 伊原 徹君
7 番 入江 有紀君	8 番 船越 洋一君
10 番 小島 徳重君	11 番 黒田 昭雄君
12 番 小田 昭人君	13 番 波田 政和君
14 番 小宮 教義君	15 番 上野洋次郎君
16 番 大浦 孝司君	17 番 作元 義文君
18 番 春田 新一君	19 番 初村 久藏君

欠席議員(1名)

9 番 脇本 啓喜君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	平間 博文君	次長	藤原 亘宏君
課長補佐	糸瀬 博隆君	係長	小島 亮君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵 輝孝君
副市長	一宮 努君
教育長	中島 清志君
総務部長	木寺 裕也君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	犬束 幸吉君
しまづくり推進部長	三原 立也君
観光交流商工部長	阿比留忠明君
市民生活部長	村井 英哉君
福祉部長	田中 光幸君
保健部長	桐谷 和孝君
農林水産部長	平川 純也君
建設部長	内山 歩君
水道局長	舍利倉政司君
教育部長	扇 博祝君
中対馬振興部長	原田 武茂君
上対馬振興部長	原田 勝彦君
消防長	井 浩君
会計管理者	勝見 一成君
監査委員事務局長	志賀 慶二君
農業委員会事務局長	栗屋 孝弘君

午前10時00分開議

○議長（初村 久藏君） おはようございます。

報告します。脇本啓喜君から欠席の届出があつております。神宮保夫君から遅刻の届出があつております。

ただいまから議事日程第2号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 市政一般質問

○議長（初村 久藏君） 日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は、3人を予定しております。

それでは、通告により発言を許します。7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） おはようございます。入江有紀と申します。50分間どうかよろしく願いいたします。

一般質問に入ります前に、ちょっと市役所の皆様にお願いがあるんですけど、市民のほうから、市役所に来てでも挨拶をしない職員が多いらしいんですよ。それで、私たち自体にも挨拶をしないんですから、この挨拶というのは常識ですから、やっぱり議員であろうと市民であろうと、ちゃんと挨拶ぐらいはしてあげてください。お願いいたします。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

1、市長の対馬市職員住宅管理規程違反について。

6月、9月の一般質問において、再三質問していた件の継続質問をさせていただきます。

市長の入居申込時の書類の処理について。

第2に、漁火公園足湯の再開について。足湯施設が故障して現在利用できない状態になっていますが、市は修理をして再開する意向はあるのか。

3番目に、ヤングケアラーの施設整備について。ヤングケアラーに対する市の対策、支援策を問う。

4番目に、観光行政とその取組について問う。1番目に、観光地万閑展望台、権現山のあずまや、姫神山砲台の整備について。

案内板の設置が少ないことについて、本土からの観光客が対馬に来て特産品を食べることができない店がほとんどなのですが、このことについて。

よろしく願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） おはようございます。入江議員の質問にお答えいたします。

初めに、私が職員住宅に入居していた件についての再々質問についてでございますが、本件につきましては、6月定例会、9月定例会の2度にわたり質問があり、その経緯等について御説明してまいりました。

今回は、入居申請の処理についてということですが、申請の処理につきましては、担当課において審査され、決裁します。その過程で複数の職員が見ているにもかかわらず、誤った処理をしたことは職員の勉強不足、確認不足によるもので、その結果今回の事案発生に至ったことは否めません。十分に例規を読み込んでいれば、防げた事案であったと考えております。

課員の監督・指導に当たる立場にある課長には、再びこのようなことが発生しないよう例規確認の徹底と、担当部長からの厳重注意を行っているところでございます。

次に、漁火公園足湯の再開についてでございますが、平成16年8月に厳原東里の漁火公園内にオープンいたしました対馬海峡漁り火の湯は、既に20年が経過し施設の老朽化が進んでおり

ます。

昨年まではボイラー機器の調整等を図りながら、どうにか足湯を御利用いただいておりますが、今年度はボイラー機器が故障し、やむなく休止することとなりました。再開に向けては、ボイラー機器の更新に加えて、今後経年劣化による故障が想定されるポンプなど、足湯全体の設備のリニューアルが必要でございます。

しかしながら、利用者が非常に少ない状況であり、更新費用及び将来にわたるメンテナンス経費も伴うため、リニューアルは非常に難しいと考えております。

市といたしましては、源泉をくみ上げるポンプが稼働する間は、嬉野温泉や道後温泉の例を参考にしながら、暑い夏の期間に限定し、温泉水を温めず冷泉足湯として再開できないか検討しているところでございます。

次に、3番目のヤングケアラーの施設整備についてでございますが、改めましてケアラー及びヤングケアラーの支援に当たって、その定義について御説明させていただきます。

ケアラーとは、介護や看病、療育に必要な家族や近親者を無償でサポートする方のことを言い、そのうち18歳未満の方をヤングケアラーと言います。ケアラーのケア対象は高齢者のみならず、障害者や難病患者、障害児、さらにはアルコール依存症やひきこもりの方までと広範囲にわたります。

本市におけるヤングケアラーにつきましては、各学校で定期的実施されるアンケート等により把握しております。ヤングケアラー相当と思われる児童生徒数は、11月1日現在中学生2人で、ケア内容は幼い兄弟のお世話と報告を受けております。

ケアラー支援の動向としまして、令和5年4月に長崎県ケアラー支援条例が施行され、令和6年3月には、令和6年度から令和12年度を計画期間とする長崎県ケアラー支援推進計画が策定されております。県を中核とし、広報啓発における認知度の向上・人材育成・早期発見と包括的な相談支援体制の整備・民間支援団体等への支援の4つの柱において取り組む方向性となっております。

本市としましては、子ども・若者から高齢者までを対象とした多世代交流の場として活用できるみんなの居場所づくりとして取り組んでまいります。居場所づくりは、人々が自由に表現し、他の人々とつながり、お互いを理解し合える場と捉え、安心、安全で気軽に立ち寄ることができる場所として、目的やニーズに沿った既存の福祉施設等や地域にある様々な場所を想定しております。

また、地域住民や関係機関、NPO団体などに積極的な参画を促し、子育て支援への関心と参加意欲を高めることで地域全体での機運を醸成し、地域の方々との連携を深めることで、より充実した支援体制を整えてまいりたいと考えております。

次に、対馬市観光施策について。

具体的に御質問のありました観光地の整備についてお答えいたします。

まず、万関展望台についてでございますが、展望台の所有は長崎県であり、修繕等の対応は県が実施しております。なお、市の管理範囲としましては、除草作業等の軽微な維持管理でございますが、修繕が必要な箇所があることは県にも報告しております。

万関展望台は、烏帽子岳展望所の道路工事に伴い観光客の利用機会が増しており、早期に修繕対応していただくよう県に要望しているところでございます。

次に、権現山のあずまやについてでございますが、老朽化が進んでいることは承知しております。あずまやの建て替え等をはじめ、上対馬、上県地域の観光地施設整備につきましては、本年度から北部対馬地域のまちづくり計画である仮称ではありますが、北部対馬アクションプランの策定に着手しており、プラン策定委員会の中で御意見をいただき、進めてまいります。

次に、姫神山砲台跡についてでございますが、景観維持のため年度計画に基づき、今年度も文化財課が支障木等の管理伐採を進めており、景観等の整備に努めているところでございます。

市全域での観光地整備につきましては、整備の基本となる各種計画等に基づき推進していくとともに、観光地の景観向上及び安心、安全な維持管理に努めてまいります。

次に、観光案内板の設置が少ないとのことでございますが、観光案内板につきましては、平成23年度に整備計画を策定し、新設及び改修が必要な箇所等292基の整備を計画し、整備箇所の変更等も検討しながら取り組んできたところでございます。

令和5年までに168基を整備しておりますが、依然として不足している状況であると認識しております。

このため、現在システム構築に取り組んでおります観光デジタルマップにおいて、観光地までの経路案内及び観光地の詳細な説明等をスマートフォン等に提供することで、観光地までのスムーズな誘導を行い、観光満足度を高めてまいります。

デジタルマップのメリットは、多くの情報が掲載できることに加え、常に新しい観光情報を発信していくことでございます。一方、デメリットは通信環境が必要なため、一部利用できない観光地があることでございます。

今後は、デジタルマップの運用後に観光案内板の整備が必要な箇所等を精査しながら整備を進めてまいります。

次に、本土からの観光客が対馬の特産品を食べることができる店がほとんどないとのことでございますが、対馬にお越しいただいた方からは、やはりアナゴ料理のニーズが高いようでございます。

先ほども触れさせていただいた観光デジタルマップでは、飲食店がどのような料理を提供して

いるかなどの情報登録を行うことで、デジタルマップ上に例えばアナゴ料理や郷土料理を提供する店舗を表示することが可能となります。

まずは、どの店舗でどのような対馬らしい料理が提供できるのかを集約し、その情報を利用者に提供することで、食の情報発信の強化と満足度を高めていく取組を進めていくとともに、対馬の食材を提供する店舗の数を増加させていくことに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） まず、市長の管理規程違反のことについてなんですけど、この問題は6月と9月で3回目になるんですが、市長の答弁では反省していると思えないと市民から言ってきていますので、今回またやりました。

9月の議会後、情報開示をしまして申込み許可証から退去届まで取りました。全書類に職員5人の印鑑が押してあるのですが、5人のうち1人でも市長がこの違反をしているということを、申請書を見て分からなかったのか、それを私は不思議でたまりません。それだけ市の職員が勉強していないのかと思うんですけど、間違っていると分かっていた職員もいるんじゃないかと思うんですけど、この中には、分かっているけど、誰も却下できなかったのではないかと思います。

この5人の職員のうち、1人でも分かっていたんじゃないかと思うんですけど、これは無言の圧力にはなりませんかね。御答弁ください。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 先ほども答弁いたしましたように、今回はまずこの対馬市職員住宅管理規程ということで、ここの職員住宅に入居することができる者は、対馬市職員定数条例に規定する職員とすると。この後に、この対馬市職員定数条例というのがありまして、各機関に勤務する一般職の職員ということがまた別に書いてあります。ここまでちょっと読み込むことができなかったのかなということで、単純なミスだったのじゃないかなと思っております。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） このことは、単純なミスで済む問題じゃないでしょう。許可証には1、2、3、4、5、6人の印鑑が押してあるんですよ、これには。6人のうちの誰も、1人でもこれが間違っているということを分からないということ自体も、おかしいと思うんですよ。全然勉強していないということじゃないですか、これだったら。6人名前が挙がってきていますよ。1人でもこれを見て、それとこれに書いてあるのは、太い字で書いてあるんですけど、許可してよろしいんでしょうかというメモが残っているんです、これに。だから、1人ぐらいはこれは間違っているんじゃないかなと思っても、却下できなかったということじゃないかと思うんですけど、これはちょっとおかしいんじゃないですか。この中に出席されてある方で、印鑑を押し

である方はいらっしゃいませんか。6人押してあります。

印鑑を押す時点でおかしいと思うはずですよ、これ大体。この6人が全然分からんで印鑑を押すということないじゃないですか。あんまりひど過ぎますよ、これは。

もうちょっとこれを押したにしても、勉強をしとかんと駄目ですよ、職員が。何も勉強せんから、「分からんで押しました」と市長が言ってますけど、これ間違えたことじゃないですか。それで間違えたことに印鑑を押しているんですから、責任取らんと駄目ですよ、この5人は。

そうじゃないですか。もう恐らく私この中の6人の1人でも分かっとったはずですよ、これは。おかしいですもん。全員が分からんということは、そんなに職員が勉強してないということじゃないですか。おかしいですよ。

そして、大体申請をする人と許可を出す人が同じ人間ということは、あり得ることじゃないですか。市民が言うには、おかしいじゃないかという当たり前ですもん。対馬市長が申請して、対馬市長が許可を出す、こんなことが世の中にあっていいんですか。

前回の一般質問では、「印鑑が違いましたから」と言われましたけど、そんなことは通りませんよ。自分がこんなことしとってから、「その印鑑を変えましたから、普通の印鑑と公印と変えましたから」と言っておりますけど、同じ人間が対馬市長で申請して、対馬市長で許可を出しているんですから、こんなばかげたことは世の中にはないと思います。

チェック機能が全然動いていないと思いますが、リスク管理はできていますか。答弁ください。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） リスク管理は、きちっとした管理委員会等でこれは図られることになっております。そしてまた、先ほどの対馬市長から対馬市長にということでございますが、前回も答弁をしたところでございますけども、要はこの申請をするところが、要は個人の対馬市長じゃなくて、要はこの住宅を管理する対馬市長から、全体管理の対馬市長へということで、このようなケースの決裁というのは、多々あることでございます。

他の団体の長の対馬市長、そしてまた最終的な決裁をするところも対馬市長と、同じ人物になりますので、これはよくあることで、ただこれも一部見直しをかけているところもあるところでございます。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） 個人の名前で申し込みをしているなら分かるけど、対馬市長で申し込みして、許可証も対馬市長で許可して、絶対おかしいですよ。こんなことがあり得るわけじゃないですか。おかしいですよ。

そして、市長は野良の職員住宅にどの間取りで、どの部屋で、家賃は幾らで入居されていまし

たか。その家賃は、市内の不動産の市況と大きな隔たりはありませんか。御答弁ください。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） ちょうどこのときが空いていた部屋が、3LDKの部屋が空いていたということで、そこに一時入居させていただいたところでございまして、ここの家賃は確かに一般民間住宅よりも幾分安い料金でありまして、たしかこれは月額1万9,000円じゃなかったかなと思います。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） このことは、一番市民が知りたかったことですので。

それと、市長の入居は市内の金額とは大体この3LDKなら、院長室でしたから、これは7万ぐらいだと思うんですけど、市況はですね。その隔たりの分を市に返還する気持ちはありませんか。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） このことにつきましては、対馬市職員住宅の管理規程の中にきちっとした別表でうたい込まれております。このことで私は遵守したものでありまして、ここで市況との差をまた負担するとか、そういうことではないと思っております。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） それはあんまりだと思いますよ。7万ぐらいの部屋に1万9,000円であって、あと5万1,000円でしょ。それをして私払わないでいいと思いますは、それはあんまりだと思いますよ。

○市長（比田勝 尚喜君） じゃあ、どこに書いてありますか。

○議員（7番 入江 有紀君） はい。

○市長（比田勝 尚喜君） どこにも、ここにも書いてある。

○議員（7番 入江 有紀君） いや、書いてあるけど、あなたは入ってはできないところに入っていたんですよ。そうでしょう。

○市長（比田勝 尚喜君） だから、それは。

○議長（初村 久藏君） ちょっと発言を求めてからお互いに言ってください。

○議員（7番 入江 有紀君） 入ってはいけないところに入ってとって、7万円ぐらいするところに1万9,000円が入っていました。あと5万幾らの金を市に返す気はないかという、返す気はありませんということですね。はい、分かりました。

対馬市役所は、市長の判断で、意向でどうにでもなる株式会社ではないと思いますが、民間企業ではないのですが、もしこの件で反省してあれば、市長自ら襟を正して議会に懲戒処分を上程

すべきです。市民はあきれています。議会で謝ったからといって済むものではないと私は思いますので、答弁を求めます。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） このことにつきましても、1回目、2回目のときにも答弁しておりますけれども、この懲戒関係の部分に、指針の中にもこのようなことでの懲戒関係は処分はないということで、この議会の場で確かに私が本来であれば、よくチェックをしながら入ればよかったんでしょうけど、ただこの時点では、私もあちらこちら民間の住宅を探したんですけども、なかなかそのとき空いていなくて、今現在ちょうどそのときに空いていた職員住宅に一時入居させていただいたということでございます。大変申し訳なかったと思っております。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） この印鑑を押した、許可を出した5人の職員は、もうちょっと勉強をすべきだと思います。こういうことをするときには、これは違反じゃないかなということぐらい分かる職員じゃないと、もうちょっと勉強せんと駄目ですよ。これ堂々と6人が印鑑を押してありますから。

これは間違うとる、ここの中には恐らく1人でもおったはずですよ。間違うとるちゅうことをね。そのかわり、それを言えなかったらしいんですけど、もうそれは仕方がないことです。いいです、もう責任を取らないなら取らないで。

それでは、時間がないので、ヤングケアラーの施設整備に入らせていただきます。

市長は、先ほど3人と言われましたけど、私はもう8人見つけております。それで、子ども食堂にもその子たちは一応来らせています。だから、2人じゃありません。本人たちが本当に自分はヤングケアラーだということを自覚していない子がおるんですよ。だから、2人じゃありません。

それで、ヤングケアラーと申しましても、議員の皆様ももちろんのこと、市民の皆様もお分かりにならない方が多いと思いますので、ヤングケアラーの説明から入らせていただきます。

ヤングケアラーとは、家族の介護を担う子供たちを指します。彼らは親や兄弟や姉妹などの家庭のために、日常的な介護を提供する役割を果たし、多くの課題に直面しています。この子供たちをヤングケアラーと言います。

課題としては、身体的・精神的な負担、教育の遅れ、それから社会的な孤立、将来の不安、子供は生まれながらにして人生が決まっているのでしょうか。恵まれない家庭に生まれた子供は、一生涯その環境から人生につきまとうのでしょうか。いくら頑張っても、努力しても報われない人生を歩かなければならないのでしょうか。

恵まれない子供のひとときの安らぐ、くつろぐ場所を提供し、救いの手を差し伸べることも行

政の重要な役割だと考えますが、市長の考えをお聞かせください。

勉強したくても、スポーツをしたくても、友達と遊びたくても、介護を優先しなければならないいそのような子供たちに対し、放課後の居場所の提供、学習支援の提供、生活習慣の形成支援などに取り組んでほしいのです。

現在、公益財団法人日本財団がこの取組に協力して、大村市のまつなぎやという施設を造ってくださっています。対馬も日本財団と協定を結んで、施設整備をするおつもりはないか答弁願います。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 私のほうが冒頭答弁いたしましたことをお聞きになっていれば、先ほども言ったとおりでございます。これ以上の答弁はないと思っておりますし、また改めて言いますと、市といたしましては、やはり多世代交流の場として活用できるみんなの居場所づくりとして、今後は取り組んでまいりたいという答弁をさせていただきました。

以上であります。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） 現在、私たち団体が子ども食堂を始めて5年目に入りましたが、その中に居場所づくりの中にも、まつなぎやのように、ヤングケアラーとか登校拒否児とか、そして認知症の人たちの集まる場所にしてやりたいんですよ。

それで、できるだけそれを、今なら日本財団が整備してもらえるので、それを市に協力していただきたい。市と日本財団が協定を組まないとできないことですので、それを古い家でも見つけて、そしてその登校拒否児も来られる、ヤングケアラーも来られる、子供たちも来られる、それから認知症の人たちも来られる居場所づくりにと私は考えておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、私の希望としては、ヤングケアラーが環境に左右されず、夢や希望を与えよい環境で成長し、心が十分に満たされる居場所を提供したいと思いますので、自治体がヤングケアラーを支援する政策を導入し、必要なリソースを提供することを求めます。

以上です。

それと、次に入ります。

観光施策について。対馬市観光振興推進計画には、これ令和4年につくった計画なんですけど、対馬市観光振興推進計画によると、サービスのおもてなしの欠如とありますが、私の経験では長崎より市議の仲間が来てある店に食事に行きました。どこの店とは言えませんが、対応の悪さに市議もあきれて帰りました。それも1軒、2軒ではありませんでした。この課題に向けて市はどのような対策を取っているか御答弁ください。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 各店舗のその対応につきましては、全てこちらが把握しているわけではございませんけども、たまに観光客の方からとか、市民の方から苦情とか、そういった注意関係が来た場合には、担当部のほうから注意をしていると私は認識しているところでございます。

議員おっしゃられるように、やはり今各店舗におきましても、対馬全体のことに関わってまいりますので、今はそういった店はほとんどないと私は認識しているところでございます。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） それと、観光地なんですけど、私は4年前からこの烏帽子岳の件も、万閑展望台の件も、それから姫神砲台の件はもう何回もやってきたんですけど、全然これ整備ができないんですけど、万閑展望台は県だから県にお願いしてもらって、どうしてこれができないのかと思うんですけど、もう姫神砲台は何回も何回も言うてもできませんが、どういうことなんでしょうか、答弁ください。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） これは先ほども答弁いたしましたように、姫神山砲台のこの整備につきましては、やはり担当課であります文化財課のほうが、支障木等の管理伐採も進めておりますし、また観光案内板とか夏草の伐採とか、そういったところは努めているところでございます。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） できるだけ頑張ってお願いたします。

漁火公園のことに入りますが、市長は漁火公園の足湯のことについて、市民の方から何か意見を聞いたことがありますか。御答弁ください。

漁火公園のことについて、足湯のことについて、市長は何か市民から要望を聞いたことがありますか。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 直接的には私は聞いたことはございません。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） 今年の4月から壊れて、10月までだったんですけど、足湯は。それが今年は全然使えない状態だったんですよ。それで要望が上がってきまして、私も行って見ましたが、もう全然駄目な状態でした。

それで、あの足湯は前町長が8,000万円かけて掘っているんですよ。8,000万円かけて掘って、あそこはもうすばらしい景色で皆さんが集まって、足湯に入っておしゃべりしたりするいい場所だったんですけど、今も全然使えない状態なのですが、修理をしてから使ってもらいたんですけど、どんなですか。修理してもらえますか。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 議員に私が最初答弁したところを、もう少し真剣に聞いてほしいと思います。

今おっしゃられたことは、先ほど答弁したことを本当真剣に聞いていただければ、分かることじゃないかなと思っておりますし、再度また詳しく申し上げますと、確かに昨年度まではボイラー機器の調整等を図りながら運営してまいりました。

○議員（7番 入江 有紀君） 聞いています、それは。分かっています。

○市長（比田勝 尚喜君） 分かっているならもういいじゃないですか。

○議員（7番 入江 有紀君） はい、結構です。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） あそこは景色もいいし、船越議員が去年か何かも一般質問されたんですけど、足湯だけじゃなくて体まで入れる温泉にしてもらいたいんですよ、みんなの要望としては。

美津島町には2つ温泉があるんですけど、あれだけ広い対馬に、厳原には1軒しかないんですよ。それで、米寿会に今貸している契約書を取って見ましたら、もう20年過ぎているんです。

それで、米寿会の施設なら温泉センターみたいにして、お年寄りとかみんなが集まっておしゃべりしたり、お風呂入ったりできると思うんですが、その米寿会を病院跡か何かに移ってもらって、そういうふうにすることはできませんか。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 米寿会さんとの契約書のほうは、私も確認しておりますけども、自動継続になっております。それとまた、この米寿会さんのほうに今後の継続の有無について、ちょっと担当課のほうから問合せをしましたところ、やはり今現在も利用者が結構多いということで、今後も継続して運営をしていきたいということで、私のほうにも報告があっているところでございます。

そういうことで、以前も船越議員の質問のときにも答弁いたしましたが、私も一時この源泉を利用して、厳原病院のほうで福祉的な温泉施設をつくろうということで計画いたしまして、委員会のほうに諮った経緯があるんですけども、ここではその委員会では、もうそのような施設はつくべきではないというような厳しい御意見がございまして、今現在断念しているところでございます。

○議長（初村 久藏君） 7番、入江有紀君。

○議員（7番 入江 有紀君） どうにか動いて、雞知には2つもあるのに、厳原には1つしかありませんから、この足湯を修理して体まで入れる温泉を整備するように、どうかよろしくお願い

いたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（初村 久藏君） これで、入江有紀君の質問は終わりました。

○議長（初村 久藏君） 暫時休憩します。再開は11時10分からといたします。

午前10時52分休憩

午前11時10分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

引き続き、市政一般質問を行います。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） 議長、1番。

○議長（初村 久藏君） 1番、糸瀬雅之君。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） 皆様、おはようございます。会派未来改革の糸瀬雅之でございます。今回の一般質問のテーマは、対馬市の一番重要な財源を中心とした質問を行いたいと思いますので、市長及び各部長の皆様、実効性のある答弁をよろしくお願いいたします。

まず、1点目ですけれども、対馬市の歳入についてでございますけれども、対馬市は将来的に人口減少に伴い、今後税収の減が予測されます。そこで、新たな財源確保の手段として、全国で導入が進められている宿泊税または入島税の導入を検討して、観光地の整備などの財源に充当すべきではないかと思いますが、市長の答弁を求めます。

次に、2点目の比田勝埋立地周辺の駐車場には、韓国人所有の車両や長期間の無断駐車など目的外の駐車が多く見られます。そこで駐車場の整備管理を行い、駐車料金を徴収して財源確保に努めてはどうかと思いますが、市長の答弁を求めます。

なお、当初通告をしておりました対馬空港及び厳原国内ターミナル周辺の駐車場問題につきましては、長崎県の管轄ではございますけれども、後ほど内山建設部長のほうに答弁のほうをお願いしたいと思っております。

次に、物価高騰対策についてでございますけれども、対馬市の喫緊の課題は、人口減少もそうではございますけれども、食料品や燃油の高騰ではないかと思えます。

今回、補正予算には物価高騰対策については、予算計上はなされてはいませんが、対馬市民の少しでも家計負担の軽減措置として、今後基金やふるさと納税等の財源を活用して、大変財源が厳しいのは承知しておりますけれども、対馬市独自の物価高騰対策の補助金支援対策のお考えはないか、市長の答弁を求めます。

最後に、対馬市森林環境税の活用についてでございます。

対馬市は、島内89%を占める山林を所有しており、将来的に荒廃山林や所有者の不明、林業従事者などの担い手の不足が予想されます。令和6年3月に改定されました対馬市森林づくり基本計画を実行していくに当たり、今後、森林環境税を対馬市の山林に公平にどのように活用していくのか、市長の答弁を求めます。

以上、3項目4点について、市長よろしく願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 糸瀬議員の質問にお答えいたします。

初めに、観光地等の整備などを目的とした宿泊税の導入についてでございますが、都道府県では東京都、大阪府、福岡県の3自治体が、市町村では福岡市、北九州市、長崎市など6つの自治体が既に導入しております。

観光地等の整備を実施していく上で、財源確保は課題であります。まず宿泊税を導入することが手段としてふさわしいものであるか、また、宿泊税以外で適切な財源確保が図れないかなど、税の妥当性並びに税の使途、納税義務者、徴収方法、税額等に係る課税要件など、税の3原則であります公平・中立・簡素に反しないことに加え、納税義務者・宿泊事業者への理解など、様々なハードルが想定されます。

本年7月には、国際ターミナル使用料を12歳以上の旅客で200円から500円に引き上げておりまして、宿泊税及び入島税の導入に当たっては、ここ対馬市におきましては、早急な検討は現在考えておりません。

次に、比田勝港の埋立地の整備についてでございますが、この埋立地は、周辺の商店を利用される方をはじめ、国際航路を利用する方など、多くの方々が駐車場として利用しております。

その中には、釣りなどで来島したときに利用するため、長期間駐車している車両があることは御指摘のとおりでございますが、この埋立地は市の土地と県の土地が混在しており、整備・有料化等については、県との調整が必要でございます。

また、毎年開催されておりますおっどん祭り等のイベントにおける今後の利用についても、考慮する必要があります。現在、上対馬振興部において、北部対馬地域のまちづくり計画であります仮称ではありますが、北部対馬アクションプランの策定に着手しており、プラン策定委員会の中で御意見を頂き、その方向性を示したいと考えております。

次に、物価高騰対策についてであります。基金やふるさと納税を活用した市独自の物価高騰対策の補助支援の考えはないかという御質問でございます。

各種基金につきましては、条例等により設置及び処分等が定められており、その目的達成のために、基金の積み立てや取り崩しにより予算編成を行っております。

中でも、ふるさと納税を積み立てる「がんばれ国境の島対馬ふるさと応援基金」につきまして

は、人づくり・なりわいづくり・つながりづくり・ふるさとづくり・しまづくりの5つの寄附メニューから選択して寄附を受け、これまで路線バス購入、交流施設や教育施設の整備、改修、情報基盤整備及び海岸漂着物対策など、様々な事業に活用しております。

寄附メニューに適応した事業であれば、当基金の活用は可能でございますが、例えば、全ての市民を対象に商品券を配付するとなれば、基金にも限りがございますし、これまで当基金を財源として実施してきた他の事業にも影響がございますので、広く浅く、かつ一時的なものとなってしまいます。

とはいえ、全く対策ができないというわけではございません。対象を特定した支援とはなりませんが、本年10月から、子育て世帯の経済的負担軽減のための措置として、乳児紙おむつ費等助成事業を一般財源により実施しております。また、水産業者に対する燃油高騰対策事業なども、以前より市独自の事業として実施しております。

今後につきましては、このような事業の拡充も含め、基金を活用して少しでも幅広い継続的な物価高騰対策事業が実施できないか、財政担当と協議をしまいたいと考えております。

なお、新政府におきましても、新たな経済対策についての検討がなされており、物価高騰対応重点支援交付金の追加という情報もございますので、交付金の追加交付ということになれば、こちらも有効に活用できるような事業を実施してまいります。

最後に森林環境税の活用についてでございますが、対馬市の総面積の89%を占める山林は、まさに我々市民の宝であり、その環境保全と資源活用は、適正な森林づくりを図る上で重要な対策でございます。

人口流出に起因する不在村化により、所有者が不明な森林の顕在化、担い手の不足などにより、手入れ不足の森林が増えていることは認識しております。

なお、これらの現状を解消するため、国では相続登記の義務化が進められているところでございます。このような状況下におきまして、対馬市森林づくり基本計画を実行していくために、国などの造林補助事業をはじめとする補助事業に加え、森林環境譲与税や対馬市独自の森・川・里・海環境保全再生基金を活用し、施策を展開しております。

対馬市では、令和元年度以降譲与されてきた森林環境譲与税の活用としまして、林地残材解消のため、木材チップ工場までの未利用材の運搬支援、また森林整備のため荒廃した森林作業道の補修事業など、幅広いメニューに取り組んでおります。

なお、これらの取組は、林業従業者などの担い手不足の解消に資すると考えております。

対馬市に譲与されます森林環境譲与税の活用につきましては、国により森林整備・人材育成・木材利用普及啓発に取り組むことと示されておりますが、その事業メニューは市町村の裁量に委ねられております。

しかしながら、国及び県に類似事業や既存事業がある場合は、優先活用を図り、また重複できない状況であることから、本年2月受検の会計検査員の実地検査におきましても、本市の活用事例と照らし合わせて重複がないか確認をされたところでございます。

今後、県や市の主催により、市民をはじめ林業関係者に広く周知し、意見を求め、県や市の森林林業施策に市民の意見を反映させることを目的に、対馬市森林づくり座談会を島内3か所で実施し、森林環境譲与税の活用メニューの拡充を図ってまいります。

また、この活用によって、対馬市の豊かな森林を守り、次世代に引き継いでいくことが私たちの責務と考えております。市民や林業関係者の皆様と協力し、持続可能な森林づくりを今後も進めてまいります。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 1番、糸瀬雅之君。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） 答弁ありがとうございました。

まず、宿泊税及び入島税のほうから一問一答で答弁をお願いしたいと思います。

先ほども今回市長、市長も先ほどお疲れのようですけども、部長を中心に答弁のほうをよろしいでしょうか。お願いします。市長も答弁をお願いしたいと思いますけれども。

まず、今回歳入について質問をしておりますが、今、国会で103万円の壁、所得の壁が問題になっております。対馬市として、もしこの178万円の所得の上限に挙げられたとして、どのくらいの税収の減が予測をされるのか、試算をされてあるようであれば、村井部長、よろしく願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 市民生活部長、村井英哉君。

○市民生活部長（村井 英哉君） お答えいたします。

県が試算しております減収、県全体では500億円と聞いております。その中で、私どもの県下21市町については、その影響額がどれくらいかということで、そこは市民税というところの160億円を、その影響額と見ております。

そのうち、対馬市ではどれだけのシェアとなるのかということで、対馬市における市民税所得割ということが、約県全体の2.2%と試算をいたしましたので、この160億円に乘じまして、影響額としましては、県の示された考え方に対する同じような試算の仕方としましては、3億5,200万円という数字を見込んでおります。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 1番、糸瀬雅之君。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） 今、対馬市の市税30億ほどの税収ではございますけども、これから3億5,000万円、来年度以降ですかね、1年先ぐらいからのこの予定になっているみた

いなんですけれども、これ実際に3億5,000万円を減になった場合、今全国各地の自治体で、やはりこの宿泊税の導入が進められていると思います。

長崎県内では、長崎市が既に令和5年4月より導入しています。全国の離島では、まだこのような宿泊税については、協議はされている自治体もあると思いますけれども、まず新潟県の佐渡市が導入に向けて動いていると聞いております。

この宿泊税の導入について、たしか先ほど市長も今考えていないということをおっしゃられました。しかしながら、これから先の対馬市のこの財源を、じゃあどう確保していくのか、これをまず私たちも考えていかなければならないかなと思っております。

今、このメリット、デメリットが先ほど言われましたけれども、例えばこのデメリットは、市長が先ほど答えられました観光客に対する負担とか、そのようなことを言われましたけれども、今観光客が、韓国人観光客が増えています。しかし、まず今観光客がこの対馬市に訪れるのは、一番何が負担になっているかというのは、やはりこの航路、航空運賃が一番負担になっていると思います。

それをやはりこの皆さんでやはり今後考えていかなければならないと思っておりますけれども、今この宿泊税を活用した事例、令和4年3月に、先ほども入江議員のほうからも言われましたけれども、対馬市観光推進計画、これを取り組んでいくのに、これ財源が対馬市として厳しいんじゃないか。

そして、この第2次対馬市総合計画、令和7年度の観光客の目標数値、市長、これ48万人を目標数値で上げています。この現段階では夢のような数字であります、市長はこの観光客の目標数値をどうお考えで計画をされたのか、お尋ねします。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 今年度は、韓国人観光客は約20万人が予測されているところでございます。この韓国人観光客を含めたインバウンドといたしまして、ピーク時が約41万人ということでございましたので、これにいろいろな観光振興策を加味していけば、その48万人に届くのではないかとということで、そのような数字が出されたものと認識しております。

○議長（初村 久藏君） 1番、糸瀬雅之君。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） いろいろと対馬市のほうも、様々なこの推進計画と総合計画をつくられてはおられると思いますが、やはりこの確かに立派な計画書をつくられても、予算とやはりPDCAのサイクルが機能していなければ、計画倒れになっている事業が多々あると思います。

そこで、やはりこの令和5年度の対馬市を訪れた韓国人を除く来島者、これ県内容、県外客、阿比留観光振興部長、どれぐらい令和5年度で訪れているのかお答えください。

○議長（初村 久藏君） 観光交流商工部長、阿比留忠明君。

○観光交流商工部長（阿比留 忠明君） お答えいたします。

国内の観光客数、令和5年の数字ですけれども、県の観光統計のほうで24万3,000人でございます。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） 県内、県外で分けた数字。

○観光交流商工部長（阿比留 忠明君） ちょっと分けた数字は持ち合わせておりません。

○議長（初村 久藏君） 1番、糸瀬雅之君。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） 県内、県外で今24万3,000人ぐらいですかね、来島されていると聞いております。

やはり例えばこの宿泊税、入島税、これどちらが今後果たしていいのか。いろんな自治体もこのような観光振興について財源の確保には、もうこれしかないということで、対馬市も以前そのような検討をされたとは聞いてはおりますけれども、例えばこの長崎市の例を見てみますと、宿泊1万円未満に対しては100円ですかね、宿泊税。それで、1万円から2万円に対しては200円。これは令和5年4月より長崎市は実行されて、修学旅行や学校関係行事等には免除とか、そのようなことで取り上げられております。

そして、私たちも11月8日に産業建設常任委員会で既に導入をしています北九州市役所に行行政視察に行った際に、ここは令和元年5月から調査検討会議を立ち上げて、約1年間の協議を重ねて、令和2年4月1日よりもう施行をされております。非常にスピード感を持って実施に向けて取り組まれておりました。

対象者は、北九州市がですよ、子供から大人まで全ての宿泊施設と宿泊料金を支払う全ての人を対象としていました。

この宿泊税の宿泊施設からの負担、こういった宿泊税に関する入島税はちょっとまた別ですが、宿泊施設に関しても、事務関係の報酬はしっかりと還元をしているということを我々も聞いておりました。

そして、協議会のメンバーは、あそこは人口92万人です。協議会のメンバーは約10名程度で、この宿泊税導入に向けて立ち上げてやられたということを聞いております。

ですから、対馬市もするかしないかは別として、やはりこういった財源の確保に向けては市長、やはりこういった勉強会なり、やはりこの視察に行っているいろいろ勉強するなり、必要じゃないかなと私は思いますけれども、市長のお考えが先ほどないというお考えがあります。もう一度答弁のほう、その前向きな答弁はないでしょうか。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 確かに議員おっしゃられるように、いろんな事業をしていく中で、この財源の確保というのは、私も大変重要なことだと思っております。

しかしながら、今、対馬市も確かに財源は厳しい中ではございますけども、先ほども若干答弁いたしましたように、本年7月からこれまでターミナル使用料を200円にしていたものを500円に増額したということで、約20万人、これが12歳以上ですから、若干減るかもしれませんが、全ての方が12歳以上とした場合は、これで約1億円の財源になるということで、まず入島税の方は重複するようなことにならんかなという心配をしておりますし、まして、北九州市も、今議員おっしゃられたように、約92万人か、そのような都市で2億約6,000万円程度のこの宿泊税になっておりますけども、対馬の場合も、まず今約1億円ぐらいのターミナル使用料、これをまず実行したと。

その後、この宿泊税というのは、各宿泊事業者関係の御協力が必須になってまいりますので、ここのところをもう少しいろいろと研究をしながら進めるべきじゃないかなということで、今早急なことは考えていないといった答弁をさせていただいたところであります。

○議長（初村 久藏君） 1番、糸瀬雅之君。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） 先ほど宿泊税の対象者ですけども、私は島外からの韓国人観光客が今ターミナル使用料を頂いていますので、島外とか日本人観光客向けにこれ質問しておりますので、その辺御理解を頂きたいと思います。

もう一点、比田勝の駐車場整備についてでございますけども、先ほど市長も理解はされていると思います。この比田勝駐車場の目的外車両が多く見られるということで、やはりそこに飲食で来られるお客さんとかが停められない、週末は特に停められないということで苦情が大変多くなっております。

そして、やはりこういう、そこを駐車場代わりに使われて、そういった市民は不公平さが出ているということが、こちらのほうにも聞いております。

先ほど北部対馬アクションプランで、このような駐車場を導入するかしないかという検討をするということで言われていましたけれども、上対馬の私調べてみますと、たくさん計画がされているんですね、ターミナル周辺から三宇田北部地区というのは。

まず紹介しますが、平成26年2月、観光リゾートイメージ図作成業務報告書、これ、シンクながさきさんがつくられている728万円でもうつくられています。平成31年3月、比田勝港国際ターミナルPFI事業導入のための調査報告書、これ対馬市も絡んでの1,400万円で予算をつくられています。令和2年3月、比田勝港国際ターミナルのコンセッション導入等に関する調査報告書1,500万円。

いいですか、これをまた今度、今北部、これだけでももう3,600万円もコンサルタントに払っているんですよ、一般財源を中心に。

そしてまた、この北部対馬アクションプランをやろうという、これ790万円今年度。もう既

につくられているのを、またさらに今回新たにやるというのは、こういうのは市長どう思われますか。

今市長がこれ全部任期中だと思いますけども、これ県との絡みもありますけども、こういった事業、駐車場整備周辺、県との協議というのはされているんですかね。そこをお尋ねします。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） これまでの北部対馬の計画の中で、特にこのPFI事業は、たしか国の100%補助を活用してやってきたと記憶をしております。

それとまた、こんな計画があつて、今回またアクションプランをつくることはどうなのかということでございますけども、またその時点との違いが、環境が若干違ってきたということで、一つのバージョンアップというようなことでも、これをぜひ進めていきたいという思いを持っているところでございます。

○議長（初村 久藏君） 1番、糸瀬雅之君。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） 市長、バージョンアップということを今、先ほど言われましたけれども、今この北部地区のアクションプランをこの駐車場兼ねて、この北部地区というのは上県町も入っているんですよね。上県地区も入れての今回やろうということなんですけども、この上県地区の北部地域活性化検討委員35名、このプランに35名選ばれていますけど、上県町の関係者は二、三人ですよ。これでアクションプランを、また北部地区を中心に、比田勝地区を中心に考えていこうという。メンバーがそうじゃないですか。35名の中で上県地区のメンバー二、三人ですよ。それでやれるんですかね、このアクションプランが。

やはりこういうのをつくるのであれば、上県町、仁田、そういったメンバーを絞って、ほぼほぼ行政の部長あたりが入って、10名ぐらい入られていますよね、メンバーに。だから上県町のメンバーも二、三人ですよ。ほとんどもう比田勝周辺ですよ。もう少し本当に上県町のことを考えるのであれば、上県町アクションプランでいいじゃないですか。もう上対馬のできているんですから、ほぼほぼ計画が、私はそう思います。

だから、上県町にやはりもう少し観光地の整備予算が少な過ぎます。上対馬町と上県町と分けて、こういったのは別々に考えるべきだと思います。市長、どうでしょうか。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 今この北部地域活性化検討委員会の委員名簿を見ているところでございますけれども、確かに団体等の役員とかですね、そういったところがかなり入っておられるようでありまして、上県町は確かに見る限りは少なくなっているんじゃないかなと思っております。ちよつとまたここは、今後研究課題だと思います。

○議長（初村 久藏君） 1番、糸瀬雅之君。

○議員（１番 糸瀬 雅之君） 今こういうようにいろいろこれの事業をする際に、やっぱりコンサルタントを頼りにせざるを得ないと思います。しかし、コンサルタントにばかり頼ってばかりでは、市の職員が育たないんですよ。

いいですか、市長をはじめ副市長、全てをコンサルタントにばかり頼っていけば、市の職員の計画ちゅうのは、そういった職員はいないんですか、対馬市に。いるでしょう。若手職員も入れて、もう少しこういったのは事業を考えながら、市の職員もしっかりと計画をできる職員がいると思いますよ。コンサルタントにばかり頼らない事業を少しでもやっていただきたい、私はそう思います。

そして、基金の中で、まちづくり基金として１０億円積み立てています。このまちづくり基金の１０億円を、どのような事業に、どのようなまちに使うのか、考えてあるのか、これは誰がよろしいですかね、総務部長がよろしいですかね。

○議長（初村 久藏君） 総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） まちづくり基金の用途なんですけど、これはそのまま今後のまちづくりに関係する予算、その辺にこの基金を使っていくということで考えております。

○議長（初村 久藏君） １番、糸瀬雅之君。

○議員（１番 糸瀬 雅之君） 今後のまちづくり、この北部対馬アクションプランも含めていいんですか、その答えは。いいですか。

じゃあ、今言われていましたけども、これを上県町のこういった事業に使ってください、ぜひ。せっかくですんで。上県町の計画がやっぱり観光地の計画をもう少し力を入れてやっていただきたい、そのように思います。

次に、この、対馬空港の駐車場の整備ですけども、これは、対馬振興局の管轄ということで、私もこれ割愛させていただいたんですけども、今の駐車場、対馬空港とか、厳原国内ターミナルの周辺が、やはりこの整備がまなってなく、やはりこの週末はやっぱり路上まで駐車しなければならない。駐車スペースがありません。

これ今長崎県のほうの考えは、内山建設部長、どのような今、今後考えてあるのか、答弁できる範囲でお願いします。

○議長（初村 久藏君） 建設部長、内山歩君。

○建設部長（内山 歩君） 厳原港、対馬空港の駐車場の有料化ということで、一応私、議員御承知のとおり、県管理施設でございます。県のほうにちょっと私もお話を聞かせていただきました。

現時点では、島内の駐車場を有する県管理施設に関しては、有料化に向けた検討の段階では、今はないということでございました。で、しかしながら、県といたしましても駐車場不足、こち

らは十分認識しており、今後特に施設を利用する島民の皆様や関係する事業者の意見を聞きながら、有料化に向けた検討を行うかどうかを判断したいというところでお話を伺っております。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 1 番、糸瀬雅之君。

○議員（1 番 糸瀬 雅之君） やはりこの対馬空港は、特に対馬市民が利用する空港ではございます。で、早急にやはり県と市でいろいろ関係部署を入れて、しっかりと協議会等を立ち上げて、しっかり今後どうするかということをしていただきたいと思いますと思っております。

次に、物価の高騰対策でございますけれども、市長は今公務で大変お忙しい中、日常生活を送られていると思います。その中で、対馬のいろいろな物価が高騰しているのは目につくと思っておりますが、市長の中で、何が一番安くなればいいのかという思いがありますか、日常生活の中で。そこをひとつ答弁お願いします。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） やはり毎日生活をしていく中で、その生活費関係ですね、電気、ガス、水道、そういったところが特に今、電気もガスも上がってきておりますし、ましてやガソリンについては、今政府からの補助等も入っているとはいえ、対馬市のこのガソリン単価は、他の都市部から比べたら高いなと感じてはおります。

○議長（初村 久藏君） 1 番、糸瀬雅之君。

○議員（1 番 糸瀬 雅之君） じゃあ、市長、やっぱりガソリンですかね、市長が考えられるのは。私もそうだと思います。私も、今市長と同じような考え、ガソリン価格が一番市民にとって平等性のある対策ではないかなと思っておりますけれども、やはりこの基金をガソリン以外にですね、やはり対馬の1次産業のいろんな農業用肥料、飼料、水産等の餌の高騰で、本当に今第1次産業は私は危機的な状況になっていくんじゃないかなと危惧しておりますけれども、今この財政調整基金を毎年いろんなところに繰り入れされていますけれども、今財政調整基金は、11月現在でいいですけども、どれぐらい総務部長、残高が財政調整基金は残っていますでしょうか。

○議長（初村 久藏君） 総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） 予算計上ベースでよろしいですか。

○議員（1 番 糸瀬 雅之君） はい。

○総務部長（木寺 裕也君） 基金残高が約20億2,000万円ぐらいです。

○議員（1 番 糸瀬 雅之君） 20。

○総務部長（木寺 裕也君） 財政調整基金ですね。

○議長（初村 久藏君） 1 番、糸瀬雅之君。

○議員（1 番 糸瀬 雅之君） ふるさと納税、令和6年、もしよかったら10月か11月現在で

いいんですけども、ふるさと納税の金額、分かる範囲で三原しまづくり推進部長、お願いします。

○議長（初村 久藏君） しまづくり推進部長、三原立也君。

○しまづくり推進部長（三原 立也君） 糸瀬議員の御質問にお答えいたします。

ふるさと納税の令和6年11月末現在の寄附額でございますけれども、1億5,885万円となっております。

○議長（初村 久藏君） 1番、糸瀬雅之君。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） いろいろとそのやりくりが大変かとは思いますが、今コロナ禍が収束して、国からの地方創生交付金もあまり期待できない中、対馬市民のやっぱりいろいろな要望や新たな政策を計画しても、なかなか予算が厳しい。

これで持続可能な島を市長は守っていかなければいけませんので、大変ではございますけども、やはりこの歳出のほうの削減のほうも一度計画を練っていただきたいと思います。歳出削減の計画です。

以上です。

次に、最後、森林環境税についてちょっとお尋ねをしたいと思います。あと6分あります。

対馬市の先ほど市長も答弁なさいましたけれども、この森林環境税は、この令和6年度からは全員納税義務者は年間1,000円の納税を納めなければならなくなっております。この森林環境譲与税の予算配分は、令和3年度から6,400万円、令和4年度は8,700万円、令和5年度も8,700万円。今年度、対馬市に予算配分される令和6年度の予算は、もう予想では1億2,000万円ぐらい予想されると思いますけれども、農林水産部長、間違いないでしょうか。

○議長（初村 久藏君） 農林水産部長、平川純也君。

○農林水産部長（平川 純也君） お答えいたします。

今年度の譲与予定額につきましては、1億2,160万円程度となっております。

なお、前年比3,450万円の増となっております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 1番、糸瀬雅之君。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） やはりこの対馬は長崎県でも、この森林環境税の予算配分は、県内でもトップですね。全国的にも結構1億2,000万円から3,000万円というのは、なかなかない。これから先このような予算が対馬市のほうに分配をされます。

しかし、やはりこの使い道をしっかりとした計画をやっていかなければ、基金として残されている部分もございますけども、対馬市は今令和6年3月に対馬市森林づくり基本計画の改定版をつくられていますよね、令和6年3月に。その中の第10条、第1条から第12条までありますけれども、第10条で「対馬市は林業及び木材産業の健全な発展並びに林業の新たな産業化を図

るために、次の政策を実施する」と書いています。

それで、1からいろいろありますけれども、木質バイオマス燃料のための施策の展開、そして2番目、これ原木シイタケ栽培の再生と振興、林業従事者や林業森林整備の担い手の育成、木材の利用や流通の促進、そしてその他振興のために必要な各種政策の展開。

この中で、今対馬市としてどの事業に力を入れて取り組もうかというのは考えてあるのか、これ農林水産部長よろしくお願いします。

○議長（初村 久藏君） 農林水産部長、平川純也君。

○農林水産部長（平川 純也君） お答えいたします。

まず、先ほど申されましたように、令和6年3月に対馬市森林づくり計画を改定いたしまして、その中で森林資源の活用、それから森林環境の保全、これを大きな2つのテーマとして掲げております。その中で、これらを適切に実行していくために、森林環境譲与税を有効活用していくこととしております。

森林環境譲与税につきましては、当然当該年度の満額執行に努めるとともに、基金残額についてもきちんと適切に活用していくこととしております。

それから、まずその主要施策としまして、木材の利用促進とか、あと現在縮小傾向にありますシイタケ栽培ですね、これの原木の安定供給、それからそういったところにも力を入れていきたいと思っております。

それから、あと森林従事者が減ってきている関係もございますので、担い手の確保、これに向けての施策を重点的に展開して検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 1番、糸瀬雅之君。

○議員（1番 糸瀬 雅之君） 今部長のほうからシイタケ栽培の再生と振興ということではなされました。しかし、このシイタケ栽培の再生振興計画はつくられていますか。まだつくられていないでしょう、今後の。いいです、答弁はいいです。

今基金で、この森・川・里・海環境保全基金が8,129万円、9月末現在の基金調書ですね、8,100万円ぐらいですかね。森林環境譲与税の活用基金として1億4,000万円ぐらい基金として、もう積み立てているんですよ。この基金を有効利用しなきゃ駄目なんですよ。積み立てておく必要要らないんですよ。しっかりと有効利用していくのを林業従事者も期待をしているんですよ。

ですから、今林業従事者の一番の要望は、市長、燃油高騰対策なんですよ、市長。ですから、水産に燃油高騰対策を当てるのであれば、同じく林業関係にも第1次産業に燃油高騰対策の予算計上をこの森林環境譲与税から入れてほしい、そのような要望が上がっていますので、ぜひ森林

組合、県、そのような立場の人たちとしっかりと今後の検討委員会を立ち上げてください、活用の。よろしいでしょうか、部長、これはぜひやってください。今後の県と市と森林組合、そして関係部署ですね、よろしくお願いします。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（初村 久藏君） これで、糸瀬雅之君の質問は終わりました。

○議長（初村 久藏君） 昼食休憩とします。再開は13時10分からといたします。

午後0時01分休憩

午後1時10分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

午前に引き続き、市政一般質問を行います。6番、伊原徹君。

○議員（6番 伊原 徹君） 初めに、本市の気温も徐々に低下し、冬の到来を迎えようとしています。

さて、本日は3点、4項目についてお尋ねいたします。

1点目は、観光名所地の改修期間周知方法について、2点目は、厳原港及び対馬空港駐車場管理について、3点目は、廃校舎利活用に当たって質問をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

1点目の観光名所地の改修工事期間の啓蒙でございますが、観光目的で来島されたが、訪問地が工事中のため入場できないケースは、観光物産協会ホームページ上に掲載されています。島外から観光でお見えの方々への正確な周知方法の観点から、対馬地図上に工事期間など明確に通知する方法が最も効果的と思われますが、啓蒙方法についてのお考えをお尋ねいたします。

2点目は、航路・航空路駐車場の現状と改善策ですが、週末や年末年始、夏季期間など、航路及び航空路利用時における一般車両の空きスペースがないとの苦情が寄せられています。

さらに、短時間ではありますが、春の移動時における見送り車両の駐車によって、レンタカー送迎事業者の駐車スペースが確保できないとの課題が生じています。航路及び航空路を利用される市民の駐車スペース確保のため、長期・中期駐車など定期的な実態調査は実施されているのか、また、管理者との改善策について協議されているのか、お尋ねをいたします。

3点目は、利用可能な廃校舎の現状と環境整備の考え方でございます。

廃校舎跡地利用予定の校舎内の備品やグラウンド、施設周りの雑草処理など、環境整備は定期的に進められているのでしょうか、お尋ねをいたします。

最後は、施設管理の運営に係る諸費用の分担についてお尋ねをいたします。

施設管理運営には、光熱水費、また法的根拠に基づいた年1回の浄化槽保守点検、消防設備点検費用などの管理費が生じてまいります。学校運営に係る管理費は、施設規模や教職員及び生徒などの利用者数によって開設時に定められ、一般家庭よりやや割高が考えられます。今後も増加が考えられる跡地利用予定者の基本料の負担軽減など、どのように進められているのか、お尋ねいたします。

以上、3点、4項目についてよろしく願いをいたします。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 伊原議員の質問にお答えいたします。

初めに、観光名所の改修期間の周知方法についてでございます。

市のホームページ及び対馬観光物産協会のホームページに加え、市公式LINEで皆様にお知らせをしております。観光名所への通行止め等のお知らせについては、近隣の地図を掲載しておりますが、例えば施設の休止等のお知らせについては、施設の名称と休止期間等のみ掲載し、その施設が市内のどこにあるのかなど、観光目的で来島された方にとって、情報量が不足しているケースがございます。

今後においては、可能な限りお知らせする観光地が市内のどこにあるのかということも踏まえ、地図等を掲載し、現在システムを構築中であります、デジタルマップも活用するなど、分かりやすい案内に努めてまいります。

次に、2点目の厳原港及び対馬空港の駐車場の管理についてでございます。

厳原港及び対馬空港の駐車場の整備関係は、長崎県の所管であります。厳原港は現施設の維持管理を権限移譲され、対馬市が管理しており、駐車場については、毎週一定時における駐車台数の確認をしているところでございますが、長期・中期駐車などの定期的な実態調査は行っておりません。

厳原港の駐車場は、平日の通常時には多少の空きスペースはあるものの、連休・年末年始等の繁忙期には、現在の駐車スペースでは不足していることを長崎県も把握しており、駐車場を拡張するように計画されています。駐車場を拡張することで、通常航路利用者の必要台数を確保できるとのことです。

駐車場を拡張するまでの間は、目的外で長・中期に駐車している車両を整理することで、少しでも多くの利用者が駐車できる可能性を高めるよう努力いたしますが、しかしながら、その車両が国内ターミナル利用なのか、目的外によるものなのかを特定することが困難であり、現在、改善策を検討中とのことでございます。

併せて、目的外の利用は航路利用者への支障となるので、控えていただきたいとのことであります。

本市におきましても、この問題を解消するため、今後は対馬振興局にできる限りの協力を行い、国内ターミナル利用者が快適に駐車できる環境づくりに努めてまいります。また、整備の早期完成に向けても、強く要望してまいりたいと考えているところでございます。

次に、対馬空港駐車場管理についてでございますが、冒頭申し上げましたとおり、空港の施設管理についても、長崎県の所管となります。現状は、週末や大型連休、年末年始などに、路上駐車や駐車場内でも指定されたスペース以外の駐車が見受けられます。この状況は、私も実際に確認をしているところでございます。

市としても、利用者の利便性の向上、歩行者・車両の安全な通行を図る上で、県に対し何らかの対策ができないのか対応を求めてまいります。

次に、廃校利活用にあたって、利活用可能な廃校舎の現状と環境整備の考え方でございますが、対馬市においては、人口減少及び少子高齢化が進む中、児童・生徒数も減少し、今年度は小中学校校舎合わせて2,000人を下回る状況であります。

このような状況で多様な教育活動を展開し、児童・生徒の豊かな人間関係を築き、社会性を身につけていくためには、適切な規模の集団の中での経験が必要となるため、学校の統廃合を進めているところでございます。

対馬市廃校利活用に関する基本方針には、学校が担ってきた地域コミュニティの中心的な役割を存続するため、産業の振興、社会福祉の向上、地域の雇用の創出、地域社会への貢献、その他地域の活性化に著しく寄与するものについて貸付けを決定し、教育施設の積極的な有効活用を促進するとあります。

現在、廃校舎は26校あり、そのうち利活用されている校舎は7校、利活用されていない校舎は18校、解体した校舎が1校であります。体育館につきましては、10校の体育館が社会体育施設へ用途変更し、地区体育館として利活用されております。

学校統廃合により廃校となった学校の備品の処理については、まず、統合先の学校で必要な備品を使用し、次に市内・小中学校・市役所の順に照会し、希望する学校等での使用となります。残りの備品は競売にかけ、最終的に残った備品は廃棄処分いたします。

グラウンドや施設周辺の整備につきましては、地区住民の方がグラウンドゴルフ等で使用されているものについては、使用されている方々に整備をしていただいております。市での対応はしておりません。

なお、学校体育館を社会体育施設として活用している体育館の周辺については、一部外部委託により除草整備作業を行っております。

最後に、廃校利活用にあたって、施設管理運営に係る諸費用の分担についてでございます。

この学校跡地利活用制度において活用が決定した場合におきましては、維持管理に係る経費を

利用者に負担していただくこととしております。議員のおっしゃるとおり、学校施設は規模が大きく、光熱水費、浄化槽や消防設備の点検等も、小規模な施設に比べると維持管理に係る経費が大きくなりますが、利活用者の募集においても、その点についてはお伝えしているところでございます。

一方で、廃校となった施設を市及び地域の活性化に寄与すると認められる事業でご利用いただく場合は、対馬市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例及び対馬市廃校施設の無償貸付または減額貸付に関する要綱の規定により、用地を含む校舎等の貸付料については、貸付け当初から3年間は無償としており、その後も事業実績により無償期間を更新できることとなっております。

現状、学校跡地利活用制度におきましては、大規模な施設を利用するに当たり、土地や建物については無償で利用できるというメリットがある反面、施設全体を使用しない場合は、維持管理費が割高になるというデメリットがございます。

今後、既に利活用中の廃校施設も含め、利活用希望者のニーズと廃校の利用状況がうまくマッチングできれば、1つの廃校施設を複数業者で分割活用していただき、一事業者ごとにかかる施設の維持管理も縮小できるような制度の構築を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 6番、伊原徹君。

○議員（6番 伊原 徹君） ありがとうございます。

まず、1点目の観光名所地の改修工事の期間の啓蒙ということでございますけれども、観光物産協会のホームページを少し確認いたしましたら、直近ですけど地図上に3か所ですかね、上、中、それから南部、中部、北部の工事の丸で示されておりました。これも確認をいたしました。

当然、観光物産協会のほうのホームページは、島外からお見えの方も恐らく御覧になるんじゃないかと思いますが、最終的にそこまで見てお見えになるかどうかちょっと疑問ですけど、要はそのレンタカーをお借りになって、個人で。レンタカー事業者がそのあたりを十分承知しているかという、そうでもないようなことがあります。

このことについては、しっかりとした啓蒙をそのレンタカー事業者に限らず、個人のホテルでもそうでしょうけど、お泊まり宿泊施設についても、そのあたりをしっかりとお伝えすることが重要じゃないかと思っておりますので、これまた十二分に協議・検討されて、是が非でも進めていただきたいと。よろしくお願いいたします。

それから、当然このいろいろな作業というか、啓蒙活動の担当課は大変だと思いますけれども、このことはやっぱり必要不可欠と思っておりますので、このことをしっかりとよろしくお願いいたします。

1点目は、こういったことでちょっと終わりたいと思います。

それから、2点目でございますけれども、午前のほうにも少し航路・航空路の駐車場管理については少し話題というか、お話が上がりましたが、その両方とも航空路も港湾も駐車場も、駐車場スペースがないというような状況は大変喜ばしいとは思いますが、これは市民の方が利用される場合に、やはり週末等も含めて空きスペースがないと、これは一番お困りになっていることでございます。

先日ですが、日曜日の夕方に厳原港の駐車状況をちょっと確認させていただきました。日曜日の夕方でございますけれども、若干空きスペースはございました。

これは盆正月、当然その夏季期間とかですね、年末年始は非常に駐車スペースがないわけでございますけれども、これ市長のほうからもお話がございましたが、長期駐車、島外への事業で見えになっている方々が、やはり長期、中期の駐車がございます。これは県の管理ということでございます。市もそうでしょうけれども、少しここを整理が必要じゃないかと思っております。

このことが続くことによって、もう同じことがずっと言えますので、要は今通常の期間はそんなに御不便はないと思っておりますけれども、やっぱりその年末年始とか急な御用件で島外に行かれて、駐車スペースもない、こういったケースは多々ありますので、ここはしっかりと定期的というか、市のほうも中心になって県のほうと協議をしていただきたいと思います。今までどのくらいの協議をされたのか、どういった状況が話されたのか、もしデータがございましたらお願いしたいと思っております。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） また後ほど担当部長から詳細な分かる件については、答弁してもらうことにしたいと思いますけれども、私もこのことについては、つい先週、振興局長さんのほうと長崎のほうに行きまして、県知事要望を一緒に行かせていただいたんですけど、その際にやっぱり振興局長さんとこのことでちょっと話をさせていただきました。

局長さんも、やはりこのことについては、いろいろと方策等を考えていただいております、私のほうにも特に空港のほうをまず有料化については、どう考えられるかといったようなこともおっしゃっておられました。

そういうことでありまして、有料化にするのか、先ほど申しましたように、厳原港のほうについては、もう少し拡充をして、現在189台の駐車場計画を280台まで持っていきたいというようなことを、一応話されております。

これまで市と県との協議内容については、ちょっと分かる範囲で担当部長のほうから答えさせていただきます。

○議長（初村 久藏君） 建設部長、内山歩君。

○建設部長（内山 歩君） まず、長期駐車の方につきましては、県のほうとちょっとお話をさせていただいたところ、ターミナル利用に關しての長期・中期駐車というのは、特に駄目だというようなことはないということで、そこに対して制限は現時点では設けられないということで、あと市として駐車状況の実態調査ということでございますが、こちらも市としても毎日ということではなくて、先ほど市長の答弁からでもございましたように、週に1回定時的に、その状況、その段階において、これは車両のナンバー、こちらのほうを控えさせていただいています。

この時点でどれだけの車両が停まっています、どれだけのナンバー、これは事件性とかそういうものがあつたときに、その時点においてどれだけどんな車が停まっていたのかというところの調査で、それがその時点ですので長期なのか、中期なのかというところのちょっと確認まではいたしておりません。

今後、県のほうといたしましても、先ほど申しましたとおり、そのターミナル利用者、こちらは制限がございませんけれども、言われるそういう目的外の使用の車両、こちらについては今後調査を行って、周知をしていきたいということで話を伺っております。市のほうも、そういう調査等に関しては協力をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 6番、伊原徹君。

○議員（6番 伊原 徹君） はい、ありがとうございます。

まず、厳原港については、拡充ということで進めたいと。100台程度ですかね、予定としてですね。これも早急に事業を進めていただければと思っております。もうそれ以上は申しませんが。

その長期・中期駐車の場合ですけれども、島外に仕事はやっぱりどうしても行かざるを得ない。そのためにその長期駐車も、これやむを得ないと思うんですけれども、そのあたりを少し整理ですね、いつの段階ですていただかんと同じような状況になりますので、このことはぜひお願いしたいと思います。

今、対馬空港のスペースですけど、今工事中で、これはやむを得ないと考えておりますけれども、階段下に駐車場がございますですね。この部分をもう少し有効利用というか、有効活用できるように、長期で島外に行かれる方々は、その階段下の駐車場を何とか確保というか、利用するような手だてが必要じゃないですかね。

このあたりは、担当部長さん、今まで県のほうともそのあたりは協議をされた経緯がございますか。もしあればお願いしたいと思います。ないですか。ない。

○議長（初村 久藏君） 建設部長、内山歩君。

○建設部長（内山 歩君） 空港の駐車場の拡充ということですね。

○議員（６番 伊原 徹君） はい。

○建設部長（内山 歩君） はい。空港に関しましては、長崎県、直接空港事務所のほうとということで、本市のほうが一応空港管理等に関しては、建設部のほうで聞き取りを行った上では、特にそういう今まで協議を行ったということはないということでお話を伺っております。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） ６番、伊原徹君。

○議員（６番 伊原 徹君） 私が言いたいのは、階段下の駐車場を有効利用するために、長期駐車が当然あると思いますので、そこを階段下に設けられて、そして通常の駐車は上のフロアにということで、そのあたりを少し県のほうとも協議機会がございましたら、是が非でもお願いしたいと思っております。

これもう毎日のことですから、特に年末年始、それから、春の移動時の見送り、これはもうえらい車の状況です。これは市長確認というか、見られたことはございますか。ありますですね、はい。ものすごいですね。

恐らく生徒数に応じた車がお見えですので、恐らく３日、４日、いろいろ向こうに行かれる日程がそれぞれまちまちでしょうから、すごい数で。これについては驚きの状況ですね。

このあたりも踏まえて、担当部長さん、大変だと思いますけど、県のほうともそのあたりの問題点もよく踏まえられて、そして解決に向けた方法を、是が非でもお願いしたいと思っております。よろしいですか。いいですか。聞こえていますか。分かります、私の言うこと。いや、返事がないから。

担当部長さん、さっきから言いよるけど、何か上の空みたいで、よろしゅうございますね。ぜひ是が非でもお願いしたいと思います。

今日早いですよ。もう次がありますけん、はい。

３点目です。利用可能な廃校舎の現状と環境整備ということで、これはちょっと環境整備について資料を準備しておりますので、すいません、タブレットのほうよろしく願いいたします。

はい、出ました。この資料は、廃校した中学校の状況です。特にグラウンド、これは１０月の上旬に撮影した状況でございます。グラウンドがこういった状況。

それから、教職員住宅２棟。教職員住宅は、ここは急傾斜地で、ちょっとその後の利用は不可能ということで、教育委員会のほうから情報を頂いておりますけれども、こういった状況ですね。

これ空き家もそうでしょうけど、人が住まないようになるとこういった状況です。特に、今まだ市の所有ですか。ですよ。備品のお話も先ほどございましたけれども、教室にこういった状況で、今まだ置かれております。まだ今後整理整頓はされるということでございますけれども、こういった状況下で、次の利用者がここはちょっと少し決定をしとるというお話は聞いておりま

す。

このことは、利用者に何も御不便がないように、この辺を少し環境整備をしていただければな
と思っておりますが、今現在どういった状況になっておりますか。どなたか御存じの方、お願い
しておきます。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 教育委員会のほうに尋ねたところ、今現在はこの備品等は、もう既に
きれいに片付いているとのことを聞いております。

○議長（初村 久藏君） 6 番、伊原徹君。

○議員（6 番 伊原 徹君） 先ほど資料を見られたと思うんですけれども、グラウンドはまだ
そのままですかね。私ちょっとちょうど見に行こうかなと思ったけども、すっかり忘れておりま
して、はい。これはどういう状況なのかなと。

グラウンド整備はやはり広範囲でございますので、乗用カートあたりでできることを今後考え
ていただければなど。恐らく乗用カートは、ここは備品として残ったんじゃないかと思いま
すけれども、これ人力でするのは大変な労力です。

私たちも地元でしたので、学校行事の前は草刈り機で整備をした経緯がございますけれども、
もう大変です。これ本当にもう 10 人、20 人じゃちょっととてもじゃないけど、そういった状
況でございますので、先ほど申しましたように、利活用が何とか今進んでいるということで、大
変喜ばしいことでございますので、このあたりを雑草処理ができるような備品の整備までしてい
ただければなどと思っております。このことは、ぜひお願いをしたいなどと思っております。

それから、この雑草処理については、私のほうで 2 年前に一般質問をしたときをお願いした経
緯がございますので、これは継続して利用者の負担にならないように、是が非でもお願いをした
いと思っております。

先ほど市長の御答弁の中で、利用者が負担にならないような方策、例えば無償提供だとか、そ
れも施設のほうはそこである程度理解できるんですけど、要は今光熱費だとか、電気料だとか、
消防設備点検だとか、これは発生しますので、今の状況からいくと少しどのくらいか分かりませ
んが、もしデータがありましたら、例えば消防点検、それから浄化槽管理、それから電気料等の
データがございますかね。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） まず、佐須中学校が廃校前の令和 3 年度の段階で、電気代が約
133 万円ぐらいかかっております。水道代が約 12 万円、ガス代が約 3 万 5,000 円程度か
かっておりますが、これに浄化槽の法定検査、それから消防設備の点検委託料、それから水質検
査とか自家用電気工作物の保安管理、それから高架水槽とか浄化槽の維持管理を併せまして

89万円、合計約240万円程度年間かかっていたようでございます。

これが、あとは電気や水道、ガスは幾らか少なくなる可能性はありますけれども、この浄化槽等の法定検査等の約89万円は、恐らくそのままかかるのではないかなと思っております。

ですから、これが、できたら一社だけじゃなくて、他社も一緒に入っていて使っていれば、費用の分散になるのではないかと考えますことから、このことについても今後は推奨していこうということで今進めております。

○議長（初村 久藏君） 6番、伊原徹君。

○議員（6番 伊原 徹君） ここだけの問題じゃないと思うんですね、この利用管理費は。今まで廃校26校のうち、7校が利用されているということで、ここは大小ございましょうけれども、その負担に随分なっているんじゃないかなと。この光熱水費だとか管理運営費の支出負担がですよ。

このあたりは、今後の課題として少し柔軟に予算等で、計上で対応できればなと思っておりますけれども、これも市長の御判断もございましょうけれども、自分の身に置き換えて、自分が賃貸借契約をして支出負担をするということになると、やっぱりちょっとどうかと思いますですね。是が非でも負担軽減にできるような方法でお願いができればなと思っております。

地域にとっては、当然活性化にもなりますし、そのお借りになる方々にすれば負担にもなりますので、この負担軽減に向けたお話を是が非でもしていただければと思っております。

このことは、あまりするとまた次の段階で大変でしょうと思いますので、終わりたいと思います。

ちょうど半年前でしたかね、県道44号線の通学路の一部は狹隘と、箇所があるということで、過去にも拡張工事のほうで検討をお願いした経緯がございます。地権者不明などで結果的にはその工事ができないということでございました。教育委員会さんが冷たい返事がございましたので、これはよく私も覚えておりますけれども、これは致し方ないかなと。

それで、解決策として6月ぐらいでしたか、市のほうの担当の方とちょっと協議をしたんですが、狹隘な2か所について、例えば通学路の表示がお願いできんかということをお話をしておりましたが、「そこはします」ということで半年たっておりますけど、まだ何もされていないです。これは子供たちの児童の安全確保の観点から、是が非でもこれはお願いできませんか。

やるという県のほうはゴーサインを出してあるみたいですけど、何か先に進んでないみたいで、今だかってまだ何も手だてがされておられませんので、これもぜひお願いをしたいと思います。

次会議がありますので、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（初村 久藏君） これで、伊原徹君の質問は終わりました。

○議長（初村 久藏君） 以上で、本日予定しておりました市政一般質問は終わります。明日も引き続き、定刻から市政一般質問を行います。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後 1 時49分散会

令和6年 第4回 対馬市議会定例会会議録(第3日)

令和6年12月5日(木曜日)

議事日程(第3号)

令和6年12月5日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(17名)

1 番 糸瀬 雅之君	2 番 陶山荘太郎君
3 番 神宮 保夫君	4 番 島居 真吾君
5 番 坂本 充弘君	6 番 伊原 徹君
7 番 入江 有紀君	8 番 船越 洋一君
10 番 小島 徳重君	11 番 黒田 昭雄君
12 番 小田 昭人君	13 番 波田 政和君
14 番 小宮 教義君	15 番 上野洋次郎君
16 番 大浦 孝司君	17 番 作元 義文君
18 番 春田 新一君	

欠席議員(2名)

9 番 脇本 啓喜君	19 番 初村 久藏君
------------	-------------

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	平間 博文君	次長	藤原 亘宏君
課長補佐	糸瀬 博隆君	係長	小島 亮君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵 輝孝君
副市長	一宮 努君
教育長	中島 清志君
総務部長	木寺 裕也君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	犬束 幸吉君
しまづくり推進部長	三原 立也君
観光交流商工部長	阿比留忠明君
市民生活部長	村井 英哉君
福祉部長	田中 光幸君
保健部長	桐谷 和孝君
農林水産部長	平川 純也君
建設部長	内山 歩君
水道局長	舍利倉政司君
教育部長	扇 博祝君
中対馬振興部長	原田 武茂君
上対馬振興部長	原田 勝彦君
消防長	井 浩君
会計管理者	勝見 一成君
監査委員事務局長	志賀 慶二君
農業委員会事務局長	栗屋 孝弘君

午前10時00分開議

○副議長（春田 新一君） おはようございます。

報告します。初村議長及び脇本啓喜君から欠席の届出がっております。

ただいまから議事日程第3号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 市政一般質問

○副議長（春田 新一君） 日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は、3人を予定しております。

それでは、届出順に発言を許します。10番、小島徳重君。

○議員（10番 小島 徳重君） 皆さん、おはようございます。10番議員、対政会の小島徳重

です。

3項目、5点についてお尋ねします。

1項目めは、幼稚園、小学校、中学校の特別教室空調設備整備状況についてお尋ねします。

普通教室については、平成30年9月の定例会一般質問で取り上げ、その後、整備が進み、全校、全教室に設置されています。特別教室についても徐々に整備されていますが、本年9月1日現在の対馬市の設置状況は26.3%で、県平均の55.7%、全国平均の66.9%より低い水準となっています。

地球温暖化、地球沸騰の時代、気候危機への対応は人権問題とまで言われています。本年の7月の全国の平均気温は史上最高でした。9月になっても夏日は続き、夏日が100日以上にも及び、県内7地点で9月の史上最高気温が観測されました。対馬市でも33.4度が記録されました。このように酷暑が続く中、子供たちが健康を維持し、快適な環境で学校生活を送るために、まだ未整備の特別教室への空調設置が必要です。

文部科学省の学校施設整備指針には、熱中症対策や衛生環境改善の視点から、普通教室のみならず、特別教室等における設置も計画することが重要であると規定されていることを踏まえ、教育委員会の今後の整備計画について見解を伺います。

2項目めは、議会答弁等事案対応経過報告書の在り方についてお尋ねします。

1点目、議会答弁等事案対応経過報告は、どのような基準、規定の下に作成され、報告書に記載されているのか、お尋ねをします。

2点目、会派代表質問や一般質問で、取り組みます、進めます、検討しますと答弁があっても、その後の行政の対応が見えず、対応表に記載されていないケースが見受けられます。議会、市民へ分かりやすい行政運営が必要ではないでしょうか。

3項目めは、閉校した浅海中学校跡地の活用に関連してお尋ねします。

1点目、浅海中学校跡地を防衛省が取得予定であるとの報道がなされましたが、報道内容が事実かどうかをお尋ねをします。事実であれば、取得の目的、取得範囲、取得後の施設の概要、訓練内容等についてお尋ねをします。

2点目、現時点での地区住民、市民への防衛省及び対馬市の説明、情報提供の状況についてお尋ねします。

なお、この3項目めの質問内容は、報道がなされた後、私が質問の通告を21日付でしましたので、その後、市長が初日の中で行政報告の冒頭で述べられましたから、そのこととやや質問内容が齟齬する部分があるかも知れません。その件については、市長にも今先ほどお願いしたんですけども、市長の初日の行政報告の中での内容とも関連させながら質問をさせていただきますという了解は得ています。

以上、3項目、5点について、簡潔明瞭な御答弁をお願いいたします。

以上です。

○副議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） おはようございます。小島議員の質問にお答えいたします。

1点目の幼稚園、小学校、中学校の特別教室空調設備につきましては、後ほど教育長から答弁いたしますので、私のほうからはその他の意見について先に答弁をいたします。

初めに、議会答弁等事案対応経過報告の在り方についてでございますが、経過報告書の掲載につきましては、議会事務局と正式な基準は設けておりません。経過報告は、議会事務局、議員皆様との進捗状況の確認や情報の共有、議会と行政とのコミュニケーションを円滑にする役割に加え、市民への説明責任の遂行など、透明性を高める役割を果たすものとしております。経過報告の掲載判断は、市の答弁において検討する、もしくは調査研究するとの事案が発生した場合としております。

次に、経過報告書に掲載されていない案件について、どのような取扱いになっているのかということでございますが、掲載されていない答弁内容は、質問の内容にもよりますが、個々の議員の答弁案件については担当部課等において、それぞれ対応を行っております。

次に、閉校しました浅海中学校跡地の活用についてでございます。

この件につきましては、本定例会冒頭の挨拶でも触れさせていただきましたので、内容が重複する部分もございますが、御了承いただきたいと思います。

11月15日に長崎新聞に掲載されました記事の内容は、防衛省が陸上自衛隊の基礎訓練などを実施するため、美津島町の旧浅海中学校跡地の取得を計画しており、令和7年度概算要求で、土地と建物の購入費を計上しているというものでございます。

本件につきましては、陸上自衛隊、対馬警備隊から当該施設の跡地利用についての相談を受けておりましたが、本年8月に九州防衛局から、現在は浅海中学校跡地を訓練実施の都度お借りしているが、訓練の安定的な実施のため、当該用地を取得し、既存の校舎や体育館を活用した市街地戦闘訓練や警備部隊等の基礎訓練などを実施したいと考えているという説明を受けました。

現在、防衛省においては、概算要求の段階であり、これ以上の訓練内容の詳細や今後のスケジュール等については、まだ示されておりませんので、これまでのところ、地区住民への説明会等は開催しておりません。

市といたしましては、当該地を自衛隊が購入することにより、訓練の実施以外にも災害など、有事の際における自衛隊活動の拠点の一つになり得るものと考えられることから、売却について前向きに検討することを防衛省に伝えております。

今後、防衛省より、スケジュール等の詳細な説明があり、その利用が市民生活に支障がないと

判断できるものであれば、早い段階で、近隣地区の皆様に対する説明を実施し、御理解を得た上で適切に対応してまいりたいと考えております。

私のほうからは、以上でございます。

○副議長（春田 新一君） 教育長、中島清志君。

○教育長（中島 清志君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

1 点目の幼稚園、小学校、中学校の特別教室空調設備整備についてでございます。

対馬市においては、夏季における児童生徒の健康管理と学習環境の充実を図るため、児童生徒が学校の大半を過ごす普通教室、特別支援学級教室においては、令和元年度に、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金を活用し、全ての小中学校に空調設備を設置しております。

特別教室の設置状況につきましては、以前、パソコン室として使用していた教室には全て設置をしており、現在は学習室や多目的教室等として使用されております。また、一部の学校においては、音楽室・家庭科室・図書室等への設置もございます。

幼稚園とこども園においては、子供たちが使用する全ての保育室・遊戯室に空調設備を設置しております。

令和6年度9月現在の公立小中学校の特別教室空調設備設置率は、全国66.9%、長崎県55.7%、対馬市26.3%となっております。長崎県内では、島原市のほか、5つの町が100%、13の市のうち8つの市が50%以上であり、議員御指摘のとおり、これらの市町と比較すると、本市の設置率は低い状況であります。

現在、本市におきましては、未設置教室の暑さ対策として、特別教室で行う授業の一部を普通教室で実施したり、特別教室を利用する時期を調整、扇風機を使用したりするなど、各学校の状況に応じて対応していただいております。しかしながら、年々、夏季における気温上昇期間が長期化しており、使用頻度が高い特別教室についても、空調設備を整備していくことが望ましいと考えております。

今後におきましては、財源確保に努めながら、学校の要望や利用状況等を踏まえ、児童生徒が安全で快適な学校生活が送れるよう、空調設備の整備を計画的に推進し、教育環境改善に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長（春田 新一君） 10番、小島徳重君。

○議員（10番 小島 徳重君） 御答弁ありがとうございました。

答弁の順は違ったんですけども、質問順に教育委員会のほうから進めたいと思います。

この特別教室への空調設備の設置状況と、それから今後の見通しについては、今、教育長御答弁いただいたとおりで、これはデータ上もきちんと出ていますし、世界的な、あるいは日本の気

候、それから対馬の気候状況を勘案して、教育長御答弁いただいたように、ぜひ計画的に進めていただきたいと、そう思います。

今、現状として、やりくりされてる中で、特別教室への授業を教科によっては普通教室でやったりとかされているということ、これも一つの工夫ですけども、これはやはり特別教室でなければいけない授業とかがありますよね。

私、教育委員会から頂いた資料を見せていただいたら、音楽室でも中学校が3校、小学校で2校しかないですね、空調が。それから特に気になったのが理科室、これは小中とも少ない。ほとんど、中学校はゼロ、理科室も技術室も家庭科室も。やっぱりこれ、こういう状況のところ、扇風機でというのは、これはやっぱり現状に合っていないと思います。

これ、平成30年の普通教室のときにも言ったんですけども、扇風機を取り入れようというのが、平成の後半にはそういう動きがあったんですよ。だけど、扇風機を入れて失敗したところがある、平戸市がいい例で、1年でやめましたよね。その事例を引きましてし、長崎市も扇風機を入れようとして現状に合わないということで、もうすぐやめましたしね。

そして、いわゆる、対馬市も空調設備を各教室に、普通教室だけでも入れようということで、これは教育委員会なかなか予算上苦しいということがあって、答弁が難しかったんですけど、これは比田勝市長が県下の市長会の情報などを元に検討しようということで決断されたわけですからね。

これも、今、特別教室についても、もう財政状況とかいろいろあるでしょうけども、こういうデータ出てるわけですし、この新聞記事、見ていただいても分かるように、ぜひ計画的にということでやっていただきたいんですが、見通しとしてはですよ、教育長、どれぐらいの期間を見ながら特別教室への設置が可能というふうにお考えですか。

○副議長（春田 新一君） 教育長、中島清志君。

○教育長（中島 清志君） まず、県下の状況を申しますと、先にですね。21の市町がありますが、対馬市は、小学校の数だけで言えば、6番目に多いんですね。中学校の数は21の市町のうち4番目に多いんですね。今、100%になっている町が多いんですけども、言い訳になるかもしれませんが、それらの町には1校、1つの町に1校しかないとか、2校しかないというような状況で、このあたりの事情もちょっとその割合には反映されていないところがあるかと思えます。

市としては、これまでできるだけ必要に応じて、使用頻度の高い教室等を優先してつくってまいりましたが、先ほど申しましたとおり、市長のほうも、このような暑さの状況であれば、早急にもう対応を考えないといけないというふうにおっしゃっていただきましたので、これから具体的な計画を立ててまいりますけども、1年ですぐというのはできないと思います。ですか

ら、今後、数年かけて、使用頻度の高い教室等を調査して、また、学校の声聞きながら設置を進めてまいりたいと思います。

ただ、そのときに大事なのは、学校訪問等をした際に、校長先生方から伺った御意見では、やはり子供たちも大変なんだけども、実際に授業をされている先生方もかなり苦勞されているという声を聞いています。特に、今、議員おっしゃった、理科室等、授業をされる先生方は、特に中学校はずっとそこで授業されるわけですから、先生方の苦勞も大変だと思います。そのあたりも状況をよく聞いた上で、対応を考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（春田 新一君） 10番、小島徳重君。

○議員（10番 小島 徳重君） 統廃合も考えなきゃいけないし、そういう状況もあります。ただ、やはり必要ということについてはもう教育長の御意見、考え分かりましたので、あとはやはりもう3年連続、史上最高の気温を更新しよる中ですから、やはり急いでやっていただきたいなというふうに思います。

そこで、市長、よろしいですか。今、教育長の意向は分かったんですけど、やはり財政的なことが必要になってくるということですが、今回のこの特別教室についても、ぜひ教育委員会の意向をくんで、財政的な裏づけというのをお願いをしたいと思いますが、一応、市長のお考えをお聞かせください。

○副議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 先ほど、教育長のほうからも答弁がございましたように、対馬市の場合、他の自治体と比べまして、小学校、中学校の学校数がまだまだ多い環境にございます。しかしながら、先ほど議員のほうからも話がありましたように、近年のこの地球温暖化の関係で、かなり学習環境が悪化をしてきているということで、対馬市も財政状況は厳しい中ではございますが、できる限りの環境をつくっていくために、予算のほうも対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（春田 新一君） 10番、小島徳重君。

○議員（10番 小島 徳重君） それで、一応、特別教室についてのことは置きたいと思いますが、今、質問の通告では、特別教室だけを取り上げていましたけども、さらに体育館について、これが全国的にも問題になってきていますね。このことは教育長御存じですよ。

資料を出しますと、体育館についても特別教室とは項目違うようにあるけども、体育館も特別教室の一環というふうに考えていただくと、長崎県の設置率は0.4%と、これは全国の体育館への設置が20%を超えている中で、長崎県ではほとんど進んでないという状況ですから、対馬

市、今のところ、まだ多分、頭の中になんないんじゃないかと思いますが、このことについては、先般の総理大臣の施政方針演説の中で、体育館についても、今までの2倍以上の進捗で取り組むというふうなことを、総理が施政方針演説の中で述べられました。だから、このことも念頭に置いて施策を進めていただけたらと思います。これは、特に体育館の場合は、子供たちの体育活動だけでなく、避難所としての役割という意味合いもあって、国も力を入れていて、令和7年までは国の補助が、普通なら3分の1のところ、2分の1まで補助をつけるというふうな規定になっていますよね。このことも多分、教育長も御存じだと思いますので、このことも考慮に入れながら、特に避難所になり得るような人口集中地の体育館等は、避難所だけでは間に合わないケースとか、そういう場合に備えて考えていただきたいなど。

体育館の中でも熱中症が起こるという事例がありました。私、現職で勤めている最後の学校で、夏休み中の部活動で、体調不良の子供が出て、熱中症で意識が失われかけて、大村までヘリコプターの搬送をしたことがあります。このとき、私はやはり、ああ、これ、生徒一人の命を落としたら、自分、校長としてすごく責任を感じる、というか、そういう、半日ほど冷や冷やしたことがあります。かろうじて命には影響なくて、元どおりの体になったんですけど、そういう事例がありました。

これは、教育長も、最後、雞知中学校で勤められたから、雞知中学校の歴史、ひもといていただいたら、ヘリ搬送された例というのは多分出てくると思います。そういうこともありますので、念のために申し添えておきたいと思いますので、よろしいでしょうか、事例としてありましたので。一応、教育委員会のほう、これで置きたいと思います。

それで、次の対応表のほうに移りたいと思います。

このことについては、市長答弁にあったように、特に特段規定はないけれどもということで、この対応表というのは行政と議会あるいは市民とのコミュニケーションのために必要なものだというので、透明性を求められるということですが、今日、今、答弁あったこと、総務部のほうで次の対応表に載せていただけますか。総務部長さん、いかがでしょうか。

○副議長（春田 新一君） 総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） 今回の一般質問の、今の対応の分ですかね。

○議員（10番 小島 徳重君） はい。

○総務部長（木寺 裕也君） この経過報告書については、市長とのやり取り、また教育長とのやり取り、その中で、部のほうの判断として、これを上げていくのか、あと、質問された議員さんとの協議の中で上げていくのか、そういうことになってますので、上げるかどうかはもう部の判断のほうになってくるかなと思います。

○副議長（春田 新一君） 10番、小島徳重君。

○議員（１０番 小島 徳重君） 私、このことを一般質問で取り上げたのは、実は対応表に、私、１年間質問したことを振り返ってみて、ときに全然、対応表で取り上げていただけていない事例があるんですよ。１年前の令和５年１２月の定例会の質問で申し上げてみますよ。

SDGｓの推進及びごみゼロアイランド対馬宣言の周知を図るための立看板設置という質問をしたら、対馬空港や厳原港並びに比田勝港ターミナルなど、設置場所や掲載内容等を検討するよう、関係部局に指示しておりますので、設置に向けて積極的に進めてまいりますという答弁があっている。これは、総務課長を通じて、事前にこういう事例を聞きますよということを申し上げておりましたが、このことの取扱い、現在どうなっていますか。

○副議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） このことについては、答弁しましたように、今現在も進めているところでございますし、予算のほうにももう計上をしているところでございます。

詳細については、担当部長のほうから答えさせます。

○副議長（春田 新一君） しまづくり推進部長、三原立也君。

○しまづくり推進部長（三原 立也君） SDGｓの関係ということで、しまづくり推進部のほうからお答えさせていただきますけれども、現在、ごみゼロアイランド対馬宣言とか、SDGｓの未来都市というような看板を作成中でございます。対馬空港、それと比田勝では国際ターミナル周辺、それと厳原のターミナル、この３か所に設置するように、現在デザインを最終調整をしております。それが、せっかくそういった看板を設置するということで、デザインもこだわりながらというところで最終調整を行っておりますので、早ければ年内と思っておりますけれども、その進捗状況によりましては、遅くとも年度内には設置をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（春田 新一君） １０番、小島徳重君。

○議員（１０番 小島 徳重君） 今、部長から、答弁、具体的にありましたが、そのあたりの経緯が対応表には載っていないから分からないんですよ。それで、やはりそのあたりはきちっと載せていただいて、そして、これが今どの段階に進んでいるかということは明らかにしておく必要があると思います。

同じように行きますと、令和６年の今度は３月の内容に行きます。

これは、教育委員会関係になると思いますが、芋崎・豊砲台の文化財指定について質問をしました。地権者の了解、難しい状況もございますが、引き続き、指定に向けた取組を継続していきます。一つ、姫神山砲台の各施設の説明板について、設置場所やデザイン等の検討をし、計画的に設置に向けて取り組んでいきますとありますが、このあたりどのような進捗状況なのかということを、これ、教育委員会のほうの答弁になるかと思いますが、どうですか。

○副議長（春田 新一君） 教育部長、扇博祝君。

○教育部長（扇 博祝君） 失礼いたします。御質問にお答えさせていただきます。

砲台跡の指定に向けての取組については、なかなか、現状としてはまだまだ進んでいないような状況でございます。

姫神山の誘導案内板等の設置につきましても、今後、地権者あるいは文化財保護審議会、関係者等との協議を進めながら進めていきたいと思っておりますけれども、その協議に当たる準備に時間がかかっておりまして、まだ、そういった協議を行う段階には至っておりませんので、今後に向けては、早急な対応に向けて、また継続して協議を続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（春田 新一君） 10番、小島徳重君。

○議員（10番 小島 徳重君） このことについては、年数、すごく経過しているんですけど、いつも同じような答弁とか同じようなことが言われるんです。実際、取組を継続しているなら、いついつ、誰々と、どういう、やはり交渉したとか、そして、どういう問題があるとかというようなことは、やっぱり記録して私たちにも知らせてもらうべきだと思いますよ。そうしないと、何か同じことの繰り返しになってしまって先に進まないという現実があります。そのことを、令和6年の3月分です。

今度は、令和6年の6月、これはまだ日が浅いから進んでいないかも分かりませんが、しかし、これは大事な、重要な案件というか、就学前の教育・保育の充実ですよ。

教育長答弁です。幼稚園の統廃合や民間への移管、さらには近隣保育所と併せたこども園への移行など、様々な案について、重点的に関係者の皆さんと検討してまいります。

市長答弁。雞知の幼稚園、そして保育所の統合は、合併当初からいろいろと検討を重ねられてきました。これがもう実行に移すときに来ていると、こういう答弁があっています。総合的に勘案して検討を早い時期に重ねてまいりますというのが6月の議会での答弁です。

だから、その後の検討の状況、話合いの状況が進展しているかどうか、どちらからでもいいですから、御答弁をお願いをしたいと思います。

○副議長（春田 新一君） 教育長、中島清志君。

○教育長（中島 清志君） 今、御指摘いただいたことについては、まさに今、進行中でございます。総務部、福祉部、そして教育委員会とで、今、協議を重ねているところです。雞知と巖原の幼稚園については、今後、近い段階でこども園化することで検討を進めているところです。

ただ、これについてはまだ確定ではありませんので、お示しできる段階になったら皆さんに御報告をして、協議をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（春田 新一君） 10番、小島徳重君。

○議員（10番 小島 徳重君） 市長、今の答弁でいいんですかね。これ、こども未来課のほうとの、恐らくいろんな打合せがあつたりするから、市長部局と教育委員会の突き合わせが必要ですが、このことについても、何回か私は一般質問等でも触れさせていただいたんですけど、これは総合教育会議で昨年ちょうど出てきてから、これがどのように煮詰まってくるのかなということで、私は6月に質問をさせていただいているわけです。

幼稚園問題、保育園、こども園にどうするかとかいうことは、子供たちは日々育っていった急ぐわけですよ。だから、やっぱり市として明確な方針を出していただいて、保護者とか地域の人たちに安心してもらえるような、こういう体制をつくりますということを打ち出してほしいと思うんです、早く。

それ、私、質問した後、あれはどうなっていますかと、雞知の幼稚園問題あるいはこども園にすることとか、どうなっていますかと聞かれるけれども、答えようがないわけですよ。だから、対応表にもきちんと載せていただいたり、あるいはこういう進行ですよということを知らせてほしいんですよ。それが、市長答弁があつたように、対応表の役割ですよ。

議会とのコミュニケーション、市民とのコミュニケーション、重要な部分だと思うんですよ。そういう意味では、ぜひ解決をしていただく、早く方向を打ち出していただいて、具体化をしていただきたいということを改めて要望しておきたいと思います。

それから、この前の9月の質問した内容は、総務課長さん、勘がいいんでしょうね。私がこれを取り上げたらいかんと思ったかどうか知らんが、9月のやつは、私の取り上げたことを対応表に載せていただきました。何かぴんとこられたんだらうなと。これ、質問するのは、私は8月ぐらいにこう考えとつたんですけど、今度の対応表には載せていただいておりますので、ありがたいなと思っています。

今後とも、ぜひそれを進めていただきたい。というのは、平成の終わり、令和に入る前の対応表を私めくってみたんですよ。そしたら、このときの対応表、議員22名中14名分が対応表にずっと記載をされていました。今の現在の対応表、取り上げてあるのは4人分ですよ。4人の議員分しか取り上げてないんです。それだけ議会と行政とのコミュニケーションが薄くなっているんじゃないかなと。それは、すなわち市民へのコミュニケーション不足ということになっていくんじゃないかなと。そういう意味では、情報公開とか、いろんな市民との対話とかいう点でいくと、これはぜひ充実をさせていただきたいということを改めて要望しておきます。市長、いかがでしょうか。

○副議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 今、議員のほうから要望とおっしゃられましたけども、これはまた

我々行政のほうといたしましても、そこら辺まで充実させたコミュニケーションを取れるように努力してまいりたいというふうに思います。

○副議長（春田 新一君） 10番、小島徳重君。

○議員（10番 小島 徳重君） ありがとうございます。

それで、市民との対話、議会との対話、市民との対話という点で、浅海中学校跡地の問題に移りたいと思います。

これもまさに、その中の、大きな範疇の中に入ると思いますが、市長、初日の中で述べられたこと、まさにそのとおりだと思いますが、浅海中跡地の取扱いについて、これ報道されなかったら、多分、表にはまだ出ないままで進んでいったんじゃないかと思うんですが、そういう意味では、報道されたことによって市民へ情報が伝わるという点では、何か報道というか、マスコミのやっぱり力というか、そういう点を改めて感じたんですけど、ただ、その中でどういう成り行きになるかということは、私、このことが出た後、近隣地区の方に何人か話を聞いてみたら、市民の方々も情報が入っている人と入っていない人と格差があるように思いました。

その中で、特にこの点で確認をしたいのが、市民の方々は浅海中学校跡地だけじゃなくて、その周りも自衛隊は、いわゆる訓練の場所として考えているんじゃないかということを目にしましたけど、市長、そのことについては何か情報ございますか。

○副議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） この浅海中学校跡地の件につきましては、確かにこの九州防衛局のほうからそういうお話を頂いております。ただし、先ほども述べましたように、まだ概算要求中でありまして、正式に申込みはあつてはないところでございます。

そういう中で、まだまだ詳しい状況が分からない中で、発表をすることは差し控えたいという思いで、今後、防衛省のほうから正式な申込み等があった際に、その後に、近隣の住民の方たちに説明会を実施したいと考えております。

それとまた、この区域の件を申されましたけども、この区域の件につきましては、我々のほうには、今、この旧浅海中学校の敷地ということで来ております。中には、民地のほうにも話をされたという情報は、直接ではありませんけども、こちらにも若干聞こえては来ておりますが、そのところにつきましては、今後、また防衛省の方たちからいろいろと説明があろうものというふうに考えております。

○副議長（春田 新一君） 10番、小島徳重君。

○議員（10番 小島 徳重君） 市長もなかなか、これは浅海中学校跡地は市の所有地ですから、そのことについては話がある程度突っ込んでできるでしょうけど、周辺部も含まれているじゃないかということは耳にしているとおっしゃったけども、市民の方々、特に近隣の地区の方々もそ

のレベルのことが気になってあるんですよ、物すごく。浅海中学校跡地だけだったら訓練も限定されたものになるだろうと考えるけれども、まだそれが東側までという、これはお寺さんの敷地だという、土地だというふうに私も個人的には聞いていますけど、地区住民もそのことで、そこまで広がったなら訓練の仕方も違うんじゃないかと。特に地区の方々が考えているのは、ヘリコプターの訓練が、というのが地区の方も耳にしてあります。

ヘリコプターを使った訓練もいろいろあるんでしょうけども、その中でも、今、ある程度見えてきた中で、いわゆるゲリラ的な行動に対しての抑圧とか、そういう訓練をするためには、ヘリコプターでただ降りてくるだけの訓練だけじゃなくて、いわゆる火器を使つての、制圧するためにそういう訓練をするとかないと、多分、浅海中学校の敷地内だけのことじゃない、もっと、いわゆるゲリラ的な行動になると、山地の部分とか、谷あいとか、そういうところを活用した訓練が想定されているんじゃないかなと思うんですよ。

それで、騒音の問題があります。それが一つです。それから、もう一つは、災害が起こったときの、いわゆる対応するための駐屯地、基地だとしたら200名、300名の隊がやってくるとしたら、そしたらその中に、そこで生活をする、避難民を擁護する、隊の人たちが数百人単位でそれを守ると。そうすると、大きな規模の訓練地というか、駐屯地的なものになるんじゃないかということで、次に問題になるのが、環境の問題が出てきます。

環境の問題についても、ここで、私は2回この地区で勤めましたので、浅海中学校のときには、教頭職で勤めたときに、運動場が広くて、その運動場を管理するために草刈りをするのが教頭の仕事でした。そしたら、そのときに除草剤をまきたいと僕は思ったんですよ、楽をするために。ところが、地区の人は除草剤まいてもらったら困ると。それはなぜかというと、雨水と一緒に排水が海に流れて、あそこは真珠貝の母貝養殖とか、ヒオウギガイの養殖してるし、影響するから駄目だと、それで、除草剤使わない代わりに自分たちが手伝うからと言って、PTAの役員さんが草刈りを手伝ってもらって、それから老人クラブから草取りをしてもらった、そういうことがあります。そういう点が一つ心配される、海への影響。

それから、もう一つは水です。昨日もちっと触れましたけど、美津島の東地区は、水、水源不足ですよ。そこに避難民何百人とか、あるいは隊が何百人単位で来たら、水の対応とかいうのは考えなきゃいけないんですが、そのあたりは、市長、今までの3年、4年の間、自衛隊と接触された中で、話をされたことはございますか。

○副議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 先ほども答弁いたしましたように、まだまだ自衛隊のほうからは、今後の訓練の内容の詳細やスケジュール等についても、まだ示されていない段階であります。

そういったことで、今、想像の域でいろいろと申し述べることは差し控えたいと思っております。

すけども、何せ近いうちにはまた防衛省のほうから説明があろうものと思っておりますので、その際に詳しく訓練内容等、そしてまた、そのエリアの関係をどのように考えているのかということを知りたいなというふうに思っているところであります。

○副議長（春田 新一君） 10番、小島徳重君。

○議員（10番 小島 徳重君） 今、市長、答弁されたように、なかなか確定的じゃないということで、今までが表に、表面に出ていないんですけど、やはり地区住民としては、十分説明を受けた上ですよ、それを受け入れるか受け入れないか、まして範囲が浅海中学校以外にまでという想定があっているとしたら、そのあたりは、やっぱり市長として市民の意向確認、そして自衛隊からの情報収集というか、情報を開示していただくということは十分努めていただかないと、基地ができたわ、あ、自分たちが知っている範囲のことと違う内容だとなったら、やっぱり自衛隊に対する不信とか信頼が揺らぐと思うんですよ。やっぱり有事の際というのは、それは自然災害もありますし、国際的な有事もありますし、十分検討された上で自衛隊への情報収集、そして市民への説明、そして納得のいく上での、いわゆる基地ができることを、期待をしてというか、お願いをして、今日の質問は終わりたいと思います。

以上です。

○副議長（春田 新一君） これで、小島徳重君の質問は終わりました。

暫時休憩します。再開を11時5分からとします。

午前10時51分休憩

午前11時05分再開

○副議長（春田 新一君） 再開します。

引き続き、市政一般質問を行います。11番、黒田昭雄君。

○議員（11番 黒田 昭雄君） 改めまして、おはようございます。公明の黒田昭雄でございます。

まず、冒頭でございますが、今回の質問は带状疱疹ワクチン、ワクチンのお話、それと国の機関である海上保安庁に対しての質問というか、その題材になりますので、ちょっと冒頭申し上げたいと思いますけれども、まず、そのワクチンの話を最初いたしますけれども、ワクチン接種の原則論を述べなければなりません、ワクチン接種はあくまで強制ではなく、感染症予防の効果とリスクの双方を理解した上で、本人の意思で接種するものでありますと、これは原則論でありますけれども、私も市民の皆様強制するつもりは毛頭ありません。

ただ、一方で、打ちたいけれども、特に高齢者、経済的に大変な方が、打ちたいけれども打たれないので、それを市の資することと市長が判断してくださって、それによって助成制度をつくっ

てくださるのも、これも市長の業務としては大切なことだと思っております。

また、国の機関に対しての質問でありますけれども、これも公明党としまして、一応、国会議員等がこういうのはするべきじゃないかと私も思ったんですけども、指導を受けましたところ、今、漁協の皆さんが困っていると、そういう題材に対しては、対馬市長が問題を把握されて、対処していただいたほうが効果的だということを指導を受けまして、質問をさせていただくところでございます。よろしくお願いします。

では、通告に従いまして、2点質問をいたします。

まず、带状疱疹ワクチン接種についてでございます。

市長の公約のいの一番に健康寿命の改善を掲げられました。健康で長生きできる島、また、年を重ねるごとに楽しい、そういう島をつくりたいということだろうと思います。

今回、質問するに当たり、現場で実際に带状疱疹に罹患された方にいろいろ伺って臨んでおります。

带状疱疹にかかったら、とにかく痛い、今まで味わったことのない強い痛みで襲われるケースが多く、また、罹患後も後遺症としてその痛みが長い間さらされ続ける方も少なくないようです。発疹が出るので外に出るのもおっくうになる、入院された方もおられます。また、後遺症で顔面神経麻痺が残って、福岡の病院に、今、通っている方もおられます。ＱＯＬ（生活の質）を低下させる厄介なウイルスのようであります。

そこで、带状疱疹にかからないために、また、再発しないために、水疱瘡を予防する生ワクチンが使われてきましたが、2020年にそれよりも予防効果が格段に高い不活化ワクチンというものができることにより、より注目が集まってきたようであります。身近な人の苦しみ、大変さを見て、その御家族、すぐワクチンを打ちに来る方も少しずつ現れているようであります。じゃあ、気になる方は打てばいいじゃないかと思えますけれども、このワクチン、非常に費用が高い、打ちたいけれども躊躇する高齢者も少なくないようであります。このようなことから、带状疱疹のワクチン接種に助成制度を始めている自治体も増えてきているようであります。

特に、高齢者は重症化する可能性が高いといえます。带状疱疹ワクチン接種は健康寿命の改善に寄与し、また、高齢者が元気で働き続けられる社会をつくっていくことは、ひいては、島の経済、そして、市の財政に資するものと考えます。

それでは、3点、具体的に質問します。

まず、1点目が、本市の感染状況というか、罹患状況を伺います。

2番目に、ワクチンの効果をどのように考えておられるのか、伺います。

3番目に、ワクチン接種費の一部の助成ができないか、伺います。

次に、2番目、海の安全情報についてでございます。

海上保安庁が運用しております、海の安全情報について質問をいたします。

本市の三島灯台、老岐市の若宮灯台から30分ごとに風速・風向・波高などの気象の現況が、インターネットまたは電話を通して提供されているわけですが、三島灯台でいいますと、8月28日、夏の終わりですかね、から風速計の故障により、気象の現況が途絶えたわけでございます。長年、漁師をやってこられた方も、こんなに復旧が遅れたのは初めてだとか、あまりにも遅過ぎるという声が大半で、正確な事情が分からない中、かなりの人が個々人で海上保安庁に問い合わせたというお話も聞いています。

早期復旧ができるよう、県と共に海上保安庁に働きかけてほしいと通告を出したわけですが、既に市長のほうにはお伝えしておいて、担当部長を通して、海上保安庁には働きかけていただいたようでございますけども、まだ復旧が年を越えそうかもしれないというお話も聞いたものですから、このような通告を出しましたところ、その2日後に、若宮灯台は波高を除いてほぼ完了、そして、三島灯台は本定例会開会の前日に完全復旧をいたしました。ということで、結果として復旧できたということで、そして、少し早められたということで、改めて感謝を申し上げたいと思います。

通告したことは完了したわけでございますけども、したがって、一旦話はここで止めておきます。

ただ、復旧までの経過については疑義がありますので、市長の答弁をお伺いして、再質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 黒田議員の質問にお答えいたします。

初めに、带状疱疹ワクチン接種についてでございますが、带状疱疹は、水痘、一般的に水疱瘡と言われており、带状疱疹ウイルスによって引き起こされる感染症であります。

ただし、初めて水痘・带状疱疹ウイルスに感染したときは、水痘として発症します。多くの場合、水痘は子供の頃に発症し、1週間程度で治りますが、治療後もウイルスは体内の神経節に潜伏しています。その後、加齢やストレス、過労などが原因となって、ウイルスに対する免疫力が低下すると、神経節に潜伏していたウイルスが再活性化し、神経を伝わり、皮膚に到達して痛みを伴う赤い発疹を生じる病気でございます。

御質問の本市の带状疱疹の感染状況でございますが、带状疱疹は、感染症の県への報告対象となっていないため、県からは感染者の把握ができていないと伺っており、また、医療機関に照会しても確認できないと伺っております。

次に、ワクチンの効果についてでございますが、带状疱疹ワクチンは、特に高齢者に対して高い予防効果、資料によりますと89%とありますが、この高い予防効果をもたらす重要な予防手

段であると考えています。

次に、ワクチン接種費の一部助成についてでございますが、本年6月20日、第26回厚生科学審議会のワクチン評価に関する小委員会において、带状疱疹ワクチンの接種費用を公費で補助する定期接種に含めることが承認されました。これにより、带状疱疹ワクチンが定期接種として位置づけられ、接種費用の一部が公費で補助され、市民の負担軽減が図られることとなります。

今後、ワクチン接種の接種対象年齢や、その他の詳細については、専門家による会議で議論が行われ、その結果に基づき、正式に決定される予定となっております。この議論を経て、接種対象者の年齢や接種方法などが確定されることとなりますので、厚生労働省からの正式な通知を待ちながら、適切な準備を進めてまいります。

次に、2点目の海の安全情報についてでございますが、海上保安庁では、24時間体制で発表する緊急情報や海上工事に伴う交通規制情報などの海上安全情報、また、プレジャーボートや漁船などの船舶運航者やマリナー愛好者の方々に対して、全国各地の灯台などで観測した、風向、風速、波高などの気象・海象状況などを主にインターネットでリアルタイムに提供しております。

議員お尋ねの対馬市、上対馬町の三島灯台においては、8月28日から観測機器の故障により、気象情報が提供不能となっておりますが、10月22日に波高計が復旧し、風向・風速計につきましても、12月2日に修理が完了し、復旧しているとのことであります。

壱岐市勝本町の若宮灯台については、9月22日から機器故障が発生しておりましたが、11月22日に、風向・風速計が復旧したとの発表があっております。

対馬及び唐津の海上保安部にお尋ねしたところ、故障発生後に即時調査を行っており、故障箇所や原因を特定し、その後、復旧方法の選定を行う必要があります。また、特殊な機材であることから、機器の調達にも時間がかかるとのことでした。

灯台が設置される場所は、風雨や波浪条件が極めて厳しい場所であり、施設の老朽化や傷みも激しくなり、施工自体も気象条件に左右されることが多く、対応できる業者が島内に少ないことから、復旧までに時間を要したことを御理解願いたいと思います。

その他、気象情報を得る方法としましては、気象庁の発表や対馬無線漁業協同組合による対馬周辺海域の各種情報など、漁業無線を駆使して提供しております。また、民間企業からは、世界各地の高精度な気象データをリアルタイムに表示できる気象サービスなど、様々な情報を得ることができますので、船の航行や操業の安全、生命・財産の保全にそれらも活用いただければと思うところであります。

行政といたしましても、市民の生活及び生産活動に関連することとなりますので、関係団体とも連携して要望してまいります。

以上でございます。

○副議長（春田 新一君） 11番、黒田昭雄君。

○議員（11番 黒田 昭雄君） まず、順番を変えまして、海の安全情報のほうから再質疑ということでさせていただきます。

一応、市長のほうで、今回の気象の現況がそれだけ頼れなくてもという話があったようですが、これは分からない方のために申し上げなければいけないと思うんですけども、この気象現況というのは、特に漁師にとって重要なデータです。というのも、大概気象庁の海上予報が基本となって、それでもってこの現況をずっと見ていくわけですけども、少々波があつて、風があつて行かないという漁師であれば、それは稼げないんですよ。やっぱりぎりぎりのところで、危険を冒せなくても無理はするぐらいの漁をしないとやっぱり水揚げは上がっていけないわけですけども、そういったふうに、今日も15メートルぐらい西風が吹いていますけれども、こういうときには、特にこの気象の現況というのが重要でありまして、予報を第一義に考えながら、ずっと、出漁前にこのデータをずっと見るんですよ、何時間前から。そして、ぎりぎり行ってみようということで出漁をしたとしますけども、その間もずっと、やっぱり、ちょっと強くなってきたなといったら、そういうデータを見て、頑張れるかなと思えば頑張りますけど、ちゃんと餌を持って行って、漁が期待できる予想が立ったとしても、この気象現況がかなり悪くなってきたら、漁師というのは帰るんですよ。危険が漁より第一番ですから。このように、このデータというのは欠かせないものです。

多分、アクセス数とか何かは出てきませんけれども、多分、これ、アクセス数が出れば、物すごい数のアクセスになるかと思います。それぐらいこのデータは日々漁師がずっと見ているデータであります。

なぜ、この大事なデータ、この事故調査報告書とかも、このデータは必ず見てくださいと書いてあるんですよ。10年前、大きな事故がありましたよね、5名の方ぐらいお亡くなりになったイカ釣り船。あれは竜巻が急に起こってですけども、丘ではこの小雨ぐらい大したことないと思いますけど、高い山でもそうでありますけれども、海では小雨が降ったら物すごく風も波も立ってくるわけですけど、そういうふうにこのデータは重要なんですけども、どうしてこんなにも遅れてしまったのか。

私は迅速な対応が必要だと思っていますので、幾ら予算とか、いろんな理由づけ、あるかと思っています。あるかと思いますが、これは漁師の命を守る大切なデータでありますから、何よりも私は優先してもらいたいと思います。これは、庁のほうには、私は指摘しておきたいと思います。

また、漁協の組合長、会長さん、皆さん特に困られたと思います。組合員から執拗に尋ねられ

ても答えられないんですから。事情が分からないんですから。復旧は着々とやられていたとは思いうのですけれども、それらの計画と、おおよその見通しを分かる範囲で、漁協の組合長、会長の皆さんには事前に説明をすべきだったのではないかと思います。その上で、風速計の故障をカバーできる安全対策、関係者と共に講ずる、これも一方的ではなくて、やっぱり関係者と話し合いながら、庁は対策を取っていただきたいと私は思っています。

ここまで海上保安庁に対してでありましたけども、市長に対しましては、運用は庁がするわけですけども、市長は漁民の命を守る使命があると思いますけども、この漁業者等の命を守るための情報が一部滞ったということに対しまして、今後どのように働きかけをしてくださるか、それを期待しておりますけども、どのように考えておられますか、御答弁をお願いします。

○副議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 確かに、今回のこの風向計、そして波高計等の故障というのは、漁業者の皆様は本当に困られたものというふうに私も思います。今後またこういうことがないように、海上保安庁等と連携を密にしながら情報を収集し、そしてまた、その得た情報をどのような形で、組合長をはじめ、漁業者の皆様に伝達できるのかを研究してまいりたいというふうに思います。申し訳ありませんでした。

○副議長（春田 新一君） 11番、黒田昭雄君。

○議員（11番 黒田 昭雄君） 航海安全は漁師の皆さんが一番知ってますけども、全ての関係者の協力なしにはなし得ないことであります。もちろん海難事故が起これば、真っ先に海上保安庁の皆さんが助けてくださるので、漁師の端くれとして、大きなことは、言うのは本当に口がはばったいわけではありますが、私は漁師であると同時に議員でありますから、代弁者として、今回の庁の、事故の経過といいますか、それは考えていつていただかないといけないと私は思っています。

市長のほうも、今後どういう形で今回の話を整理してくれるか、まあ、考えてから整理していくというお話をいただきましたので、その終わったところを組合長、会長の皆さんを通して漁師の皆さんに伝えられるように対策を取ってくれるということなので、もうその答弁を聞いて、この話は終わりたいと思います。

それでは、带状疱疹ワクチンについてでありますけれども、私も質問する前に、定期接種化をやっと厚労省が腰を上げたという報道は分かった上で今回したんですけども、どうしてしたかと言いますと、最初、糸瀬議員のほうで103万円の壁ということで支障があるんじゃないかと、私も何らかの支障があると思って、特にこういう助成系というのは今までしてないことでありますから、しないで特に暴動というか、不満が起こることはないだろうから、削られると思って、この質問をあえてこうしたわけですけども、定期接種化が、国が動き出せば、国もその費用の

かなりの額を助成された上で、市がもうちょっと上乗せをする形であろうかと思えますけれども、今回はしないことを前提として、私も組み立てたもんですから、国がこのままの状態で、予算がないからもうちょっと延ばそうということを想定して考えていただきたいと思うんですけれども、今、既に、正確なデータは分からないということですが、私も野口先生のほうにちょっと、打ちに行くと同時に、ちょっと指導を受けながら受けたわけですが、ちらほら受けてこられる方が、少ないけれども徐々に出てきましたよという話を聞いております。そういったふうを受けて、高いけども接種している方がおられます。

また、あまりにも高いから接種を控える方がやっぱりおられるんですよね。そういった意味で、定期接種化すれば、その対馬市も少ない助成で済むというのは理解していますけれども、もう市民も知ってますから、定期接種化してなくて、単独で市長がこの带状疱疹が大変だということで、市長の単独の判断であれば、それなりの、補助はないというのは理解をして、市民も決して少ないじゃないかと、怒ることはないと思うんですけれども、そういうふうに国が動かないことを前提として、私は今のこの状況、また、その他の自治体、県下では少ないとは聞いてますけれども、他の状況を考えても、市長がワクチン効果は期待できるという認識を持たれた、今、答弁をされたわけですから、国の定期接種化を待たず、その、定期接種化になったぐらいの対馬市の費用負担で、それぐらいの少ない費用負担で、私はこの带状疱疹の病気という周知を図る上でも早めに腰を上げていただきたいなと思うんですけれども、そのところはどうか。

○副議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） この带状疱疹の予防接種ということでございますが、今現在、対馬市では、季節性インフルエンザワクチン、そして新型コロナワクチンの接種について、その費用の一部助成を行っているところでございますけれども、本市におけるこの带状疱疹ワクチン接種の一部助成といいますのが、これが生ワクチンが1回1万円、そして不活性化ワクチンが1回2万2,000円で、これを2回打たなくちゃならないといったことで、かなりの高額であるために、その助成費用も結構大きな財政負担が生じることになります。

そこで、議員もおっしゃられるように、今現在、国において、この定期接種化へ向けての審議がなされているところでもありまして、国や県の自治体などの動向を注視しながら、この必要性等につきましても、検討を重ねてまいりたいというふうに思います。

私が担当課のほうからもらった資料につきましては、1万円を2回助成したときには、接種率30%としまして、約1億円ぐらいの財政負担が要るといったことで、ちょっとなかなか、すぐには難しい問題だというふうには考えております。

以上であります。

○副議長（春田 新一君） 11番、黒田昭雄君。

○議員（１１番 黒田 昭雄君） 分かりました。

もう一つ、定期接種化を待つということは理解できましたけども、最後に１点だけ。

市長は、ワクチン効果は期待できると、もちろんその期待できるというのは、私も素人であつて、市長も専門家ではない中で、厚生労働省のお墨つき、今回、定期接種化するというのは、効能が間違いないんだよというのと、費用対効果が期待できるという、厚生労働省が発表していますので、私も、そういう、厚生労働省のそんな発言なしに、こういう場でワクチンの話とかするのは非常に臆病になるわけですけども、厚労省がここまでワクチン接種の効能と費用対効果を認めたわけですから、定期接種化を待つにしても、まだ、この、国がしなければまた一般質問をして、お願いしていくこともあろうかと思うんですけども、まずは、その、ワクチン接種の効果が期待できるということは、打っても大丈夫というお墨つきがあるということであれば、私は対馬市の、個人病院は別として、診療所とか、また、対馬病院あたりには、医師会を通してみたいなことになろうかと思うんですけども、この带状疱疹ワクチンを、広めるというか、周知というかですかね、まだ自腹というのは、その任意接種でありますけれども、そのポスターを貼るとか冊子を置くとか、そういうのは、私はしていただきたいと思うんですけども、そういった周知のことについては、どうお考えでしょうか。

○副議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 先ほど、この発症予防効果は５０歳以上で８９％というふうに資料ではなっているところがございますけども、これを、先ほども申しましたように、接種率を３０％として、５０歳以上の方に２回助成をした場合が、試算が１億円かかる、ということで、私、担当にも聞いたんですけども、ただ、対馬の中で、今、実際にこの带状疱疹ワクチンといいますか、带状疱疹にかかった人はどのくらいいるのかと尋ねたところ、これ、冒頭申しましたように、これ、県への報告義務がありませんし、病院のほうも、これは聞いても教えてくれないというようなことでありますので、そういった、あまり根拠がちょっと薄い中で、どこまで踏み込んでいいのかなというようなことは、私自身考えてはおりますけども、そういうことで、市民への周知というのももう少し、この国の議論を待った上で考えさせていただきたいというふうに思います。

○副議長（春田 新一君） １１番、黒田昭雄君。

○議員（１１番 黒田 昭雄君） この件はちょっと入れ違いになったと思うんですけども、ここで市長が単独で指示をしますとか、それは言えないというのは理解しているですよ。いろいろ話し合うというか、医師会、そういうところに投げかけてほしいというお話をしたわけございまして、それは投げかけてくれるというお話、今も話しているわけですから、それをお願いしたいと思って質問をしました。

受けるということなので、これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（春田 新一君） これで、黒田昭雄君の質問は終わりました。

昼食休憩といたします。再開を13時ちょうどからとします。5分からとします。13時5分からとします。

午前11時42分休憩

午後1時05分再開

○副議長（春田 新一君） それでは、再開します。

午前に引き続き、市政一般質問を行います。16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 16番、対成会、大浦でございます。今年度の4回目の定例会の中で、振り返ってみますと、漁民から一言、この問題を表に出してもらえんじやろうかということをお願いしまして、筆頭に今回の問題を提起しております。

それでは、通告に従いまして、市政一般質問を行います。

1つ目は、漁船の廃船処理について。

このことを、先ほど申し上げましたとおり、市長に尋ねてみたい、このように思っております。

令和4年の港勢調査によると、漁船数は3,563隻、漁業従事者数4,090人となっておりますが、県の資料によりますと2,569人が正解じゃないかというふうなことで、2,569という数字をこの場で修正をお願いいたします。事後に協議行ったものですから、このようになっています。

そのうち60歳以上高齢者は約7割を占めており、近い将来、廃船処理は避けられないようではありますが、どのような方向性が、今後、考えられるのか、お尋ねをいたします。

次に、道路管理について。

今回は、農道大面線、これ、今里であります。市道鑑川線、これは鑑川松原間の道路でございます。このことを事例に挙げますが、ともにアスファルト舗装でありながら、路肩の消耗・損耗が著しく、危険な箇所があるようでございます。しかし、補修は全くされておらない状況にあります。特に、大面地区は仁田ダムに次ぐ、ゴルフ場で利用度は極めて高い、片や、鑑川線は低いようであります。

今後、市の道路管理はどのような方針で臨むか、この2つの事例に挙げたことだけで結構ですが、その方向性を示してほしいと思います。

次に、最後になりますが、がん検診の不利益について。

検診の目的はがんの早期発見であり、検査料金の大きな軽減措置があり、非常によいシステムと思われます。ただし、検診を受けてがんであることに、これが見つけれないことがあると資料に記載されているが、対馬市の実態について、これがどうなのか、近年の数字がもし調べた状

況であれば、報告を担当課長より、部長より願いたいと思います。

以上、この3点について時間を取ってみたいと思っております。よろしくお願いします。

○副議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 大浦議員の質問にお答えいたします。

初めに、対馬市の水産業における現状といたしまして、統計開始以降、漁船数は昭和56年の6,758隻をピークに約52%に減少し、漁協組合員数は昭和50年の8,391人から約48%にまで減少しております。また、近年においては、漁業者の減少に加え、高齢化、後継者不足が深刻な問題となっております。

議員御質問の廃船処理についてでございますが、市内の漁船のうち、船齢20年以上は全体の約9割を占めるなど、高船齢化も著しく進行している状況にあります。このことから、漁船の役目を終えて、廃船処理が必要な漁船の増加が見込まれますが、漁業生産活動に伴って生じる漁業系廃棄物については、産業廃棄物として事業者自らが適正に処理する必要があります。しかしながら、広い対馬においては、産廃処分場への陸上輸送費や曳航費、大きな船であれば、現地において、ある程度解体する必要がある、そのための重機輸送費や解体用足場の設置など、処理費以外の費用が大きな負担であると認識しているところであります。

また、FRPリサイクルシステムを利用した処分方法もございますが、こちらも解体場所が本土にあるため、船舶で輸送する必要があり、高額な大型トレーラーの海上輸送費用が発生することでございます。

このように、処分が大変なことから、漁港内に廃棄や放置された船舶も見受けられ、災害時の安全性の問題や景観の悪化、公共施設の不法占有による漁業活動への支障、一たび沈船となれば、油流出や撤去にも多額の費用もかかりますので、放置船の未然防止対策として、関係機関との巡回パトロールや船舶所有者への意識啓発に取り組んでいかなければならないと思っております。

今後の対応としましては、国や県の廃船処理対策の動向を見ながら、各地域の現状を再確認し、問題解決に向け、関係機関や関係団体と共に検討してまいりたいと存じます。

次に、2点目の道路管理についてでございますが、初めに、道路整備について。

市道は不特定の市民が利用するための道路、農林道は主に受益者が利用するための道路を整備しているものでございます。

維持管理におきましては、市道、農林道、市内には多くの路線を有しており、全路線で利用者が安全に通行できるために、パトロール点検を実施し、また、地区からの要望、個人からの連絡等で施設箇所を特定し、維持管理を随時行っている状況であります。しかしながら、全ての路線ではありませんが、経年劣化及び台風等の豪雨の影響により、路肩の崩壊、路面の傷み、側溝の埋設等が発生しているところでございます。

今後の道路管理におきましては、市道、農林道に関係なく、通行に支障がある箇所を優先し、補修して、利用する皆様が安全に通行できるよう適切に維持管理してまいります。

次、3点目のがん検診の不利益についてでございますが、まず、がん検診は、がんを早期に発見し、進行を抑制することにより、がんによる死亡率を減少させることを目的としております。早期にがんを発見することによって、治療の選択肢が広がり、患者の治療負担などに大きな影響を与えることが知られています。

がんは早期に発見できれば、治療が比較的容易であり、完治する可能性が高くなります。そのため、がん検診は市民の健康を守るために欠かせない重要な手段でございます。また、がんは初期段階では自覚症状がほとんどなく、気づかぬうちに進行すると言われております。したがって、定期的ながん検診を受けることは、がんの早期発見と予防につながり、健康寿命の延伸に寄与するものであります。

さらに、がん検診は、市民が自身の健康状態を把握する一つの手段であり、自分自身の健康を積極的に管理する意識を高めることにもつながります。

本市では、検診を受けやすいように料金の軽減措置を講じており、できるだけ多くの市民が検診を受けることができるようにしております。また、がん検診を実施する際には、国の指針に基づき、受診者に対して、がん検診の利益と不利益についての説明が求められています。

がん検診の利益としては、早期発見による治療の選択肢の拡大や治療成績の向上が挙げられます。一方で、不利益としては、がんがあるにもかかわらず、検診でがんの疑いがあると判断されないことや、がんがないにもかかわらず、がんがあるかもしれないと診断されることが挙げられます。

そのため、本市は、国の指針に従い、がん検診の受診案内時に同封するチラシにより市民へ周知し、不利益についての説明を行う際には、検診を受けることの重要性や利益をしっかりと伝え、受診率の低下を招かないよう配慮しております。過度に不利益を強調することなく、あくまで情報提供を適切に行い、市民の皆様が冷静に判断できるよう努めております。

また、対馬市においては、これまでのところ、がん検診でがんが見逃される事例は確認されておりません。本市では検診を実施し、市民に対しては検診後の不安がないよう、十分な説明と適切なフォローを行っております。利益を最大化し、不利益を最小化するために、がん検診の制度管理に努めております。

また、定期的ながん検診を受けることを推奨するとともに、検診結果に不安がある場合には速やかに再検査や専門医の診察をお勧めし、今後も検診体制の充実を図り、市民の健康を守るためにより一層努力してまいります。

以上でございます。

○副議長（春田 新一君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 答弁、ありがとうございました。

早速ですが、廃船処理のことから入りたいと思います。

この、さっきの、正月の月やったんですが、早かったと思いますが、自分としては、対馬で行っておる廃船の経費について、簡単に言えば、思うた金額の約2倍ぐらいのことであって、非常に、このことに即対応できないという言い方されてました。それで、どういうことが最後に言われたかというのは、当分の間、船は係留することになるだろうというような言い方された中で、今日、市長の話の中で、20年以上の船が約9割を占めておるといふうなことです、専門的に何年はこれを使うことが可能なのか、この20年。これは年齢によって廃業する方もおるでしょうから、船の耐用年数とは別に、その辺は異なると思うんですが、それは後で話をしてみたいと思います。

本町の実態をチェックしましたら、このようなことが浮上しております。廃船業者の取扱いが下地区では2業者存在しておるようであります。上のほうについては、私は調べておりませんので分かりません。その中で、聞き取りによって内容を把握した場合、このようなことが行っております。

船の持ち込みを、そういう、事業所の現場にエンジンをつけたまま入ってくる、もしくはエンジンを取り除いて処理をお願いする、このタイプがあるそうでございます。

船の船体は、先ほど市長が申し上げたとおり、産業廃棄物の対象になると、このようなことになっております。ですから、このようなものが、港の係留の範囲ならともかく、ちょうど浅茅湾の湾内に係留したまま、放置したままということは問題になろうかと思えます。これは、保安部のほうがその摘発をしていくことになるというふうなことであります。

そして、本体の、この中の分類はプラスチック及び木造、プラスチック船か木造船かの2に分かれることでありまして、そしてエンジン部を切り離すというふうなことでありますが、これはエンジンを取り扱う業者が対応して船から取り除く、そのエンジンは中国系の業者の方々が買取りに対応しておるのが現状らしいですね。

それと次に、ステンレスと鉄、アルミ、銅線、この4部門を全部分割して1つのコンテナに入れ込むというようなことになるそうであります。

その方法ですけれども、プラスチックにおいては、業者の重機により、これをコンテナに入るだけの長さに切り刻む、これは重機にそういうふうな切る装置があるそうであります。そういうふうなことで、簡単に言えば、船に積み込み、本土に輸送するだけのことにしてしまう、手間のかかることをやっております。

それと、木のほうですが、木造船については、100%くぎを除去し、船くぎがありますが、

これを全部除去し、そして、これは巖原、安神の処分場で焼却することができるそうであります。それと、エンジンを含む金属処理であります、これを一部買い取る業者が島内におるそうでございます。

次に、エンジン以外の鉄、アルミ、銅線、この集荷を、先ほど言いましたように、お金に換えることに可能であるということで、買取りが発生するということであります。先ほど言いましたように、エンジンは売買目的で中国系が入っておるというふうな、資本が入っておるそうです。

一番、船の持ち主にとって金になるのは銅であります。スクリューが即金になるというふうなことであります。

それと、最後ですが、県内に、状況としては、隣の壱岐に数業者あると、そして、本土地区は大村湾に大きな処分場があるということでございます。これは、県庁の漁港管理班の方のお話ですが、対馬の場合、このような手間のかかることで産廃の、いわゆる輸送船に載せて本土に送った場合に、どのくらいの経費かかるんですかということを、本土が対馬におられる方の関係者に聞きましたら、1トン当たり10万円ぐらいではなかろうかということを言っていました、定かではありませんけれども、そういうふうなことを確認せんようにしてくれ、いうことでありました。

片や、本庁のほうに問合せしまして、大村湾の現実はどうなのかと、そうしましたら、その産廃の取扱いで分類をすることが、船に載せるためのことが手間が要りませんので、20万円前後のことで、1船当たり対応があつておるということを口頭で確認をいたしました。

対馬の方々については、例えば、1トン当たり10万円ということになれば、10トンで100万円、こんくらいの大きさが通常の小型経営の船の大きさじゃなかろうかと私は感じております。

これが事実でありまして、この漁民の方の思いは負担が高過ぎる、重過ぎる、このようなことを思っている方がたくさんおられます。今、話したことについて、市長のほうから何かあれば聞きたいと思います。

○副議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 先ほども答弁したとおりでございますけれども、確かに、今、漁船のほうも船歴が20年以上が90%以上、また、30年以上となりますと57%以上というようなことを聞いております。

そして、今、議員おっしゃられるように、この対馬の中で処分をする場合は、1トン当たり結構な値段がかかるといったことで、この対策を講じていかなければならないというようなことは考えております。しかしながら、なかなかこれが場所の問題とかいろいろございまして、難しい状況です。

以前は、漁港の埋立用地の背後用地を廃棄物処理施設として埋立てができたということで、一時勉強したことはございましたけども、何かそのことも、やはり、今、議員もおっしゃられるように、産業廃棄物ということで、なかなか難しいといったことで、もう少し研究が必要なのかなという思いを持っているところであります。

しかしながら、この中で、特に最近、厳原港のほうから中古船の輸出ということで実績が上がってきておりますけども、約6億5,000万円ぐらい令和5年度は実績が上がっておりますので、もし、こういったことがまだまだ伸びるようであれば、民間事業者を中心とした、こういった取組も必要ではないかなというふうに考えてはいるところでございます。

以上です。

○副議長（春田 新一君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 今日、少し、先ほどある議員から、五島においては、プラスチック、その、本土に輸送する前にチップ状態でストックをして、そして一挙に、どういうふうな処理をその後にするか、私、分かりませんが、そういうことをやっておるような話を一部聞きましたし、その辺を研究してください。

そして、漁民の負担がかなり下がって、それやったらいいよというふうな金額を、やっぱり実感として聞き取り、それを基に、その努力を何に充てるかというふうな研究を、今から遅くないと思いますので、それに私が2,000隻のうちの7割前後の話があり得るわけですから、すごい数字だと思いますよ。

先ほど言いますように、確かに大村に持って行けばいいんですけども、個人で本当に行ける船というのは大きな操舵船ですよ。それで瀬に乗り上げて大きなことになりかねんこともあるし、そこらあたりは、安くなることは数字の上では、発言をしますから、ここらも研究はして、それで10トンぐらい、あるいは20トンぐらい、幾らになるのか、よく研究をするべきだろうと思いますし、先ほど言いますように、材料の処理の方法を一括して、機械導入を入れた中でやってしまえば、かなり手間が省けることはありますので、五島のほうに行って勉強するなり、全国的な対応があるところに行ってみたり、それを私は短期間に方針をこう、方向性を決めれば、私はいいと思うんですよ。それであれば皆さんが待ちますもんね。そういうことが可能ですから、そういうふうに私は思います。

この件は、一応、軽減措置というようなことを、全ての関係者の中からあり得ないと、個人負担が原則で一切あり得んということですが、しかし、先ほど言いますように、物を一括して処理して安く抑えることを市は中に絡んでやることも、一つの漁民を救済する方法だと思います。

今の件は、これで終わります。

次に、農道もしくは市道の維持管理の件なんですが、この2つの場所、大面農道、これは長崎

県の振興……、対馬支庁というふうな頃の耕地課が、この農道の舗装は、私はやったと思います。ですから、30年以上前やなかろうかと思いますがね。

で、もともとあの海岸まで下っていく下には牧場であったわけですよ。牛馬があそこに、数十頭飼ってました。それが現在の形となり、その牧場跡をゴルフのほうに貸し出すような方向に持っていたことが経緯です。そして、あの芝を、ゴルフ場の皆様が完全に芝を張らせてしまったんですよ。ですから、最終的には、仁田のゴルフ場で、今里、大面のゴルフ場、これは、調べによりますと、今里の場合は会員が約30名、土日のたびにほとんどの、30人の皆さんが乗り合わせて現場に行くわけですが、この資料から聞きましたら、往復の、60台から100台の間を、そこを月に使用しておるといようなことに数字を書いております。それは土日に集約されております。

それと地元の方々は、あそこの海岸は今里の大きな収入源でありました。海藻のヒジキあるいはフノリ等があった頃には、大勢あそこを、何といいますか、利用しておった経緯がありますが、そのほかはハチミツの、何といいますか、蜂洞の管理、そこらと、最終的にはゴルフ場の土地の利用を貸し出して運営をしておるといふようなことであります。

それで、私はこの一般質問を通告書に基づき、建設部の管理課といいますか、方々が現地に行かれております。そして、写真も撮っております。アスファルトの路肩、結局、土羽で止めたただけでありますから、月日がたって、雨が降って流れれば、崩れていって、アスファルトの下が陥没しておるんですよ。受けがないんですよ。そこまで明確に、行ったら分かりますよ。これをそのまま走らせば、いつか脱輪して、そこに埋まる格好になるでしょう。そこをかわしながら行きよるのが今の現状でありまして、建設部長には、職員さんが行った、本当の確認を写真撮って、私、見せてもらいましたが、どう思われるか、ちょっとあなたの意見を聞きたいと思います。

○副議長（春田 新一君） 建設部長、内山歩君。

○建設部長（内山 歩君） 農道大面線の件に関しまして、その現地の写真、私も確認させていただきました。

路肩のほうが一応崩壊しているということで、先ほどでもゴルフの愛好家の方の利用が多いということで、しかしながら、現地を見た、私が見る限りでは、そういう、ゴルフの利用者にかかわらず、やはり農業従事者、この辺も今後あのままにしておくと、また増破する危険性もあるということで、現時点においてセーフティーコーン、三角コーンを置いて、今、置いても通行には支障はないと思っておりますけれども、今後、増破の可能性があるので、今もう既に業者のほうに簡易的に補修するように指示をしております。

以上でございます。

○副議長（春田 新一君） 16番、大浦孝司君。

○議員（１６番 大浦 孝司君） 片や、豊玉の鑓川線においては、利用はほとんど林業場の材の搬入搬出、それとその他の利用が一部ありまして、頻繁な交通の体系ではありません。しかしながら、ここも侵食は結構いっております。端っこのほう行けば、車、脱輪するはずですよ。下に落ちるようなところがありますよ。

だから、こういうことを、私の資料から見ますと、農道延長が約３万６、０００メートルぐらいの数字が上がっておりますが、これを全部やれ言うても、それは無理ですよ。財源についてちょっと考えた場合に、資料によりますと、市道においては約４億１、０００万円ぐらいの交付税が算入されております。しかし、それは全体の中の積算であって、それを道路に全部使わないかんということでやるかどうかは執行の中で、そうでない場合もあると思います。

片や、農道においては３万６、０００メートルぐらいの延長の中で、これはもう算定の方式はわずか５０円です、１メートル当たり。２００万円を切るということですね。しかし、これを、市長、ちょっとここが問題だと思うんですが、一気にやることはできませんが、危険な箇所だけはやっていくと、そして長い距離をやっていくんじゃなくて、危険な箇所の一部をまず、事故が起これんというふうなことで拾っていったら、５年でも１０年計画でもいいじゃないですか。

私が見とる範囲では、この大面、ほとんど見回りパトロールはなかったと思いますよ、市の職員の。あつたら、また失礼な話になりますが、建設部長、ああいうふうな状況になるまで、皆さん、職員の方、１回も行ったことない方が多いと思いますが、その辺は正直に聞かせてください。

○副議長（春田 新一君） 建設部長、内山歩君。

○建設部長（内山 歩君） 確かに、この状況というのは、しかしながら、その農道大面線、議員も御承知かと思いますが、頂上超えて一部、あそこまではちょっと、ちゃんと幅員も広くいうところで、あの辺の利用のほうは多いということで聞いておりますので、私も美津島町のほうの管理を担当させていただきましたけれども、年間数回行って現状は把握しているところでございますけれども、この箇所については、それから下の分でしたので、ちょっと私も、今回、担当のほうも分からなかったということで、現地確認して、結果、やはり危険性があるということで今回対応させていただいております。

以上です。

○副議長（春田 新一君） １６番、大浦孝司君。

○議員（１６番 大浦 孝司君） 造ったのは農道かもしれませんが。あるいは長崎県の耕地課、対馬支庁の耕地課、ここかもしれませんが、最終的に管理責任を負うのは自治体、ここのところが問われるところではありますが、しかし、財源が限られている中で、先ほども言いますように、無理なことはでけんごと、私は思っておりますが、危険な箇所だけは、脱輪してもうボディがつくはずですよ。そんな場所ですよ。これはやばいかなと思うんですが、そこらあたりで、やはり

道路管理を市のほうに、やはり矛先が来ますので、何遍も言いますが、危ない箇所から少しずつやりましょうや。一遍に金を使えっちゅうことは言いませんよ。皆さん、それで、行ったら分かりますと思いますよ。ああ、金がないけ、少しずつやればいいなと、そう思いますよ。私はそれでいいと思います。

そして、片や豊玉の鑓川については、確かに交通量はほとんどないです。が、ここも村から上がって左側の部分に危ないところが結構ありまして、ここは振興部の、豊玉、中対馬振興部のほうもその辺を一つ把握されて、建設課のほうと少しまとめていただいて、ぼつぼつやっていると、一遍にはならんと思いますよ。そういうふうな考えで、市が管理する道ということで、やはり取り組んでほしいと思います。

今の道路につきましては、このくらいのことだと思います。

それでは、最後に、がん検診のことに触れたいと思います。

先ほど市長の答弁では、過去にがんの不利益になったことでの現実的なことは対馬市の中ではなかったという言い方ですかね。そういう言い方をされましたが、ただ、私は、その、表に出た品と出らん品があるかもしれません、正直言いまして。そこのところを、お互いに言い切ることはできんところがあるような気がします。

それで、ここの資料にこう書いてますよ、「がん検診、受けて安心、広がる未来」。この資料の中に大切なことが書いておりますよ。がん検診では、がんでないのに要精密検査と判定される場合や、がんであるのに見つけられない場合があります。しかし、自覚症状がないまま進行することも多く、対馬市においても、継続的な検診により早期発見がとても大切であると考えます。これら5つのがんの検診は、がんによる死亡率を有意に減少させることが証明されていますので、受診を進めています。

その下に、気になる症状がある方は、検診ではなく医療機関を受診してください、ここは大きなポイントでありまして、数万円かかる経費が、一般的に、助成措置がなかったら、それが何百円でできても、それで終わったとみんな思うんですよ。ところが、そうではない場合が、私は、ほかの事例で見えておりますが、がんではありませんよというふうな話の中で、がん検診だけじゃないんですよ、ほかのことで、異常なしでずっと来て、最後にもう進行してしもうとったんですよ。それで、大きなことになるわけですが、その現場を見ましたよ。その、長崎県病院企業団議会の、そういう立場の中でおってくれ、言うて、それは住民側からのほうの要請ですが、そこが私は問題だと思うようなことがありました。

ですから、この検診で終わるということじゃなくて、気になる方は専門機関の検査、これを勧めるという言い方もしないと、安心して、既に、何といたしますか、全身にうつとったというようなこともある場合がありますから、そういうことを、言い切ることでなくて、もしかしたら、

気になりゃあ、がん検診が全てじゃありませんのでという言い方を、私は、現場では、することも大切なことだと思います。私はそういう思いがするんですが、いかがでしょうか。

そういうふうな現実の中で、話合いの中に入って、ひどい現場を見たことあるんですが、ちょっと意見をください。

○副議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 確かに、私は先ほどの答弁の中で、対馬市においてはがん検診で見逃される事例は確認されておりませんということを答弁させていただきましたが、中には、いやいや、実はがんやったということが見つかったよという人も、確かに以前、聞いたことはあります。

そういう中で、今、国保関係でも人間ドッグを受診される方は、たしか助成が1人2万円ですかね、ございます。以前は、公務員等はちょっと共済組合関係、高かったんですけど、今、一律になって共済組合も2万円です。それでもやはり心配なところは、ほかの項目も追加をしながら、検査している人もかなり大勢の人がおられます。

そういうことで、先ほども申しましたように、気になる症状等があれば、そういったところも活用もしていただきながら、医療機関を受診していただければというふうに思っております。

○副議長（春田 新一君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 今回の一般質問の主なやり取りについては、ただいまございましたことが全てであります、特に大きいのは廃船処理が先々出てくるということと、それで負担できない方は港の中に係留したまま、そのことがつなぎっ放しで終わることも想定されますよ。その前に決断を、負担が少なくなるような方策を真剣に取り組んでいただいて、これをちょっと、身を結んでいただきたいと思いますよ、方向性を。だから、いろいろなところに勉強に職員、行かせてやってくれませんか。そして、それを導入することが、これが仕事ですよ。

それをお願いいたしまして、一般質問を、あと5分ありますが、終わります。ありがとうございます。

○副議長（春田 新一君） これで、大浦孝司君の質問は終わりました。

○副議長（春田 新一君） 以上で、本日予定しておりました市政一般質問は終わりました。明日も引き続き、定刻から市政一般質問を行います。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後1時51分散会

令和6年 第4回 対馬市議会定例会会議録(第4日)

令和6年12月6日(金曜日)

議事日程(第4号)

令和6年12月6日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(19名)

1 番 糸瀬 雅之君	2 番 陶山荘太郎君
3 番 神宮 保夫君	4 番 島居 真吾君
5 番 坂本 充弘君	6 番 伊原 徹君
7 番 入江 有紀君	8 番 船越 洋一君
9 番 脇本 啓喜君	10 番 小島 徳重君
11 番 黒田 昭雄君	12 番 小田 昭人君
13 番 波田 政和君	14 番 小宮 教義君
15 番 上野洋次郎君	16 番 大浦 孝司君
17 番 作元 義文君	18 番 春田 新一君
19 番 初村 久藏君	

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	平間 博文君	次長	藤原 亘宏君
課長補佐	糸瀬 博隆君	係長	小島 亮君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵 輝孝君
副市長	一宮 努君
教育長	中島 清志君
総務部長	木寺 裕也君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	犬束 幸吉君
しまづくり推進部長	三原 立也君
観光交流商工部長	阿比留忠明君
市民生活部長	村井 英哉君
福祉部長	田中 光幸君
保健部長	桐谷 和孝君
農林水産部長	平川 純也君
建設部長	内山 歩君
水道局長	舍利倉政司君
教育部長	扇 博祝君
中対馬振興部長	原田 武茂君
上対馬振興部長	原田 勝彦君
消防長	井 浩君
会計管理者	勝見 一成君
監査委員事務局長	志賀 慶二君
農業委員会事務局長	栗屋 孝弘君

午前10時00分開議

○議長（初村 久藏君） おはようございます。

ただいまから議事日程第4号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 市政一般質問

○議長（初村 久藏君） 日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は、2人を予定しております。

それでは、届出順に発言を許します。9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） おはようございます。9番議員、会派市民協働の脇本啓喜です。

近年、気候変動はますます激しくなり、それに伴って、対馬市内においても毎年のように大雨

による災害が発生しており、その被害は甚大化しています。今回は、気候変動を踏まえた災害対策について、近年、市内で洪水被害に遭われた複数の被災者からのヒアリングも踏まえて、通告に従い質問いたします。

(1) 河川法第16条及び河川法施行令第10条に基づき、二級河川に指定された河川については各都道府県が河川整備基本方針を策定して国土交通省に提出する義務が課されています。しかし、対馬市には45本もの二級河川が指定されていますが、僅か10河川のみしか河川整備基本方針が提出されていません。この現状について市長の所見を求めます。

(2) 近年の水害による甚大な被害を受けて、令和6年4月26日付で国土交通省水管理・国土保全局から、河川整備基本方針の変更の考え方についてが提示され、その冒頭で、以下の方針が述べられています。

施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う流域治水への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指す。

ここで示された、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う流域治水への転換を推進とは、流域治水のハード面強化は予算的に限界があり、それを補うために各自治体にソフト面での対応を図ってほしいとの国からのメッセージだと私は認識しています。各地区で防災面で自助・互助が十分機能するために、市としてどのような取組を展開しようとしているのか、市長の答弁を求めます。

以下、答弁によりまして、再質問を自席から行いたいと思います。お願いします。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） おはようございます。脇本議員の質問にお答えいたします。

初めに、市内の45の二級河川のうち僅か10河川のみしか河川整備基本方針が提出されていないとでございますが、現状といたしましては、議員おっしゃられるとおり、市内の二級河川45河川のうち基本方針の提出が10河川、整備計画がつくられているものが8河川となっております。

平成9年に河川法の改正がされた際に、議員御指摘のとおり、河川整備の基本方針を定めておかねばならないとされています。しかしながら、45河川には法改正前にハード面の整備がある程度終わっている河川もございます。また、御承知のとおり、基本方針、整備計画を策定するに当たり、費用負担が大きく、近年の降雨量などの自然条件も変化し続けていること、加えまして、1つの河川改修事業は長期間に及ぶことも多く、その間の環境の変化も想定されるところであります。

一度定めますと、見直しなどで再度費用負担をすることとなりますので、全ての河川におきま

してそれらを策定することは難しい課題でございます。

次に、2点目の流域治水に対して、各地区で自助・互助が十分機能するために、市としてどのような取組を行うかとのことでございますが、防災の基本として自助・共助・互助がありますが、共助の一つとして、自主防災組織が挙げられます。

この自主防災組織につきましては、議員の御質問にあります流域治水に対するソフト面での対応として大きな役割が期待されるわけであります。県による浸水想定区域の指定があった際には、当該河川の流域の地区に対して河川ハザードマップを作成し、各家庭に配布しているところでございますが、今後も自主防災組織の組織化について積極的に推進していき、水害リスクの被害の軽減を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 簡潔な答弁ありがとうございます。

再質問に入らせていただきます。

本市では、今後も過疎化が進行し、河川整備の費用対効果はますます悪化の一途をたどります。先ほど市長がおっしゃられたように、幾ら法令で河川整備基本方針の策定が義務づけられているからとはいえ、予算化のめどがつかない時点で河川整備基本方針を策定する財政的・人力的余裕がないことは理解できます。しかも、これは対馬市ではなくて、県マターのことですので、対馬市がどうこう言うところではないというのもある程度理解はできます。

冒頭質問の（１）、（２）に対する市長の答弁を伺うと、防災の喫緊の課題はソフト面の対応強化、つまり①各地区における事前の避難準備に関する住民との情報共有と、②災害時のタイムリーな情報収集及び情報発信の確保であるとの私の認識とほぼ一致していると受け取らせていただいてよろしいかと思います。よろしいでしょうか。はい、うなずいていただきました。

では、まずさっきの①なのですが、各地区における事前の避難準備に関する住民との情報共有について3つ提案いたします。市長の答弁を求めます。

A、数年前の大雨の際に、佐護の深山地区や恵古地区は長年水害に苦しめられてきたことから、どこに高齢者がお住まいで、水害の予兆があれば誰が避難所に連れていくかあらかじめ決められているかのように避難がなされた。うまくいったと聞いております。自主防災組織を立ち上げることまでは、過疎化と高齢化が進む地区では困難でも、例えば区長や各地区消防団を中心に、定期的に避難訓練を実施していただくなど、市が奨励してみてもはどうでしょうか。

B、ハザードマップの存在や市内複数二級河川に定点カメラが設置されており、長崎県のホームページで動画が配信されていることなど、市民に防災情報の在りか及びアクセス方法を周知するなど、さらに工夫をしてはいかがでしょうか。

C、ハザードマップの見直し。特に土砂災害警戒区域のレベルの細分化等が必要だと思われます。今回も、豊地区で避難所に指定されているところ、そこも土砂災害警戒区域に入っていたのですが、その検討は、行政主体ではなく地元住民も参画いただき実施してはどうでしょうか。この3点について答弁をお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 3点ございました。

まず、1点目の市民への奨励ということでございますけれども、このことにつきましては、これからやはりソフト面の対策が重要であるということから、このことは今後の研究課題になるのかというふうに考えております。

そして、次に2点目のハザードマップ等の見直しということでございますけれども、ハザードマップ等の見直しというのが、やはりこれがどっちかといいますと県のほうが主体ということもございまして、市の防災関連から県のほうに、こういう状況でありますという打診はすることは可能だというふうには思っております。

そして、ハザードマップ等の警戒区域の見直し等について、地元主体ということでございますけれども、このことについては、やはり県なら県がある程度引っ張っていくというスタイルではないと、あまりにも地元主体でいろんな声が大き過ぎるとなかなかそれをまとめることが難しいのかなと私個人、そういうふうに思っております。

そういうことで、今のスタイルで、やはり県そして市が引っ張っていく形で、地元の方の意見も吸い上げていくという方法がよろしいのかなというふうに思っております。

以上であります。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） まず、避難訓練については、研究課題としていくという答弁をいただきました。

それから、2番目のハザードマップの存在とか、とにかく今ある情報を市民に、こういうところにあるということについての答弁はなかったようですが、そのことについても周知を図っていくということでよろしいですね。

最後のハザードマップの見直し、確かに県マターでありますし、市長のおっしゃるように、いろいろな意見があるとまとまりにくいというところもありますが、最後に、地元の意見の吸い上げには取り組んでいくということをお聞きしましたので、どういった形かは今後検討するとしても、やはり地元のことについては地元の方々が、特に消防団等が一番その事情を分かっていると思いますので、そのあたりを、意見を吸い上げて、県の方にもこのハザードマップの見直しを図っていただきたいというふうに進めていただければと思います。

それから、②として、災害時のタイムリーな情報収集及び情報発信の確保について、これも3つ提案いたします。市長の答弁を求めます。

まずAとして、対馬市公式LINEをさらに防災に活用してはどうでしょうか。例えば、線状降水帯が対馬市で予測された場合、防災無線とセットでLINEでアラーム発信をするということとできないでしょうか。今回の被災者のヒアリングでは、たとえアラームが空振りに終わったとしても、市がつかんでいるなら夜中でも情報発信をしていただければ助かったという、そういう要望も出たことを申し添えます。

この方は、自家用車を3台廃車にされたような方もいらっしゃいますので、やっぱり夜中、なかなか気づきにくい中、そういった情報が入ったら、LINEなり、それで知らせてもらえばまた対処ができるかもしれませんので、検討をお願いします。

それからB、数年前の大雨時にFacebook「対馬Tsushima」のニュースフィードに動画を送っていただくよう呼びかけましたら、LINEの消防団員さんから、急激に水位が上がる様子を投稿いただき、当時、防災担当者にも現地の情報を迅速に把握していただけたという例がありました。身の安全を十分確保することを前提に、現地住民から周囲の現状を動画や写真で対馬市公式LINEに送っていただき、タイムリーな現状把握がより充実できるよう、公式LINEを双方向性へ変更検討できないでしょうか。

3番目C、対馬市ケーブルテレビで防災情報をテロップで流すとか最新の情報をdボタンで把握できるようにするなど、スマホをお持ちでない高齢者にも、災害時になるべく最新の情報を届ける手段を検討できないでしょうか。この3点について答弁を求めます。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） なかなか、ちょっと今書きとめよったら難しいですね。ちょっと答弁が食い違う面もあるかと思いますが、御容赦お願いしたいと思います。

まず初めに、対馬市の公式LINEの活用ということで、アラーム発信ができないかということとでございますけども、今、新たな防災システムにおきまして、この防災無線の内容を携帯電話のほうに文字電話で取得ができるようということで、まず進めているということとでございます。

それでまた、対馬市の公式LINEの方がアラーム発信ができるかどうかというのは、私今この場ではちょっと回答はできませんので、また改めて担当職員等に聞いた上で回答したいというふうに思います。

それから、Facebook、そしてまた対馬市の公式LINEの関係で、双方向性がないかということであったと思いますが、この双方向性ということで、LINE友達であればある程度できるんでしょうけど、対馬市の公式LINEが果たしてその双方向性ができるかどうかといったことも、私もここはちょっとまだよく理解していないというか、回答はできないとこ

ろでございます。これも、1点目と同じように、もう少し調べてからの回答をしたいと思います。

3番目のケーブルテレビ等でのこのdボタンの活用、要するに、これも双方向性ということで、そしてまた、これを高齢者とかそういった方たちにその取得方法、操作方法を説明をしたらどうかというようなことだとは思いますが、このdボタンにつきましては、私たちも日頃、特に天気予報等ではdボタンはよく活用をして、対馬地方の天気、そして出張先の天気等はどうかといったことで見ておりますけれども、高齢者の方々はこれにはなかなかなじみが今のところないのかなと思います。

ただ、民放あたりのdボタンでは、クイズ番組とかそういったところはdボタンを活用されてあるところもありますので、このことについても、議員おっしゃられるような、そういうところが可能かどうかということも、これをもう少し研究をさせてほしいというふうに思います。

ちょっと、今このことについては総務部長の方が幾らか準備しているということでございますので、総務部長の方から答えます。

○議長（初村 久蔵君） 総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） 災害時の情報発信の件についてになりますけど、台風で大雨等の警報発令とか避難所の情報とか、一応ケーブルテレビ、LINE、市ホームページで流しております。

先ほど、市長のほうからも申し上げましたように、今防災システムの更新を行ってまして、この中で@InfoCanal（アットインフォカナル）というのを導入するようにしております。これは、各スマートフォン、そちらの方にアプリを入れてもらって、それが出来上がれば一応今年と来年の事業になるんですけど、それが出来上がれば、アラーム発信、その辺もできるようになります。

それと、動画の関係なんですけど、この分については、確かに個人さんの動画について、双方向ができれば、そこの被害状況とかできると思いますので、その辺は今度の防災システム、その辺と絡めた形でちょっと研究していきたいなと考えております。

それともう一点、ケーブルテレビのdボタンの関係になるんですけど、ケーブルテレビについてはそういう警報発令、そういう分についてはテロップで流すようにはしています。実際今、流れているかと思います。

そのdボタンの活用についてですけど、市のほうの情報を入れるようにはできているんですけど、新たな情報、例えばハザードマップをそれに入れ込んだりとか、そういうのについては、経費等かなりかかってくるように聞いておりますので、その辺については今後の検討課題かなと思っております。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 協本議員に申し上げます。一般質問一問一答方式ですけど、多数にわたって言うたらちょっと覚えにくいと思いますので、一問一答でお願いします。

○議員（9番 脇本 啓喜君） そうですね。ただ、カテゴリーごとに3つつさせていただきました。心に止めておきます。

今、総務部長からアラーム発信も公式LINEで可能になるかもしれない。研究すると。それから、公式LINEの双方向性についても研究するというのを回答いただきました。

それから、dボタンは確かにタイムラグが出ますので、最新情報を流すのはちょっと難しいのかなというふうに今思いました。ただdボタンは双方向じゃないですので、言われていたように、ハザードマップをdボタンで見れるようにしておくとか、地域の情報については、小学校単位で行事とかも入れられるような場所もありますので、改めてそういうところをつくり出さなくても、そこに入れていけばいいのかなというふうに思いますので、ぜひ検討をお願いいたします。

それから3番目、10月開催の一般会計決算審査特別委員会の市長総括質疑において、私はDXの本来の目的は単なるデジタル化ではなく、DX推進により本庁事務の効率化を図り、浮いた人員を振興局や行政センターに戻して、現場に出向かせ、住民サービスの充実を図ることだと思うが、市長はどう思うかと質問したところ、市長は、同感である旨の答弁をいただいたと思います。

ところが、今定例会2日目の審議終了後に開催された議員全員協議会において、市役所の機構改革が提案されて、その中で、上県庁舎に入居している北部建設事務所を厳原本庁舎建設部に、北地区保健センターを豊玉庁舎の保健部に、美津島行政センターの水道業務を水道局へ集約したいとの説明がなされたようです。

すみません。私は私用で2日間休んでいましたので詳しくは聞いていないんですが、直接担当の課長等にもお話を聞かせていただいております。

この方向性は決算委員会時の答弁と真逆です。これでは、災害対応に遅れが生じることは避けられないでしょう。さらに、本庁がある厳原地区以外の過疎化や、それに伴う地域力の減衰に拍車をかけることになるのではないのでしょうか。

そのほかにも、本庁舎のある厳原地区が地震等で壊滅的被害にあった場合、ほかの振興部が無事であった場合、振興部で本部機能が担える体制をつくっておく必要があり、危機管理の観点からも、本庁への集約は誤った政策だと私は思います。本庁への職員の集約について、市長の本意を市民に向けて分かりやすく御説明ください。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 今回の質問との関連質問だというふうには理解いたしますけれども、要は、今議員おっしゃられたように、例えば本庁に集約してしまうと災害が、例えば本庁下地区

のほうに集中発生した場合に、対応ができるのかというようなことだと私は理解しましたが、まず、この中で北部、上対馬、上県地区のほうの災害対策を全く考えないといったようなことではないということを理解してほしいと思います。

例えば、今現在、この中対馬振興部の方にも今、約8名の職員がおりまして、その中で、いろんな災害対策等も十分機能しながらやっているところでございます。今回の北部建設事務所を廃止して、本庁に集約というか、それは大がかりな、大規模な道路、漁港、河川、こういったところの設計関係でも今技術職員がかなり少なくなっている状況、そしてまた、北部建設事務所のほうあたりは、特にもう退職間近な課長補佐等の職員が結構人員が集中しているような状況でございますので、これをいち早く解決していかなければならない。そうなりますと、やはり技術職員はある程度本庁の方で集約をしながら、うまく機能するように組織体制を見直した方がベターだというようなことで、これは特に糸瀬議員のほうはすぐトップダウンとかいうことを言われますけど、決してトップダウンじゃなくて、我々いつも職員組織の見直し関係でいろんな形で話をしているところでございますけども、今回はそのことが、先ほど申しましたように人員が少なくなっていく上ではベターじゃないのかなと、こういうことで、一昨日説明をさせていただいたところでございますので、御理解をお願いしたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） まあ、人事は市長の専権事項ですので、私がどうこうというものあまりよくないことかもしれませんが、ただ、今北部の災害をもう切り捨てているわけじゃないんだと。もちろん、それは十分理解できますし、技術職が足りない中、本庁に集約して、その大きな計画等に当たらせたいというのも理解はできます。ただ、この技術職員を本庁に移すことで、今現在も重機を扱える職員等がやっぱり昔に比べると少なくなっていると思うんです。そういうのを、技術の人たちが結構資格を持っていたりするようなことを聞いてはいたんですが、河川にたまった泥をよく取っていただいていたのもそういう方々だったと思いますし、今後、災害時にやはりすぐに動ける、そういう知識のある方が各地にいらっしゃるということは心強いことだと思います。

専権事項ということで、あまり深入りするわけにもいきませんが、やはり庁舎内の事情だけではなくて、各地から職員が本庁に移ることで地域力というのも衰退していくと思うんです。そのあたり十分配慮をいただければと思います。この点についてはもうこのあたりでとどめたいと思います。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） これは、特に市民の方に誤解を与えてはいけませんので申し述べます

けども、まず、上対馬振興部の方に、この災害と、そしてまた日常の維持管理等に関することは、その関係職員3名ほどは配置するということは説明もしております。

そして、先ほど重機等に乗るオペレーターという話もございましたけども、確かに何か今聞けば、1名オペレーターがいるということでございますが、そのようなオペレーターはそのままこの北部地域のほうに配置になろうかというふうに思っておりますし、そしてまた、災害時にそういった関係者がいないとすぐに対策はできないんじゃないかということでございますが、これは対馬市の建設業協会のほうと協定を結んでおりますので、いざ何かあれば、その協力体制は敷いているということでお願いをしていくということで、今後進めていきたいというふうに思っております。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 今、災害対策にかなう職員を3名残しますというお話がありました。いろいろ考えていただいているなというふうに私も思います。

ただ、人数が減っていくということには変わりはないということで、先ほど言った地域力、地域マネージャーをやろうと思っても人が残っていないと地域マネージャーもうまく活動できないと思いますので、そのあたり十分配慮して、機構改革やっていただければと思います。

それから、近年、ハザードマップの作成が各自治体で鋭意進められていますが、避難所に指定された公共施設が床上浸水の被害に遭遇するなど、想定をはるかに超える被害が起こっております。さすがに、土砂災害特別警戒区域には避難所は設置されていないようですが、土砂災害警戒区域内に設置されている避難所、これもどれくらいの被害が起こるか、その警戒区域内でも差があると思うんです。そのあたり、避難所の見直し等の検討について市長の所見を求めます。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 避難所の見直しということでございますけれども、今現在、地区にある集会所が警戒区域及び特別警戒区域等に指定された際には、その避難所の指定を外して、その地より最寄りの避難所のほうへ避難させることをお願いするようにしております。そして、これは毎年開催されております地域防災計画の見直し等の会議等にもおきまして、指定避難所等から除外をしていくといったことで進めるようにしているところでございます。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 先ほども申し上げましたが、土砂災害特別警戒区域にはその避難所は設置されていないようですが、どうしても地区の事情というか、ほぼ多くの地区で、実際、土砂災害警戒区域内に避難所は設置されているところはたくさんあります。比田勝はほとんどそうじゃないですか。黄色い枠で囲まれている中に入っています。その中でも、やはり安全性、特別警戒区域とそれから警戒区域、この2つしか分かれていないんですが、どうしてもその確保が

できない地区があると思うんです、警戒区域内じゃないとというか、集落ほとんどがそういう黄色のところのしか建物がないというようなところもあると思うんです。その中でも危険性が、危険度が違うと思うんです。そのあたりをある程度把握して、この程度ならここはまだ避難所として案内してもいいだろうが、このくらいの雨が予想されるのであったらここは危険かもしれないということを色分けしていったらどうでしょうかという意味です。いかがですか。

○議長（初村 久藏君） 総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） 避難所の指定についてなんですけど、確かに、土砂災害であつたりとか、河川関係の洪水・高潮、その辺の状況によってその避難所が使用できるできないというのは出てくるかと思います。その辺についても、避難所、例えば洪水の場合、ここは使えないけどこちらのほうは使えますよと。そのあたりのすみ分けは今後考えていかなければならないかなと思っております。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） なかなかもう、184も集落がある中、大変だと思いますが、やはり安心して避難できるような場所を確保することは難しいと思うんです、対馬の中で。その中で、ここだったら大丈夫だということをある程度色分けしていただければと思います。

それから5番目、年初の能登地震では、陸の孤島が多く生じる事態を目の当たりにしました。184の集落を抱える対馬市でも分断される集落が生じることは十分想定され、ドローンを活用した、分断された集落支援等の対応も検討すべきでしょう。

南海トラフ地震発生の際は、本土も甚大な被害を被り、対馬への災害支援は困難となる可能性はかなり高いと思われます。さらには、空港や主要港湾が使用不能に陥り、救援物資を受けられない事態も想定しておくべきでしょう。最低数日間でも生き延びるための被災時用食料の確保を図っておくことも必要ではないでしょうか。

非常用備蓄並びに非常食に適した農業政策の企画及び実践も必要だと思いますが何かこのことについてあれば答弁をお願いします。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） ちょっと、このことについてはいきなり言われてもなかなか答弁は難しいなと思います。

ただ、市といたしましても、この非常食用の備蓄というのはずっと計画的に行ってきておりますので、その点に関しては大丈夫だというふうに思っております。

ただ、言うように、どれだけの大きな津波が来るか分かりませんが、通常、避難所というか、備蓄等はその高潮対策関係でもあまりそういった影響がないようなところに置いておりますので、そのことについては今のところは安心かなというふうには思っております。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） この点については、自助・互助も十分期待していかないと公的だけでは難しいことだとは十分分かっておりますが、大丈夫だという根拠が僕にはよく分からないんですね。やはり飛行機も船も対馬に来ない、来れない。何日か欠航が続いただけでもスーパーの食料がなくなる、そういう島なわけですから、大丈夫ということではなくて、想定をして、例えば非常用食品を市民が購入する際に何か手だてを市としてするとか、そういうことも検討はしてみる必要はあるんじゃないでしょうか。

そして、やはり対馬市では食料自給率というのが低いわけですが、農業というのを、ここで消費できるようなものを推奨していくということを、農業公社等を通じて図っていく必要もあるんじゃないかと、そういうふうに考えています。

特に、葉物とか、なかなか本土から来れなくなった場合、自分たちで準備しなければいけない。農業について、もう少し自給力を高めていく施策を取る必要があるんじゃないかと思われま

す。それから6番目、有害鳥獣対策が一生懸命やっていたのですが、森林は荒れて、大雨の際に大量の土砂や木が集落に流れ込み、たびたび重大な洪水を引き起こす原因となっています。また、森林の荒廃状況は加速度的に進行し、治水と同様に、治山も並行して実施する必要があります。

流木は、漂着ごみの全体で容積比約3割を占めており、その割合はますます高まっています。

余談ですが、対馬市のSDGs推進策はリサイクルが目立っていますが、ごみを出さないことのほうがより重要だと私は思います。ごみゼロアイランドを掲げる本市において、防災とごみ削減の観点からも、有害鳥獣対策の強化が必要であると思います。この点について市長の答弁を求めます。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 防災上の観点からの有害鳥獣対策ということでございますけれども、もちろん、今この集中豪雨等によりまして、以前よりも増して、この河川を通じて海のほうに残材、そして木くず等が流れ込む率が多くなっているということは、もう市民皆様も御承知のことかとは思っております。

これにつきましては確かにこのイノシシ、鹿等の有害鳥獣が下草を食べたり、そして山を踏み荒らすといったことで、川を通じて流れやすくなっていることは事実だというふうに思っております。そしてまた、それ以外に、今、対馬でも戦後植林された杉、ヒノキ等がかなり出されております。この中で残材、これもありますので、この有害鳥獣対策についても、今後も、今ハンティングドローンあたりも活用しながらやっていこうとしておりますし、山林に残された残材についてもバイオマスチップ等への活用を進めているところでございますので、このような事業を

今後とも進めてまいります。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 9 番、脇本啓喜君。

○議員（9 番 脇本 啓喜君） 今、リサイクルだけではなくてそういう有効活用も進めていきたいという答弁をいただきました。ぜひ進めていただければと思います。

それから、最後に国土交通省のホームページ砂防施設の働き、砂防堰堤の働きについてによれば、砂防堰堤（砂防ダム）は、経年でダムに土砂がたまって防災効果があることが記載されています。しかし、近年の大雨時に巖原桟原地区や比田勝の水ヶ浦下流砂防ダムが設置された流域で、近隣地区より被害が激しかった例からも、ある程度土砂がたまったら取り除いた方がダムの効果が向上することは明らかです。砂防ダムにある程度土砂がたまったら取り除いてもらうよう、対馬振興局との連携を図っていただきたいと思います。

また、水害を助長するほど河川に土砂が堆積する前に除去すること、これは県と市といろいろな地域があると思いますが、十分その点についても危険性を認識していながらハード面の不作為の継続をすることは、天災でなく人災と言えるかもしれません。ハード面も可能な限りの対応をお願いして、質問を終わります。

以上です。

○議長（初村 久藏君） これで、脇本啓喜君の質問は終わりました。

○議長（初村 久藏君） 暫時休憩します。再開を 11 時 5 分からいたします。

午前10時52分休憩

午前11時05分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

報告します。小島徳重君から、早退の届出があっております。

引き続き、市政一般質問を行います。13 番、波田政和君。

○議員（13 番 波田 政和君） 皆様、お疲れさまです。13 番議員、政友クラブの波田でございます。市長におかれましては、連日の高等な質疑応答、御苦労さまでございました。

質疑に入る前に、この時間をお借りしまして、一言、対馬市民の皆様方へ御報告とお願いを申し上げます。

対馬市は、合併直後の財政破綻の危機を乗り越え、市制施行 20 年を迎えたわけですが、この間、未曾有の感染症となったコロナ禍を経て日本経済も回復するかのごとく期待もむなく、対馬島内においても、物価の高騰がボディブローのように家計を圧迫し、閉塞感に包まれ、混沌

とした日々を皆さんお過ごしではないでしょうか。

私ども、対馬市議会は、現在の任期を残し半年で終えようとしております。次の世代への人材へ、議員の役割を確実につなぐことが私たち現職議員の責任であろうかと考えております。

議会を取り巻く現状においても、人口減少と高齢化により、議員へのなり手不足の傾向が小規模自治体に出ており、本市も同様の事態となることが危惧されております。改めて、二元代表制の意義を考えますと、首長と議会は常に危機感と緊張感を持ってその任務に臨まなければ、地域に活力も生まれず、道は開けないと考えております。

当然、対馬市の現状を見れば、我々現職議員の力不足と評価される部分もあると思います。対馬市においては、選挙運動に要する一定の費用を公費で負担する選挙公営制度など明文化し、なりたい人ではなく、なってほしい人の登場に期待をしております。限りなく未来の希望が膨らむ対馬づくりのため、その若い感覚と考えを議会の中に吹き込んでほしいと思っております。

次世代を背負って立つ優秀な人材の登場に期待を込め、広くお伝えしまして、一言添えさせていただきます。何とぞ、よろしくお願いしておきます。

では、通告しておりました内容に入らせていただきます。

市長、私の今回の質疑は、おもてなしの心を主に観光面に着目し、流動人口を増やし地域の活性化につながるようにと市政運営に努力を重ねていられることに対して、さらに深みが増す取組ができますようにと、私の私感を入れ、お尋ねします。

私は、文化財や名所とは、地元住民の皆様方が納得し、誇りをもって末永く後世に伝えることが、歴史の検証につながり市の発展があるものと思っております。

そこで、まず初めに、国史跡の金石城跡跡、旧金石城庭園、対馬藩宗家墓所一帯を今回取り上げる中で、清水山城跡も歴史と文化が一体する観光名所であることは、誰もが知るところでございます。

清水山城跡は標高も高く、登城口まで行くのも一苦勞です。現時点では、よそ様の玄関口を横切る進入コースとなっており、博物館からスタートしても、休憩所もなく、ハードなコースであると感じております。

まずは、市民皆様が登城しやすく、町並みと港を見下ろす景観スポットをつくってやるのはいかがでしょうか。

また、登城口中腹まで住宅が点在しておりますことから、市道か私道が登城口付近まであるものと推察します。だとするならば、しっかりとした市道整備が急務ではないでしょうか。

今の時代、登城口まで車両が使用できるとするなら、登城者に思いやりがあるのではと感じております。幸いにも、登城口付近には空き家や空き地があるようなので、何らかの対処はできないものではないでしょうか。御見解をお聞きしておきます。

次に、上見坂公園までの進入道路の件ですが、現地を起点に、佐須小茂田コース・雞知焼松コース・厳原棧原コースと3方向からの進入ができるのですが、観光を重視し、流動人口に力を入れるはずなのに、印象を悪く持たれるのではと懸念をしております。

個人・団体ともに観光コースを決め、島内を満喫しながらの旅であり、全てにおいて、受入れ側の対応が重要ではないでしょうか。

烏帽子岳展望台、万関展望台、上見坂展望台と、港や山・海を見渡すコースが選ばれているようで、自然の豊かさが対馬の見どころであります。

再来やリピーターになっていただくためへの努力も受入れ側である私たちの務めではないでしょうか。

今回は、厳原棧原地区から上見坂コースの市道についてお尋ねします。

佐須坂トンネル開通により利用車両も少なくなり、台風や大風の後など、通行に支障があるようであります。農道・林道とは違って、観光道路としての位置づけとするならば、市の管理不足が目立つのではありませんか。延長も長く、管理が困難なことも理解しての質疑ではありますが、市長、管理しやすくなる名案などありましたら、後ほど御教授ください。

それと、最後にもう一点、厳原本川にかかっている大手橋橋についてであります。この問題に関しましたら再三お話をさせております関係で、進捗状態は現時点ではよく、不明な点もございますが、これまでにプロのドライバーの方々をはじめ、一般ドライバーの皆様にも聞き取りを試みましたが、石の欄干とか支柱を目線より下げる、ドライバーが目視ができない方の意見が多数でありました。景観も大事で、町並みとの調和も大切なことは理解しておりますが、安全第一が最優先事項だと考えます。

今日まで担当者皆様といろいろな方面から考え方や対策などを協議をしまいましたが、そろそろ政治判断をなされたいかがでしょうか。市長の考え方を聞きまして、再度再質問のときでも掘り下げてみたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 波田議員の質問にお答えいたします。

初めに、国指定史跡清水山城跡は観光名所として案内できる体制なのかということでございます。

現在、清水山城跡へは観光客の多くの方が、観光情報館ふれあい処つしまを集合場所として徒歩で向かわれているケースが多いようであります。清水山城跡の近隣には、金石城跡、旧金石城庭園、万松院が点在し、ストーリー性のある歴史観光ゾーンとなっております。また、対馬博物館及び対馬朝鮮通信史歴史館もこのゾーン内にございますので、これらの史跡等を徒歩で周遊しながら、対馬の歴史に触れていただくことは、対馬旅の魅力であると考えております。

清水山城跡の登山道入り口までは道路がございますが、非常に狭小であり、離合できない場所も多く、住宅が建て込んでいる状況であります。また、トイレについては、既に観光情報館ふれあい処つしま、対馬博物館、清水が丘グラウンドなど近隣に整備されており、十分に整っているというふうに考えております。

なお、道路の拡張や駐車場、トイレ等の整備を進める場合は、観光客の車が増えることで起こる地域住民への影響も考慮が必要であり、現段階では非常に難しいと考えております。

観光物産協会へのヒアリングでは、登山道入り口までのルートが分かりにくいとの声が多いとのことでございますので、今後、誘導板等の設置箇所の精査、手すり等の改修、除草等の環境整備を行い、徒歩での観光利用を進めてまいりたいと考えております。御理解をお願いいたします。

次に、上見坂公園を起点とする市道整備についてでございます。

本市が管理する市道は路線数も多く、台風・豪雨等による被害、また、経年劣化によります施設の老朽化等も進んでおります。路肩等の崩壊などの維持工事をはじめ、路面清掃、側溝の土砂堆積等に対して、各路線の通行量等を勘案しながら対応しているところでございます。

御質問の、市道厳原若田線は、平成28年の佐須坂トンネル開通に伴い、市道に移管された道路であります。移管後は、一般車両の利用頻度は少なくなっていますが、観光地であります上見坂公園までの経路として、市道上見坂線と併せ、観光バス・観光客のレンタカー等の車両が移管前と同様に利用されております。特に、観光地であります烏帽子岳への経路が令和6年4月から通行止めとなったことから、これまで以上に利用されている状況でございます。

このような状況から、豪雨後のパトロール点検、またはバス会社及び個人からの通報・要望などがあった場合は現地を確認し、その都度を維持管理に努めているところでございます。

今後の市道管理につきましては、さらなる管理体制の強化を図り、特に観光地などにつながる重要な路線につきましても適切にパトロールを実施し、市民の皆様、また観光客の皆様が安心して快適に通行できるよう、維持管理に努めてまいり所存でございます。

次に、3点目の横町線と国道接合部の改良についてでございますが、御指摘の箇所におきましては、以前より安全面に配慮した改修が必要ではないかと提案を受けており、私自身も通るたびに危惧しておりましたので、よい工法などないかと検討をしてみました。現状確認、また施工時の状況を調査してみますと、親柱も大きく、袖にある石壁もしっかり固定されてあることから、移設工事の費用もかさむことが想定されるため、市街地の整備事業で橋梁の端部に隅切り部を設け、目視が容易になるように進めているところでございます。

市街地の整備を行います都市計画事業は、市街地の全体的な整備計画を策定する必要があります。そのため、工事着手まで期間を要することとなりますので、仮設的なものでございますが、目視確認を補助するため、カーブミラーの設置を予定しております。

以前にも、子どもから高齢者まで暮らしやすいまちづくりを目指しますと答弁しており、また交差部の改修も都市計画事業に盛り込んで実施していくと答弁しておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） ありがとうございます。

それでは、先ほど結論が出ました3項目から再質問したいと思いますが、ただいま市長のお話では、数回にわたる質疑の中で、結論として、隅切りを作る段取りをしておるんだと。しかし、お金もかかるから、いろいろな、市長政治判断、単独ではできにくく、そういった準備しながら進めるということでございますよね。

そこで、この問題に関しましたら、市長もはじめ、誰も優先権がないんです、あそこは。ただ、一時停止だけはありますよ。お互いが確認しなくちゃ進めない場所なんですね。そういうことから考えた場合に、私に言わせますと、もともと国道を一時停止させて、市道が行き止まりなんです。ああいうめちゃくちゃな方法があるわけがない。

それはそれとして考え方もあるんでしょうが、もともと出発から、横町を改良するときにも、あの橋の存在は分かっておったはずなんです。一時停止といいますか、直線、優先がある道路でさえ、前で太鼓状になってますから、速度をダウンせんといかんわけです。それもう常に全ての方が御存じです。先ほど話しますようにね、誰もその話をしております。

今、市長が具体的に、仮設的にカーブミラーなんかをやりますと。それは仮設が永久にならないようにだけ1点お願いしておきますが、仮設でもそうでしょうが、本工事をできるだけ早く、先ほどから言いますように、政治判断してください。誰かがどうなってからじゃ遅いんですよという話をしてるんですよ。だから、横町が完了してからもう日にちもたつじゃないですか。それはもうどなたも気づいていると思いますので、何とか住みよいまちづくりができるはずですよ。だから、そこら辺がもう一度、市長、いつ頃になるかだけ教えてください。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） この都市計画事業につきましては、令和7年度に準備等を順次いたしまして、令和8年度から着手を目標として進めるようにしているところでございます。

○議長（初村 久藏君） 13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） えっ、私の聞き違いじゃないですね。令和8年という、今令和6年ですよ。そんなにかかるんですか。そうですか。橋かなんかかけかえるんですか。

先ほどの話では、隅切りをと言われましたよ。隅切りが2年もかかるんですか。どうぞ。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 私の言い方がまずかったかなと思いますけども、要はこの橋の改修事業もこの都市計画事業の一環として実施をしていくということで、この都市計画事業に盛り込むために、令和7年度までの作業をして、令和8年度に着手を目標とするということでございます。

あと、もしあれだったら、担当部長の方がそこについては詳しく説明をさせていただきたいと思います。

○議長（初村 久藏君） 13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） 市長、私が尋ねているのは、どちらにしても今の流れで行ったら隅切りでしょう。今までのやり取りの中で理解はしておりますが、都市計画の一環としてやるという御説明ですが、じゃなくて、市長が単独判断でもできるんじゃないですかと、今回尋ねているの。だから政治判断はいかがなんでしょうかと言っているんですよ。どうですか、そこは。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） これについては、単独事業ではなくて、ほかの事業もいろいろございますので、この都市計画事業を活用しながら進めていきたい。その間に、それまでの間、仮設的なカーブミラーを設置したいということで、カーブミラーはすぐにでもできるものというふうに考えております。

担当部長の方から答えさせます。

○議長（初村 久藏君） 建設部長、内山歩君。

○建設部長（内山 歩君） 仮設的な、補助的な部分になりますけれども、カーブミラーの設置ということで、今年度中には設置するということで今進めております。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） なかなか、はいと言いつらいですけど、分かりました。御説明は理解しました。

先ほどから話しますように、もう危険であるということは市長自ら理解していますね。自分が事故に遭われたらもう少しスピードが出るんですかね。そのくらい皆さん困ってありますよ。そこを自分のものと受け入れながら早急な対応を、取りあえずカーブミラーでもということですから、一日でも早く設置していただきながら、全てにマッチングした橋を造ってくれるようお願いをしておきます。

それでは次に、そのまま続けてよろしいですか。上見坂の展望所について再度質疑をしたいと思いますが、市長、先ほどの説明の中で、令和6年4月から烏帽子岳が、通行ができなくなったということから、必然的に、上見坂展望台へ観光バスなどの利用が増えることが問題提起をしているわけですよ、ここで。

そういう中で、市道の在り方、観光ルートを考えてみましても、先ほどから烏帽子岳が使えなくなると、必然のごとく上見坂も対象になってきますよね、観光ルートとして。私が今回、本当に尋ねたかったことは、観光を目的として流動人口を増やしていこうという施策の中で、気づかなかったのかということなんです。烏帽子岳が使えないようになれば、下地区からしまして、もうないじゃないですか、何か所も、高台に上がるところは。そしたら使えないのは使えないんですよ、使用禁止の看板を立てただけじゃなくて。じゃ使えるところにどう気持ちよく行ってもうかと考えるのが、我々の仕事じゃないですかというお話をしているんですよ。

だから、これは気づかなかったなら大変なことですね。市長がいつも言う、流動人口を増やして経済を活性化させろというのはうそになりますから。だからあえてこの話をしております。

私は担当部全ての方々が気づいてあると思いますが、直接苦情がなかったら知らん顔しているんでしょう。そうじゃなくて、先ほどから説明しますように、ここが近日でもよく風が吹きますが、上がってみなはったら分かりますよ。

先ほどから、トンネルが開通してから、市に代わり、市道管理に代わり来るわけですが、抜本的に、伐採するとか、大きく溝の掃除をするとか、観光をメインとした道路に考え方を切り替えるとかしない限りは、あのままですよ。

いつも言いますが、通告してから1週間も10日も日にちがかかっているんですが、市長行かれたんですか、そしたら。ここに、私が通告してから。

そういうふうに、非常に久しく行く人も大変やなと思うんですよ。トンネルが開通してから、なかなか一般も、関係のある方しか行かないみたいですよ。それが観光コースとなったならば、ちょっと力の入れ方が変わってくるんじゃないか。そこだけ気づいていたか気づいてなかったかをまず教えてください。担当部でもいいですよ。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 議員おっしゃられるように、要はやっぱ烏帽子岳のほうが通行止めになった際には、こちらの方が恐らく増えるだろうということは、私自身も予測はしておりました。そしてまた、担当部のほうに聞いたときも、やはり観光バス等は増えていますというようなことでございました。

○議長（初村 久藏君） 建設部長、内山歩君。

○建設部長（内山 歩君） 烏帽子岳線の通行止め、こちらも当然建設課のほうに相談があつて、今後の復旧についてのお話があつて、当然、それに伴って上見坂公園の方が増えるのではないかとということで、そういう認識の下で維持管理はしていたんですけども、やはり議員おっしゃるとおり、維持管理に関して不足の部分があったということで、それから、一応今も、私も昨日現地のほうを歩いて、あと会計年度任用職員、道路工夫のほうにも、この通告があつてから、路面

の清掃とか側溝の掃除とか随時させているところでございますけれども、今後におきましても、先ほど市長が答弁されましたように、重要な路線というような認識で、今後維持管理に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） そうですね。今言う烏帽子岳の関係で、増えてくるだろうとは考えておったということでございますので、先ほどから言いますように、観光客の方に気持ちよく行っただきながらという、リピーターという話もしたと思いますが、それっていうのはやっぱり受入れ側じゃないですかね、全てにおいて。

そういったことで、なかなか個人で、ボランティアで木を切ってどうこうというわけにはいかんわけですよ。だから、やっぱり市道となった以上は、市がどういった形かであそこに着目するんだということを切替えはできないのか。ただ、県から頂いた道路だから、それを県に返せばいいじゃないですか。管理ができません。それはすいませんね、乱暴な言い方なんですけど、市道となった以上は、やっぱりメインとしたら上見坂の公園、展望台をみんな目的として上がらるわけですから、そこに対して私が先ほどから言いますように、観光道路としての区分け、普通の林道じゃなくて、それくらいの感覚にはなれませんか。もう一度御答弁をお願いします。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） もちろん、この道路分類上は観光道路というのはございませんけども、通常、観光に資する道路ということでの観光道路として、今後この管理に当たってまいりたいというふうに思っております。

○議長（初村 久藏君） 13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） ありがとうございます。市長、ワンランク上がった管理体制に今聞こえました。非常に満足しました。そういった形で、要するに迎える側として、次の話も同系になりますけども大事じゃないかなと思いますので、やっぱり先ほどから部長も詳細な説明もあっておりました。それが確実にやっていただけるように、距離が長いから、なかなか大変ですよ。半分にはできんし、道路が。そういった意味から、やりやすいように。

提案なんですけど、道路に出ている伐採、1回切らんと、完全に側溝掃除をしないと、途中途中したって同じことです。一風吹けばもう通れんようになるわけですから。そういうふうに少し管理体制を強固にさせていただきたいなという思いでありますので、この件はそこでもよろしく願いしておきます。

それと、この問題の清水山城の話に戻ります。

今回は、なぜこれを取り上げたかと言いますと、金石城周辺から見ますと、案内経路は確かに

設置はしてあります。先ほどからの説明では、徒歩で行くんだと。徒歩で行くんだということも分かります。なかなか徒歩で行きづらいですよ、あそこには。だから、中腹までは市道なんです。私が何をお願いしたいかと言いますと、博物館から上がっていったら、ちょうど突き当たりロータリーまでが市道で、それから登山道は直結しております。階段式で、民家の横を走っていつているところと思います。

そういう中で、先ほどから市長は、私の、休憩所に対しては十分だというような考えの話がなされたようにありますが、私は決してそれが十分だと思いません。やっぱり、あの下から上がっていったら、先ほど一例としてトイレの話も出しましたが、登山道から市長は上がってみませんか。中腹に、空き地とか廃墟と言ったら失礼ですけど、そのくらいの家が点在していますよ。そういったことも、景観面から考えても、その周辺付近整備も一つは考えなくちゃいけないか。で、それは再利用できないかとか、普通考えるんじゃないかなと。

今、私と考え方が違いますから進みにくいんですけども、私としたら、車が使えるものならですよ、やっぱりそれも優しさじゃないかなと思うんですよ。御存じのように、博物館から上がった突き当たり、ロータリーから左側に行きますと、家が20軒ぐらい、私道でしょう、建っておりますよ。そういう中で、山道入り口までその私道が行っているわけですから。そこに行くまでに空き地も点々とあるじゃないですか。私はこの空き地を、市長が優しさを表に出して、そこを借りてやって、自由に休憩ができるとか、そういった配慮はできないかというのが今回の質問なんです。そこはどうでしょうか。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） ここは、私も二、三年前までは昼休み時間に毎日、このところまで散歩で、行って帰ってくるまで約40分くらいかかっておりましたけども、そのような関係で、この地理的には熟知もしているつもりでございます。そこで、ここはやはり道路が途中まで市道と、その先は私道になっているかと思うんですが、ここを改良するということは、ちょっとなかなか難しいことだなということは以前から感じておりました。

そこで私、長崎市のほうが、長崎市内を長崎ぶらぶらということで、そういった観光方針を出しておりますけども、このところについては、冒頭ちょっと答弁しましたように、博物館やら万松院、そしてまた朝鮮通信使博物館等と一緒に、歩く観光施設ということで整備をしたいと思っております。

その際、議員おっしゃられるように、確かに休憩所みたいなところが必要であれば、そこはまた今後、検討をさせていただきたいと思えますし、その前に、まだまだ案内板等も不足ということでもありますので、ここら辺も精査をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） 市長、要するにこの名所一帯は徒歩で体験・体感をしていたくものだという思いで進めておりますということですね。それはそれでいいんですが、先ほどから言いますように、提案していますので、私道なり空き地なりを確認とってみてくれませんかと言っているんですよ。

通っていいのか。今市長の話では、私道を何年も通りよった。私道を勝手に通ったらいかんです。私道なら。散歩に行ってきましたと言っておりますが、そういうことを考えたときに、先ほどから言いますように、20軒も住まいがあるわけですね。そしたら、そこに住んである方がおるわけですから、やっぱりそういった整備も必要じゃないんでしょうかという話をしております。

ついでの話に行って水道局長に尋ねますが、あそこに、私道の中に入っていますよね、防火水槽なり。私道に公的資金を入れるんですか、そういう今理屈から言いますと。やっぱりそれは緊急な場合とかまた特例のルールがあるかも分かりませんが、その一言で区切られないじゃないですか。住まいがある以上は住みやすくしてやらないと。

それと同時に、ついでに、優しい観光地にはできないかという話なんですけど、もう一度どうでしょうか。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 水道局長の方はまた後ほど答弁させていただきたいと思っておりますけれども、要は、議員おっしゃられたように、おもてなしの心を持った観光施策ということでございますので、私たちも、ここについては、階段のところは私も個人有地だったというのはちょっと思っております。昔の赤道みたいな公道的なものかなというふうなことで考えておりましたので、ここについてはまた、後ほど確認をさせていただきたいと思っております。

要は、このところの、おもてなしの心を持って、お客様が本当に喜んでいただけるようなそういう散歩道、長崎で言えば歩いてまわるというか、ぶらさるとかなんとか言ってますけど、（発言する者あり）さるか。ごめんなさい。長崎さるかということで、歩いてまわるということにしておりますけれども、ここは私も何度も言いますが、一応住民の生活を考えたときには、そのことが一番適しているのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） 市長、誤解のないように、今の登山道は赤道ということは理解しております。ちょっと言葉のずれがあったかもしれませんが。

私、左側を歩きよるのかと実は思っていたんですよ。今私道の話があったから、それは理解しました。

先ほどから言いますように、観光客だけ、だからそこを歩いていけばいいんですよ、が一つ。住民がおりますから、私どもも何とかあつかつて快適にしてやらなくちゃいけない。私ども、例えば住民も、できれば車社会ですから、左側に行きたいじゃないですか、入り口まで。行ったらバックして帰ってこないかんわけです。

そういうことじゃなくて、先ほどから冒頭にも話しましたように、まず名所と言えども、住民が納得して、すばらしいところであると。このCATVでも流れてますよね、清水山から撮った風景が。すばらしいじゃないですか。そうなったときに、きれいになれば、登山道入り口まできれいになれば、小学生でも幼稚園児でも行けるんですよ。そういった本当に見晴らしのいいところをまず地元の方に見せてやるがためのことも前向きに考えて、観光客だけじゃなくて、お互いいいようになった方がいいじゃないですか。という思いがあって、できることなら、そういった動きを、もう私道なら私道でもいいです。市長が持ち主に言って、ちょっと使わせてくださいと。嫌とは言いませんよ。なぜなら、持ち主が市長を選んでるわけですから。だから、話せば分かってもらえるんじゃないですか。

だから、そういった可能性にかけて、やっぱり優しい観光地づくりをやっていただきたいなという思いがあったので、この件についてはこんな話をしております。だから、あの登山道石階段を上がって行って、怖いですよ。手すりはガタガタなんですから。それ地元の小さい子どもは上がって行きなさいって言えんでしょうが、言えないですよ。だから、その話をしているんですね。そこからならば。

それよりも、もう少し私道を通って、もう邪魔になるかも分かりませんが、有効利用ができたらうれしいなと思いますが、もう一度いかがですか。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 要は、ちょっと私、先ほどの話がよく見えなかったところがあるんですが、この私道の方は確かに道が一部狭いところがございます。車がまず離合ができない状況でございますが、これをまた広げるとなるとなかなか難しい問題もございますので、今後、離合場所、そういったところが必要なところが確保できれば、そういったところはちょっと今後計画はしてまいりたいというふうには思います。

以上であります。

○議長（初村 久藏君） 13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） ありがとうございます。

今、明確に、利用者が利用しやすいように考えますよという答弁だったと思います。そういうふうに、できることならば観光客のみならず、住民の方々も満足ができる体制を取りながら、地主さんも含めて、何とか使用させてくれないかとかいうような話が市長ならできると思いますの

で、そういったふうなことをお願いして、今回のおもてなしの心が満足がいつてもらえるように、共に頑張っていきたいなと思っておりますので、力強く押してください。よろしく願いまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（初村 久藏君） これで、波田政和君の質問が終わりました。

○議長（初村 久藏君） 以上で、本日予定しておりました市政一般質問は終わりました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午前11時54分散会

令和6年 第4回 対馬市議会定例会会議録(第15日)

令和6年12月17日(火曜日)

議事日程(第5号)

令和6年12月17日 午前10時02分開議

- 日程第1 議案第61号 令和6年度対馬市一般会計補正予算(第8号)
- 日程第2 議案第71号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第73号 対馬市観光情報館ふれあい処つしまの指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第74号 対馬市仁田ダム運動公園の指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第75号 体験であい塾匠の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第79号 対馬市部設置条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第80号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第8 発議第9号 有人国境離島法の改正・延長を求める意見書
- 日程第9 委員会の閉会中の継続審査について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第61号 令和6年度対馬市一般会計補正予算(第8号)
- 日程第2 議案第71号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第73号 対馬市観光情報館ふれあい処つしまの指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第74号 対馬市仁田ダム運動公園の指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第75号 体験であい塾匠の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第79号 対馬市部設置条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第80号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第8 発議第9号 有人国境離島法の改正・延長を求める意見書
- 日程第9 委員会の閉会中の継続審査について
-

出席議員(19名)

- | | |
|------------|-------------|
| 1 番 糸瀬 雅之君 | 2 番 陶山 莊太郎君 |
| 3 番 神宮 保夫君 | 4 番 島居 真吾君 |

5番	坂本 充弘君	6番	伊原 徹君
7番	入江 有紀君	8番	船越 洋一君
9番	脇本 啓喜君	10番	小島 徳重君
11番	黒田 昭雄君	12番	小田 昭人君
13番	波田 政和君	14番	小宮 教義君
15番	上野洋次郎君	16番	大浦 孝司君
17番	作元 義文君	18番	春田 新一君
19番	初村 久藏君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	平間 博文君	次長	藤原 亘宏君
課長補佐	糸瀬 博隆君	係長	小島 亮君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵 輝孝君
副市長	一宮 努君
教育長	中島 清志君
総務部長	木寺 裕也君
しまづくり推進部長	三原 立也君
観光交流商工部長	阿比留忠明君
市民生活部長	村井 英哉君
福祉部長	田中 光幸君
保健部長	桐谷 和孝君
農林水産部長	平川 純也君
建設部長	内山 歩君
水道局長	舍利倉政司君
教育部長	扇 博祝君

中対馬振興部長	原田 武茂君
上対馬振興部長	原田 勝彦君
消防長	井 浩君
会計管理者	勝見 一成君
監査委員事務局長	志賀 慶二君
農業委員会事務局長	栗屋 孝弘君

午前10時02分開議

○議長（初村 久藏君） おはようございます。

報告します。選挙管理委員会事務局書記長、犬束幸吉君から欠席の届出がっております。
ただいまから議事日程第5号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第61号

日程第2. 議案第71号

日程第3. 議案第73号

日程第4. 議案第74号

日程第5. 議案第75号

○議長（初村 久藏君） 日程第1、議案第61号、令和6年度対馬市一般会計補正予算（第8号）から、日程第5、議案第75号、体験であい塾匠の指定管理者の指定についてまでの5件を一括議題とします。

議案第61号は各常任委員会に分割付託、議案第74号は総務文教常任委員会に、議案第71号、議案第73号及び議案第75号は産業建設常任委員会に付託しておりましたので、各委員長の審査報告を求めます。

総務文教常任委員長、陶山 莊太郎君。

○議員（2番 陶山 莊太郎君） おはようございます。それでは、総務文教常任委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第61号及び議案第74号の2件であります。

議案第61号、令和6年度対馬市一般会計補正予算（第8号）のうち、本委員会に係る歳入は10款・地方特例交付金の追加、11款・地方交付税で普通交付税の追加、17款・財産収入で、各種基金利子の追加、18款・寄附金で、企業版ふるさと納税による寄附金の追加、19款・繰入金で、財源調整のための財政調整基金繰入金の減、21款・諸収入で、長崎県が施工する加志川総合流域防災工事に伴う消防施設移転補償費の計上、22款・市債で、U・Iターン推進事業

債及び消防防災等施設整備事業債の追加が主なものであります。

歳出は、2款・総務費で、小鹿バス停待合所解体などに係る工事請負費の計上、CATV峰サブセンターLAC装置等の改修、各施設の光熱水費や庁舎等の修繕に係る需用費、通信料金改正などによる役務費、移住・定住推進事業補助金の増加見込みによる負担金、補助及び交付金及び各種基金積立金の追加、7款・商工費で、上見坂公園などの観光施設トイレ管理に係る役務費の追加、9款・消防費で、消防施設3か所の非常用予備発電設備修繕、屋外拡声機器修繕に係る需用費及び簡易水道基幹改良事業に伴う消火用配管の増加による負担金、補助及び交付金の追加、10款・教育費で、中学校教師用教科書・指導書（令和7年から令和11年度使用）の購入及び学校や社会教育施設などの修繕等に係る需用費の追加であります。

審査に当たって委員からは、特定目的基金の運用は、適切な管理を図ってほしい。特に庁舎建設整備基金については議会とも早期に協議し、時期や場所などを明確にした上で適切に運用してもらいたい。CATV峰サブセンターLAC装置は、中古品やリースなど安価で改修できる方法を検討してほしい、などの意見がありました。

次に、議案第74号、対馬市仁田ダム運動公園の指定管理者の指定については、現指定管理者の対馬ゴルフ倶楽部の任期が令和7年3月31日をもって満了となります。

新たな指定管理者候補の選定に当たっては、対馬市指定管理者選定委員会を3回開催し、令和6年7月19日から8月30日まで公募を行ったところ、1団体から申請があり、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の選定方法及び基準に沿って公正に審査した結果、募集要項の選定基準を満たし、かつ事業計画、収支計画及び経営能力を総合的に判断し、対馬ゴルフ倶楽部理事長中原康博氏を指定管理者候補として選定したとのことです。指定管理期間は令和7年4月1日から5年間との説明を受けました。

なお、指定管理料については発生しない提案であります。

以上、本委員会に付託されました議案第61号及び議案第74号の2件につきましては、慎重に審査し、採決した結果、いずれも賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（初村 久藏君） 厚生常任委員長、島居真吾君。

○議員（4番 島居 真吾君） おはようございます。厚生常任委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第61号の1件であります。

議案第61号、令和6年度対馬市一般会計補正予算（第8号）のうち、本委員会に係る歳入は、1款・市税で、定額減税による普通徴収及び特別徴収所得割の減、15款・国庫支出金で、特別障害者手当給付費負担金、施設型給付費負担金及び8020運動・口腔保健推進事業費補助金の追加、16款・県支出金で、社会保障生計調査業務委託金の計上、施設型給付費負担金、福祉医

療費補助金及び地域医療介護総合確保基金事業補助金の追加、21款・諸収入で、令和5年度医療扶助費等精算に伴う国庫負担金及び生活保護費精算に伴う県負担金の追加交付分の計上、22款・市債で、子ども医療費助成事業債の追加、高齢者移動費助成事業債の減が主なものであります。

歳出は、2款・総務費で、二輪車等に係る軽自動車税申告手続のオンライン化対応業務のためのシステム改修委託料及び過誤納還付金の追加、3款・民生費で、令和5年度の各事業における補助金等の確定に伴う障害者医療費負担金、生活困窮者自立相談及び就労準備支援事業費負担金、子ども・子育て支援交付金、生活扶助費等及び介護扶助費等の国費・県費精算返還金、対馬市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画に基づき、認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）を整備するための介護施設開設事業補助金の計上、特別障害者及び障害児福祉手当の認定件数の増加に伴う給付費、総合福祉保健センター受水槽改修及び上対馬地域福祉センターエアコン取付に係る事業費、福祉医療費の増額見込みによる追加、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計繰出金の減、4款・衛生費で、令和4年度及び5年度の各事業における補助金等の確定に伴う新型コロナワクチン接種体制確保事業費補助金、出産・子育て応援交付金等の国費・県費精算返還金の計上、対馬市斎場つつじの苑に係る燃料費と光熱水費、火葬用機器のメイン通信制御ユニット（シーケンサ）とタッチパネルの取替え修繕料及び火葬件数の増加に伴う火葬管理委託料の不足見込みによる追加が主なものであります。

以上、本委員会に付託されました議案第61号につきましては、慎重に審査し、採決した結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（初村 久藏君） 産業建設常任委員長、坂本充弘君。

○議員（5番 坂本 充弘君） おはようございます。それでは産業建設常任委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第61号、議案第71号、議案第73号及び議案第75号の4件であります。

議案第61号、令和6年度対馬市一般会計補正予算（第8号）のうち、本委員会に係る歳入は、2款・地方譲与税で、森林環境譲与税の追加、13款・分担金及び負担金で、博物館の維持管理に係る長崎県管理運営負担金の追加、16款・県支出金で、新規就農総合支援事業補助金の追加、県の内示に伴う地籍調査事業補助金の減、21款・諸収入で、漁業就業実践研修事業返還金、水産業施設整備支援事業返還金及び離島漁業再生支援事業返還金の計上、22款・市債で、加志川総合流域防災工事に伴う負担金のための県工事河川事業債の計上、漁業用燃油高騰対策事業補助金の増額に伴う漁業用燃油高騰対策事業債及び県港湾事業の増額に伴う負担金のための県工事港

湾事業債の追加が主な補正であります。

歳出は、2款・総務費で、県の内示に伴う地籍調査測量委託料の減、6款・農林水産業費で、漁業就業実践研修事業、水産業施設整備事業及び離島漁業再生事業県費返還金の計上、農道柿ノ木線補修工事外2件による工事請負費、農業次世代人材投資事業補助金、漁業用燃油高騰対策事業費補助金及び森林環境譲与税の増額による森林環境譲与税活用基金積立金の追加、7款・商工費で、対馬市ファミリーパーク内の各設備、神話の里古民家玄関ホール床板及び上対馬温泉渚の湯高圧キュービクル内の各設備等の修繕料の追加、8款・土木費で、加志川総合流域防災工事に伴う負担金の計上、市営住宅修繕料、道路維持補修工事費及び県港湾事業負担金の追加、10款・教育費で、博物館の電気室非常用バッテリーの修理交換に係る修繕料の追加が主な補正であります。

次に、議案第71号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例については、対馬市が令和4年度から継続事業で実施しているあそうベイパーク整備事業の一環として、多目的広場で施工中のあそうベイパーク遊具設置工事が年度内に完成予定であり、幅広い年齢層の方々の利用促進を図る目的で、第6条第1項で規定する多目的広場の使用料を別表第2から削除し、また、第6条第2項別表第3で規定している指定管理者に管理させる移動販売の許可施設の欄にあそうベイパークを追加し、施設の魅力向上と利用者の利便性向上を図るもので、この条例は公布の日から施行予定であります。

次に、議案第73号、対馬市観光情報館ふれあい処つしまの指定管理者の指定については、現在、一般社団法人対馬観光物産協会が指定管理者として管理運営を行っておりますが、令和7年3月31日をもって指定管理期間が終了いたします。そのため対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第4号の規定による公募によらない候補者の選定により、一般社団法人対馬観光物産協会を選定し、引き続き指定管理者として指定しようとするものであります。選定は、対馬市指定管理者選定委員会において、選定方法及び審査基準に沿って審査を行い、健全な管理運営ができると総合的に判断され、選定されたものです。

なお、指定管理料は発生せず、指定管理期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間であります。

本件につきましては、12月9日の委員会において委員から、一般社団法人対馬観光物産協会は、公募によらない候補者の選定理由である公共的団体と判断できるのか、また、公共的団体となった場合も、公募によらない候補者選定でよいのか、収支計画において過去のデータが反映されておらず、収益を生まない計画となっているなどの意見があり、結論に至らず、追加資料が提出され、12月12日に再度、委員会を開催して慎重に審査したものであります。

次に、議案第75号、体験であい塾匠の指定管理者の指定については、現在、匠運営協議会が

指定管理者として施設の管理運営を行っておりますが、令和7年3月31日をもって指定管理期間が終了いたします。そのため、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により、公募を行った結果、1団体からの申請があり、引き続き指定管理者として指定しようとするものであります。選定は、対馬市指定管理者選定委員会において、選定方法及び審査基準に沿って審査を行い、選定されたものです。

なお、指定管理期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間で、指定管理料は5年間で1,215万円の提案であります。

委員からは、ふれあい処つしま及び体験であい塾匠において、盆や年末年始は休業となっているが、観光客が多いので営業できるよう検討してほしい。今後、指定管理者の選定においては、これまでの実績や今後の社会情勢等を踏まえた上で、詳細な収支計画を作成するよう申請者に対し指導していただきたい。また、人員配置計画において責任体制の明確化を図ってほしい。農林水産業について、物価高騰の折から漁業用燃油対策だけではなく、畜産飼料等の補助金についても継続していただきたい、という意見がありました。

以上、本委員会に付託されました議案第61号、議案第71号、議案第73号及び議案第75号の4件につきましては、慎重に審査し、採決した結果、いずれも賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長（初村 久藏君） 各部常任委員会の審査報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認めます。

次に、厚生常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認めます。

次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第61号、令和6年度対馬市一般会計補正予算（第8号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する各常任委員長の審査報告は、いずれも可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（初村 久藏君） 起立多数です。本件は、委員長報告のとおり可決決定されました。

次に、議案第71号、対馬市公園設置条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号、対馬市観光情報館ふれあい処つしまの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号、対馬市仁田ダム運動公園の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の審査報告は可決であります。本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号、体験であい塾匠の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の審査報告は可決であります。本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員長報告のとおり可決されました。

議事運営の都合により暫時休憩します。再開時間は追ってお知らせをいたします。

議会運営委員の皆様は議会運営委員会を招致をしますので、会議室に御参集ください。

午前10時29分休憩

〔議会運営委員会〕

午前11時10分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

----- . ----- . -----
日程第6. 議案第79号

○議長（初村 久藏君） 日程第6、議案第79号、対馬市部設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ただいま議題となりました議案第79号、対馬市部設置条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

このたびの部設置条例の一部改正は、対馬市が重要課題として取り組んでおりますSDGsをはじめとした環境施策の担当として新たな部を設置すること及び効率的な業務遂行のための見直しでございます。

新たに未来環境部を設置し、現在、しまづくり推進部所管の域学連携に関すること、エネルギー政策に関すること、市民生活部所管の環境保全に関すること、廃棄物処理に関すること、農林水産部所管の自然環境保護に関することなど、未来に向けた環境施策、対馬特有の動植物などの自然保護の施策の取組を担当します。

次に、観光交流商工部の名称を観光推進部に改め、交流商工の業務につきましては、課の改編により課名にうたい込みます。

次に、建設部所管の農道、林道、漁港、漁場に関することを農林水産部に移管し、基盤整備課を農林水産部所管に変更します。基盤整備については、ソフト事業との関係性もあり、同じ部内にあるほうが連携を取りやすいとのことから、円滑な業務遂行のため所管部の変更をするものでございます。

以上が、概要でございます。

それでは、新旧対照表の２ページを御覧ください。

第１条中第３号の観光交流商工部を観光推進部に改め、第５号から第１０号を１号ずつ繰り下げ、第５号に未来環境部を加えるものでございます。

３ページをお願いします。

第２条に定める部の分掌事務について、第３号の観光交流商工部を観光推進部に改め、第５号から第１０号を１号ずつ繰り下げ、第５号に未来環境部を定め、しまづくり推進部の域学連携に関する事、エネルギー政策に関する事、市民生活部の環境保全に関する事、廃棄物処理に関する事及び農林水産部の自然環境保護に関する事を未来環境部に移管します。

４ページをお願いします。

建設部の農道・林道・漁港・漁場に関する事を農林水産部に移管するものでございます。併せて別表の厳原庁舎に所属する部の内容を改正しております。

なお、附則で施行日を令和７年４月１日としております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、総務文教常任委員会へ付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、総務文教常任委員会へ付託することに決定しました。併せて慎重な審査を要することから、閉会中の継続審査としたいと思います。

日程第７．議案第８０号

○議長（初村 久藏君） 日程第７、議案第８０号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長、内山歩君。

○建設部長（内山 歩君） ただいま議題となりました議案第８０号につきましては、建設部所管の議案でございますので、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。追加議案書の５ページをお願いします。

議案第８０号、工事請負変更契約の締結について、本議案は、高浜漁港水産生産基盤整備工事

に係る工事請負変更契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本工事は、制限付一般競争入札により、令和6年8月26日付で、星野建設株式会社対馬支店支店長星野光圀氏と1億3,819万6,410円で当初契約を締結いたしました。

今回、漁港整備事業の円滑な工事進捗と本工事の早期完成を図るため、ブロック製作ヤードの効率的な使用の調整と併せ、変更設計において消波ブロックの製作個数を追加し、随意契約により請負代金額3,637万3,590円を増額いたし、変更請負代金額1億7,457万円で、令和6年11月27日に同氏を相手方とした工事請負変更仮契約を締結いたしております。ここに本契約を締結したく、議会の議決を求めるものでございます。工事の概要につきましては、議案書の6ページ、参考資料をお願いします。

外防波堤工事延長17.2メートル、うち消波工17.2メートルで、消波ブロック255個を製作し、その一部を据え付け施工するものでございます。参考に、7ページから9ページにかけて、計画平面図、工事平面図及び標準断面図を添付しておりますので御参照ください。

以上、簡単ではございますが、議案第80号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第80号、工事請負契約の締結について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第8. 発議第9号

○議長（初村 久藏君） 日程第8、発議第9号、有人国境離島法の改正・延長を求める意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。17番、作元義文君。

○議員（17番 作元 義文君） ただいま議案となりました発議第9号、有人国境離島法の改正・延長を求める意見書については、私に対馬市の国境離島活性化推進特別委員会の委員長であり、かつ県下の5市2町で構成されております長崎県国境離島市町議会連絡協議会の会長を拝命しておりますので、今回、意見書を提出することになった経緯を御説明いたします。

令和8年度末の有人国境離島法が法律の期限を迎えるに当たり、本法律により、運賃低廉化事業や輸送コスト助成事業、雇用拡充支援事業は、本市をはじめとする有人国境離島地域に住む市民などには、なくてはならない状況となっております。その中で、関係する5市2町が、法律の改正・延長に向けての取組を積極的に展開する必要があるため、その一環としまして、長崎県との協議も踏まえ、今回12月定例会に足並みをそろえて意見書を提出するものでございますので、私のほうから提案理由を説明いたします。

発議第9号、令和6年12月17日、対馬市議会議長、初村久藏様。

提出者、対馬市議会議員、作元義文、賛成者、対馬市議会議員、陶山荘太郎、同じく島居真吾、同じく坂本充弘。

有人国境離島法の改正・延長を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

それでは、意見書（案）を読み上げて、提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

有人国境離島法の改正・延長を求める意見書（案）。

特定有人国境離島地域においては、平成29年に有人国境離島法が施行されて以来、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用した各種施策により、その恩恵を享受しているところがある。

国境離島は、我が国の領域、排他的経済水域などの保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、再生可能エネルギーの導入及び活用などの観点から、極めて重要な役割を担っている。

しかしながら、厳しい自然的・社会的条件の下、人口減少や高齢化が急速に進展するとともに、基幹産業である1次産業の停滞に加え、人の往来、生活物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額であることのほか、医療提供体制や産業基盤、生活環境等が脆弱といった課題が山積しており、国境離島をめぐる状況は依然として極めて厳しい状況にある。

国境離島地域の人々が将来にわたり安心して暮らし続けていくことができる地域社会を維持していくためには、引き続き国により特別な措置を講ずる必要がある。

よって、現行の有人国境離島法が令和8年度末をもって失効することから、地域の実情や要望を反映した内容に改正の上、期限延長を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年12月17日、長崎県対馬市議会。

提出先、衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、国土交通大臣殿、内閣官房長官殿。

以上、御賛同いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。10番、小島徳重君。

○議員（10番 小島 徳重君） 意見書の趣旨には全面的に御賛同するものです。

これで、この意見書の提出先も今、読み上げられましたが、これ意見書提出するのみなのか、それとも陳情活動等も伴うことなのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（初村 久藏君） 17番、作元義文君。

○議員（17番 作元 義文君） この意見書は、とりあえず5市2町の議会の議決をもらって提出をいたします。それで、この件についての陳情要望活動は別途、会議を行って決定をし、国のほうに要望に行く予定にしております。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 10番、小島徳重君。

○議員（10番 小島 徳重君） 陳情要望活動が行われるということを確認しましたので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それで、これ、県下の各自治体ごとにするのか、それとも行動をまとまってされる、まとまってされるわけですね。その際、議長とか総理大臣、あるいは大臣宛てになっておりますけれども、その際、これまでの慣例で行くと、多分、県下の出身の国会議員さんを通して陳情要望活動されると思いますが、そのときにどのような議員というか、党派とかそのあたりは想定をされているのか、計画があればお聞かせください。

○議長（初村 久藏君） 17番、作元義文君。

○議員（17番 作元 義文君） 一応、長崎県下の参議院、衆議院の先生方と相談をし、そして陳情要望活動を行っていきたいというふうに思っております。

○議長（初村 久藏君） 10番、小島徳重君。

○議員（10番 小島 徳重君） それで、県下出身の参議院議員、衆議院議員の先生方ということのお話でしたが、その際、党派、所属等を問わず県下、県内の議員さん方を対象にされるということでよろしいでしょうか。

○議長（初村 久藏君） 17番、作元義文君。

○議員（１７番 作元 義文君） そういう形で行っていきたいと思っております。

○議長（初村 久蔵君） １０番、小島徳重君。

○議員（１０番 小島 徳重君） それで、今、国会の情勢等を見ましても、今、政権与党だけではなくて、いろんな議案等についても各政党、幅広く意見を集約しながら国会の進行も行われておりますので、政権与党のみならず、各政党のお力をお借りするように要望をしておきます。

以上です。

○議長（初村 久蔵君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久蔵君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久蔵君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

発議第９号、有人国境離島法の改正・延長を求める意見書について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久蔵君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおりに決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久蔵君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第９．委員会の閉会中の継続審査について

○議長（初村 久蔵君） 日程第９、委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務文教常任委員会において審査中の事件であります発議第４号、国境、対馬市平和の日条例、議案第７９号、対馬市部設置条例の一部を改正する条例について、配付しておりますとおり継続審査の申出の提出があっております。

お諮りします。申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久蔵君） 異議なしと認めます。発議第４号、国境、対馬市平和の日条例と、議案第７９号、対馬市部設置条例の一部を改正する条例は、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。本会議における議決の結果、条項、字句、数字、その他において整理を要するものがある場合、その整理権を会議規則第43条の規定によって議長に委任願います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。したがって、整理権は議長に委任することに決定しました。

○議長（初村 久藏君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

市長から挨拶の申出がっておりますので、これを受けます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 第4回対馬市議会定例会の閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本定例会は12月3日から本日までの15日間にわたり、御提案申し上げました案件につきまして、慎重に御審議、御決定賜り厚くお礼申し上げます。

議決いただきました案件につきましては、市民皆様の生活と福祉の向上のため、適正な事務処理に努め、速やかに対処してまいりたいと存じます。

さて、11月29日に国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策の内容を盛り込んだ国の補正予算（案）が閣議決定され、年内の成立を目指すこととされています。その中で、重点支援地方交付金が追加され、2つの支援事業が交付対象事業となっております。1つ目は、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図るため、住民税・非課税世帯1世帯当たり3万円を目安として給付を行い、その対象世帯のうち、子育て世帯については子供1人当たり2万円を加算するものでございます。2つ目は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して支援を行うものでございます。本市においても、国の経済対策に呼応し、物価高騰に対する迅速な対応に努めてまいります。

次に、2件、行政報告をさせていただきます。

1点目は、観光交流商工部関連でございます。

元寇、文永の役750周年として、10月12日から11月24日まで対馬博物館において、特別展「アンゴルモア元寇合戦記の世界―照らし出された対馬の元寇―」を開催いたしました。特別展は、元寇における対馬での戦いを描いた漫画「アンゴルモア 元寇合戦記」の創作にまつわる貴重な資料や原画などを展示し、初日には、島内外から原作やアニメ作品のファン約140人が詰めかけ、漫画の原作者でありますたかぎ七彦先生とアニメの声優などによるトークイベントを楽しんでいただきました。なお、今回の特別展には約5,000人が御来館いただき、令和4年4月30日開館からの本年11月15日までの来館者数が10万人を達成いたしました。

2点目は、対馬市議会議員一般選挙の日程でございます。既に本市のホームページにおいて掲載しておりますが、令和7年5月31日の任期満了による対馬市議会議員一般選挙の日程につきまして、対馬市選挙管理委員会において、告示日を令和7年5月11日に、選挙日、投票の開票日でございますが、これを同年5月18日に決定しております。

以上、御報告でございます。

さて、新年の行事でございますが、1月3日に二十歳を祝う会、5日には消防出初式を予定しております。議員皆様には、新年早々御多忙のこととは存じますが御出席いただき、二十歳になられた方、消防団員への激励を賜りますようお願いいたします。

最後になりますが、議員皆様をはじめ、市民皆様方の御健勝と来る新年が皆様方にとりまして希望に満ちた飛躍の年となりますよう、御祈念申し上げ、本定例会閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（初村 久蔵君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

令和6年第4回定例会は、議案全般にわたり熱心に御審議いただきまして、ここに滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位はもとより、市長以下、職員の方々の御協力に対して心からお礼を申し上げます。

また、審議の中で出ました貴重な意見や指摘事項等につきましては、今後の行政運営に生かされることを期待いたします。

さて、今年も残すところあと僅かとなりましたが、今年を振り返ってみますと、スポーツ界では、大リーグの大谷翔平選手の2年連続のリーグMVP受賞、パリオリンピック・パラリンピックでの金メダル34個とアスリートの活躍が目覚ましく、明るい話題も多い1年でした。

その反面、政治の世界では政治とお金の裏金問題により、解散総選挙では自民党と公明党の連立与党の議席が過半数を大きく割り込む結果となったことは、記憶に新しいところでございます。来年5月には市議会議員一般選挙が予定されており、我々の任期も限られてはいますが、急速に進む少子高齢化や人口減少対策、農林水産業の活性化策など、山積みする課題の解決に向けて、議員一同、市民皆様の信頼と負託に応えられるよう、全身全霊で取り組んでまいり所存でございます。

終わりにりましたが、皆様におかれましては、これから年の瀬に向けて慌ただしい毎日を過ごされることと思いますが、くれぐれも健康に留意され、御家族そろって健やかに新年を迎えられますことを祈念し、閉会の挨拶といたします。

会議を閉じます。これをもちまして、令和6年第4回対馬市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午前11時39分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 初村 久藏

副 議 長 春田 新一

署名議員 島居 真吾

署名議員 坂本 充弘